

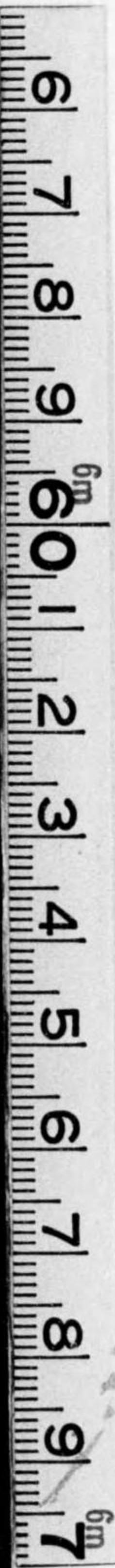
188. 5-D83ウ



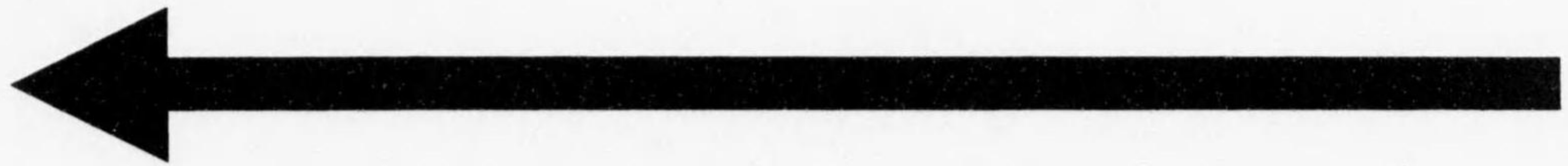
1200500728078

188.5

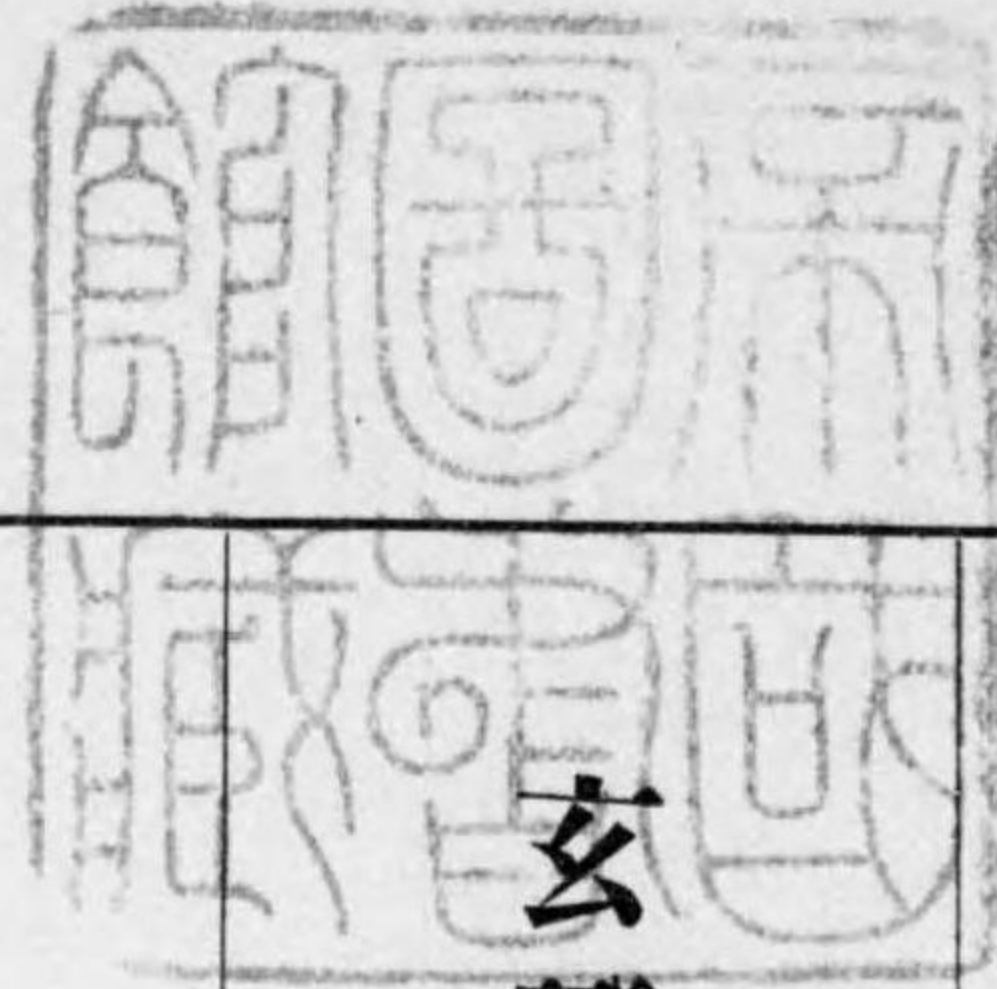
3



始



188.5
D83

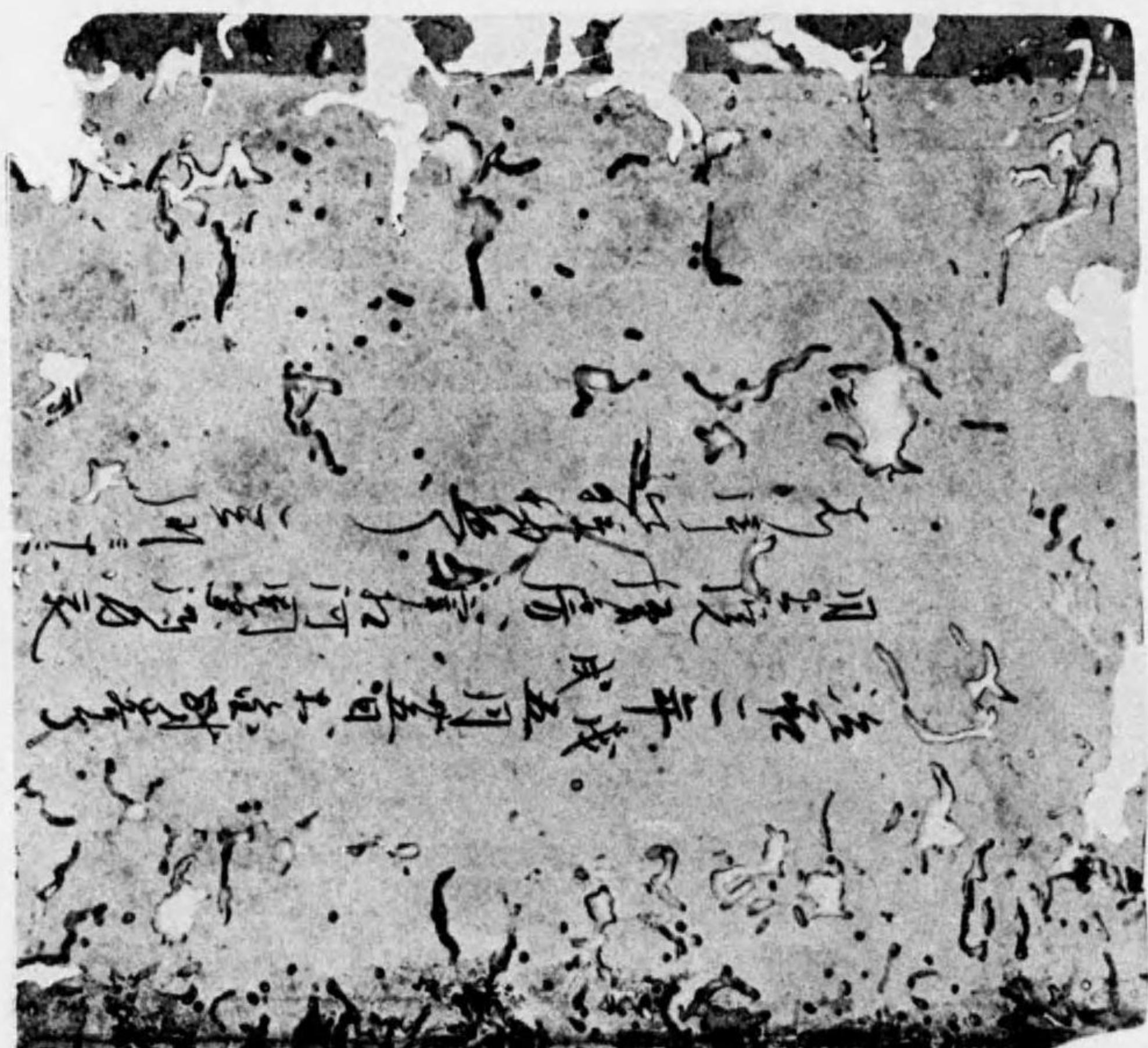


土宜成雄著

玄證阿闍梨の研究

桑名文星堂刊





第一圖 金剛頂經一百八尊法身印 表紙並與書



第五圖 梵天火羅圖 部分



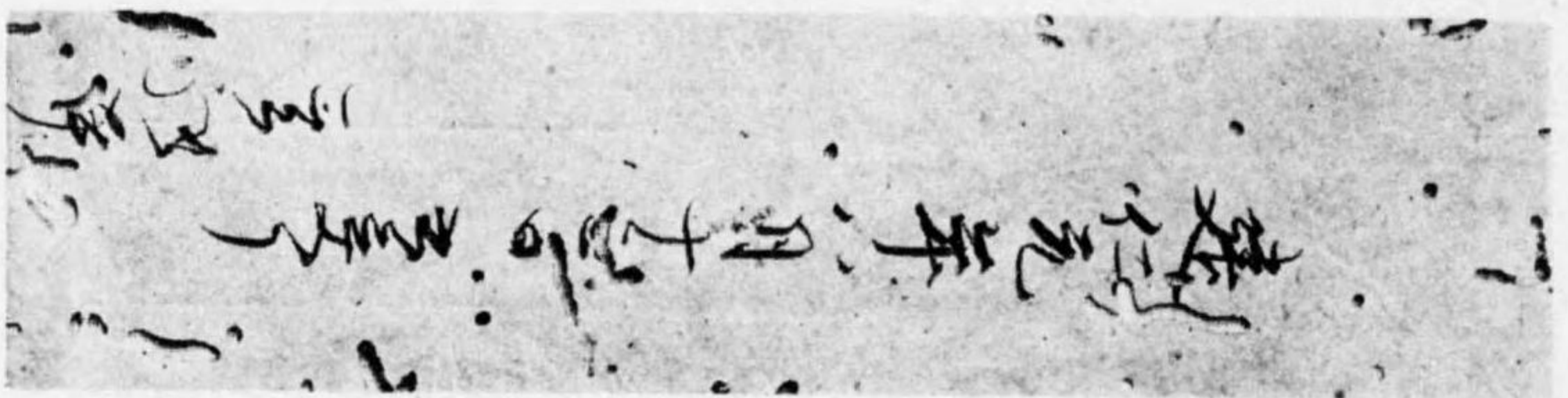
第四圖

唐本北斗曼荼羅圖

東京美術學校藏



第六圖 梵天火羅圖 部分



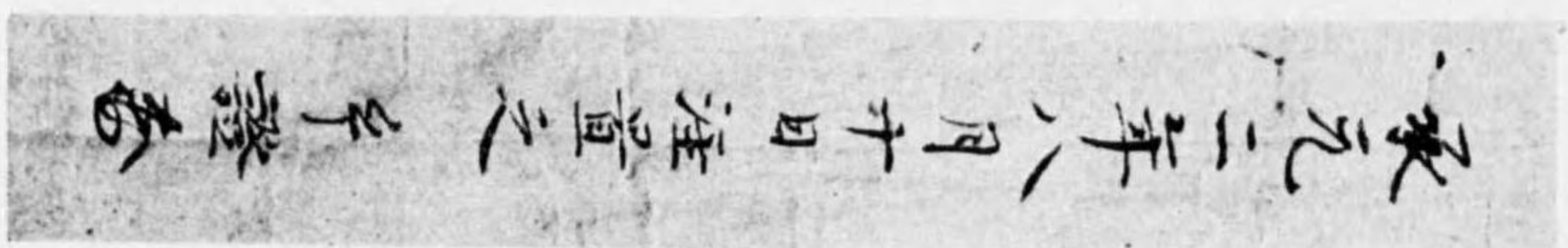
第七圖 (左ヨリ) 次發願四法次經題名奥書ヨリ

第九圖 (三) 廿八使者儀軌表紙ヨリ



第八圖 (二) 不動明王七度念誦法奥書ヨリ

第十圖 (4) 儀軌本經私記等目錄奥書ヨリ



史大原年之五十六
 馬四十折東壯
 于草要並
 可為檢次書二云
 真言集
 敬時義
 如句古時
 全野中書
 承元二年八月十日湮置之乎證卷

儀軌奉經私記卷目錄
 卷首並與書
 經一
 略古一
 敬入一
 懺入一
 後廢平
 搜志地儀軌

第十一圖

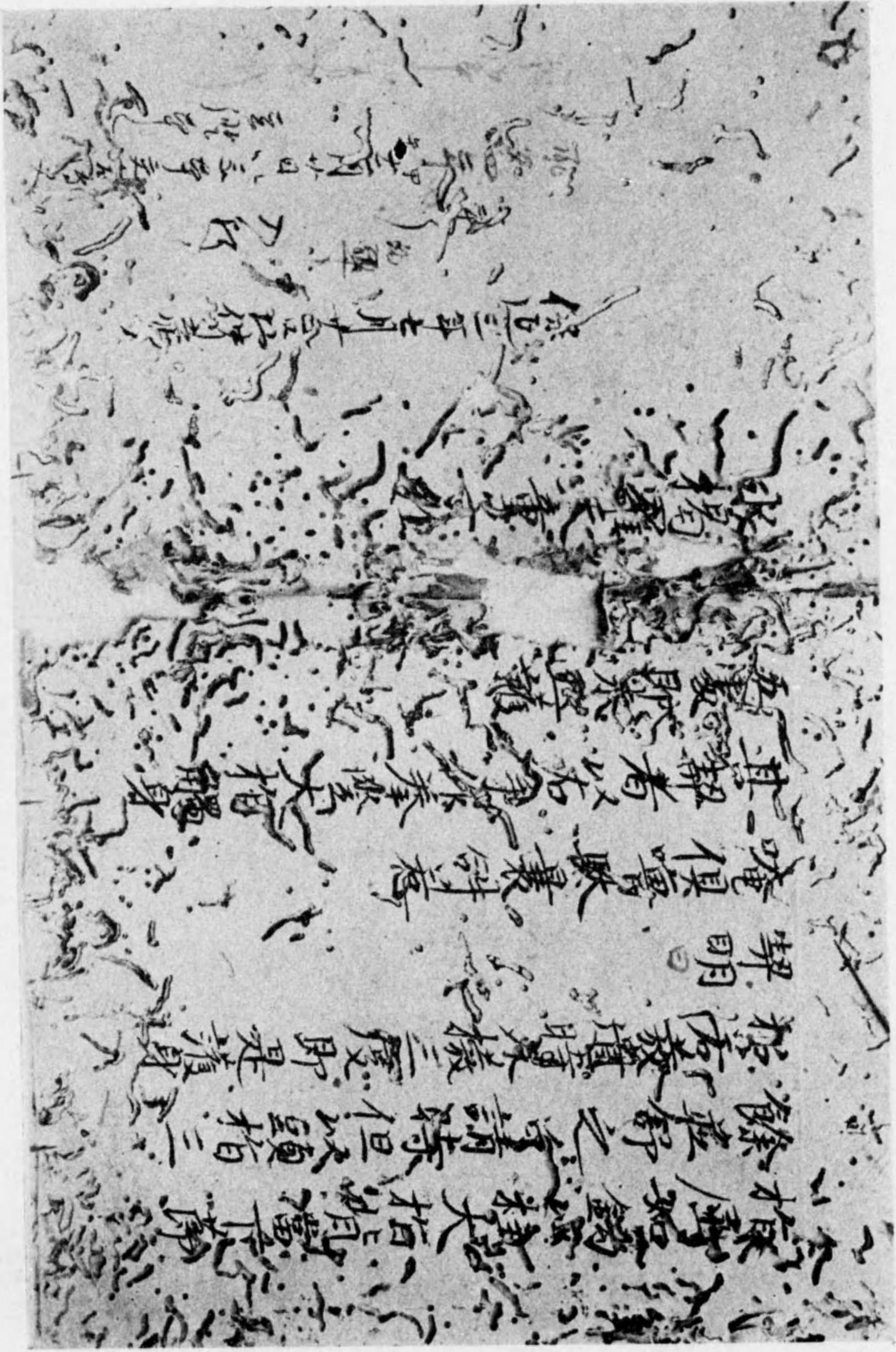
儀軌本經私記等目錄

卷首並與書

廣依有信者樂十方世界以慧力
 活人彌持普賢願所有善根而積集
 以一條那得如願以此群生獲勝願
 我獲得普賢行殊勝普量福德願
 所有群生獲勝願皆往普量光輝
 普賢普賢隆行願讚
 送三年七月九日終身寫
 蓮筆重集
 承元三年二月廿日
 承元三年二月廿日

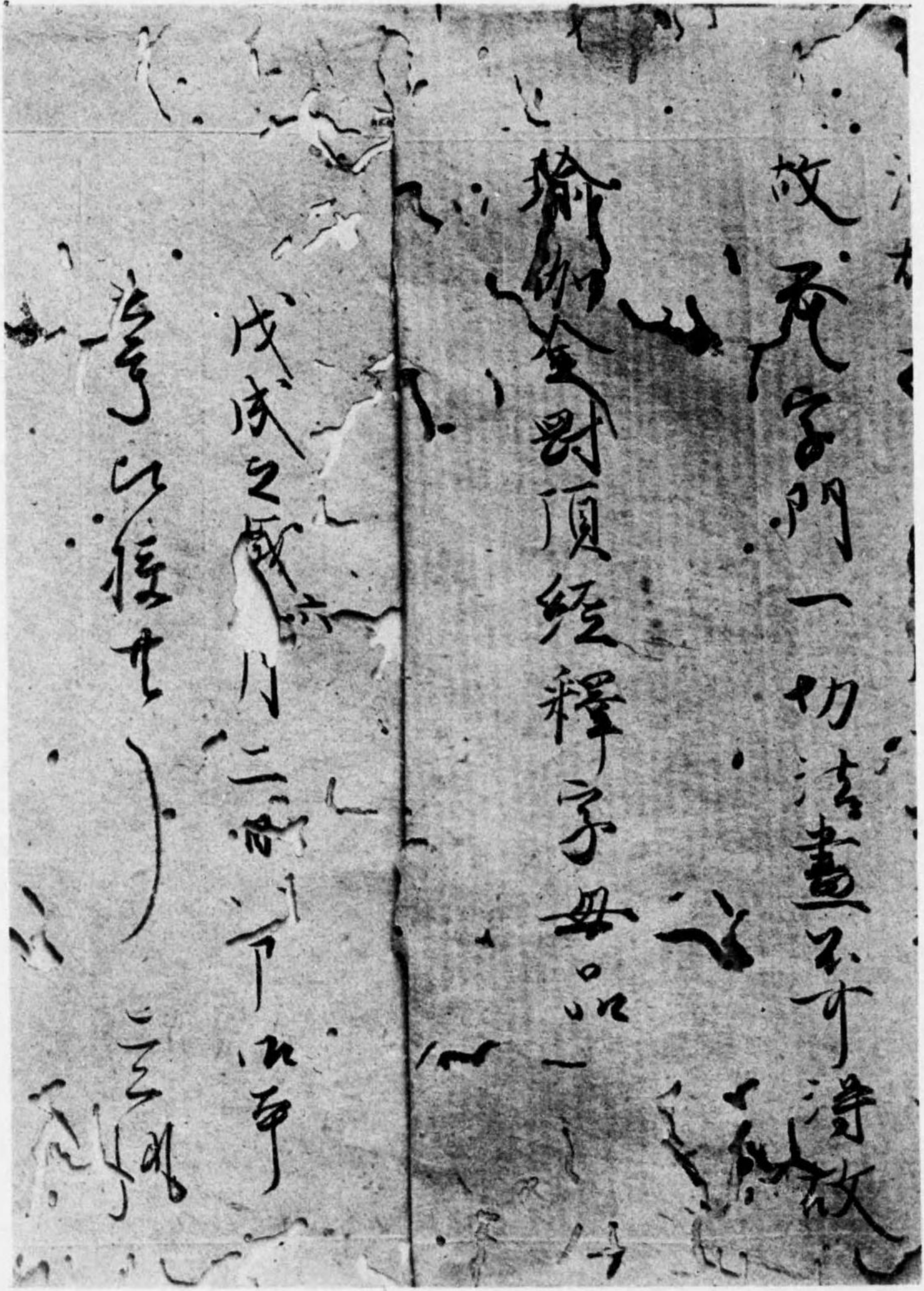
第十二圖

普賢菩薩行願讚 與書

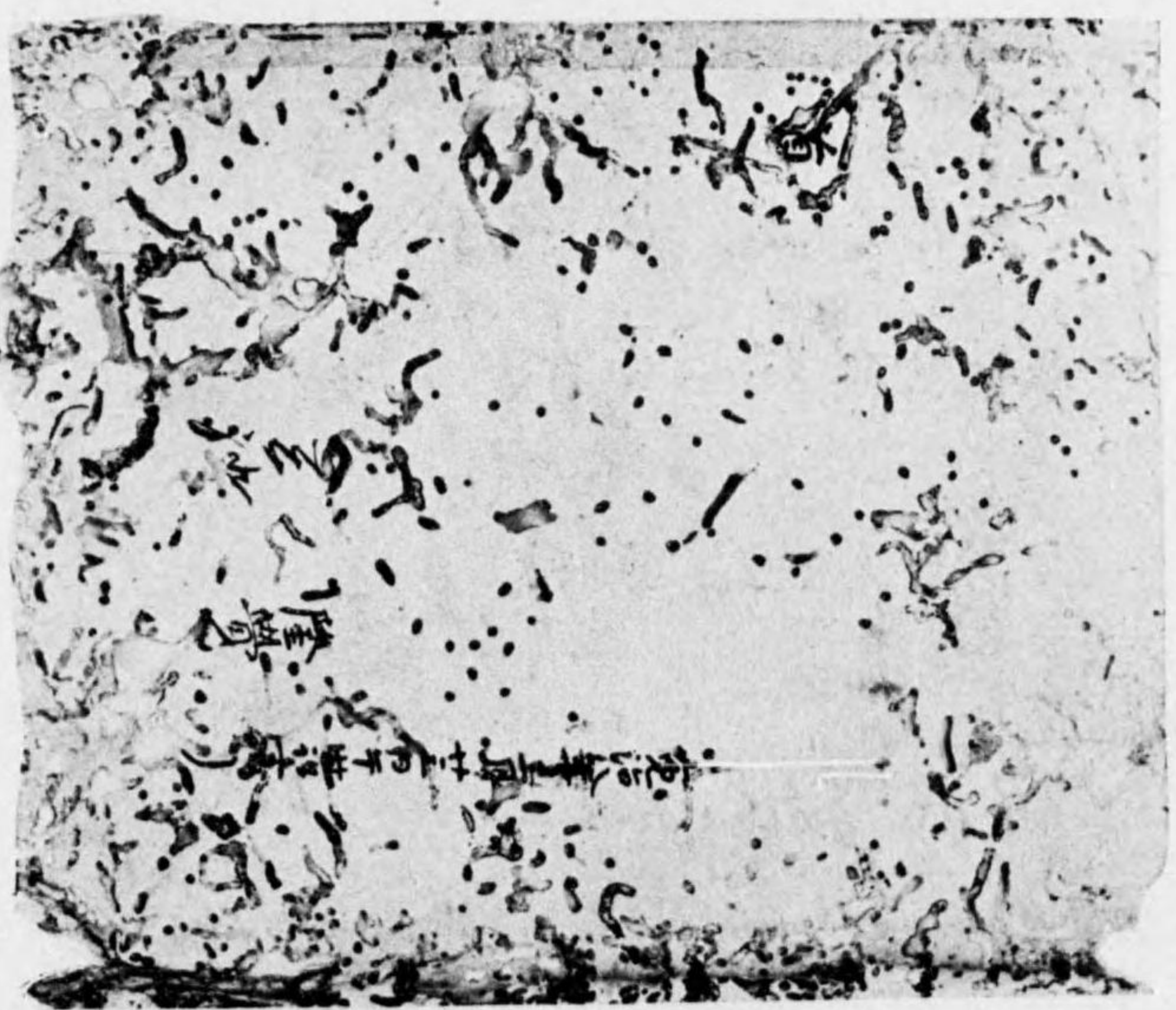
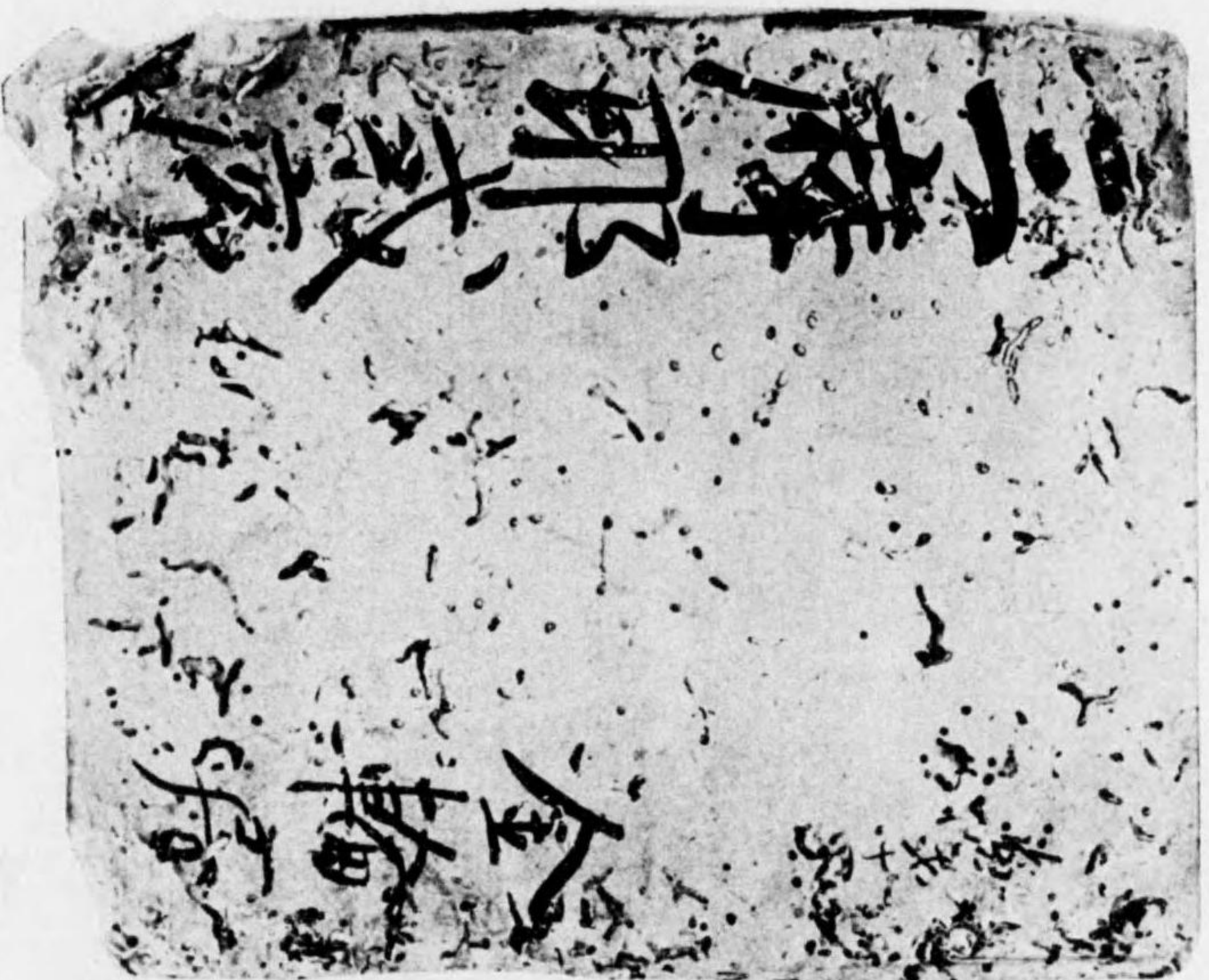


第十三圖

水精羅天童子經 奧書



第十四圖 瑜伽金剛頂經釋字母品 奧書



第十九圖 三摩耶戒序 表紙並奥書

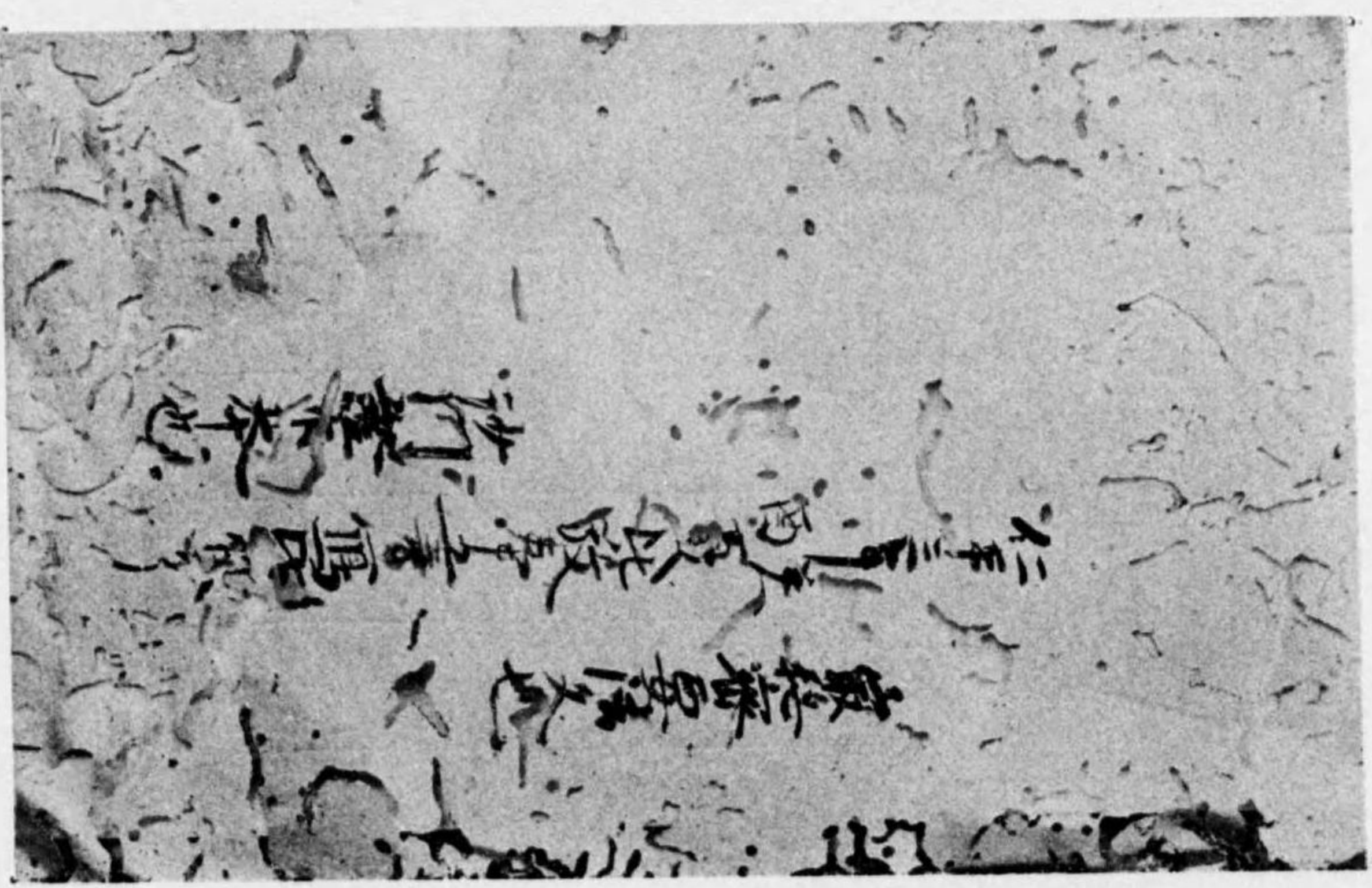
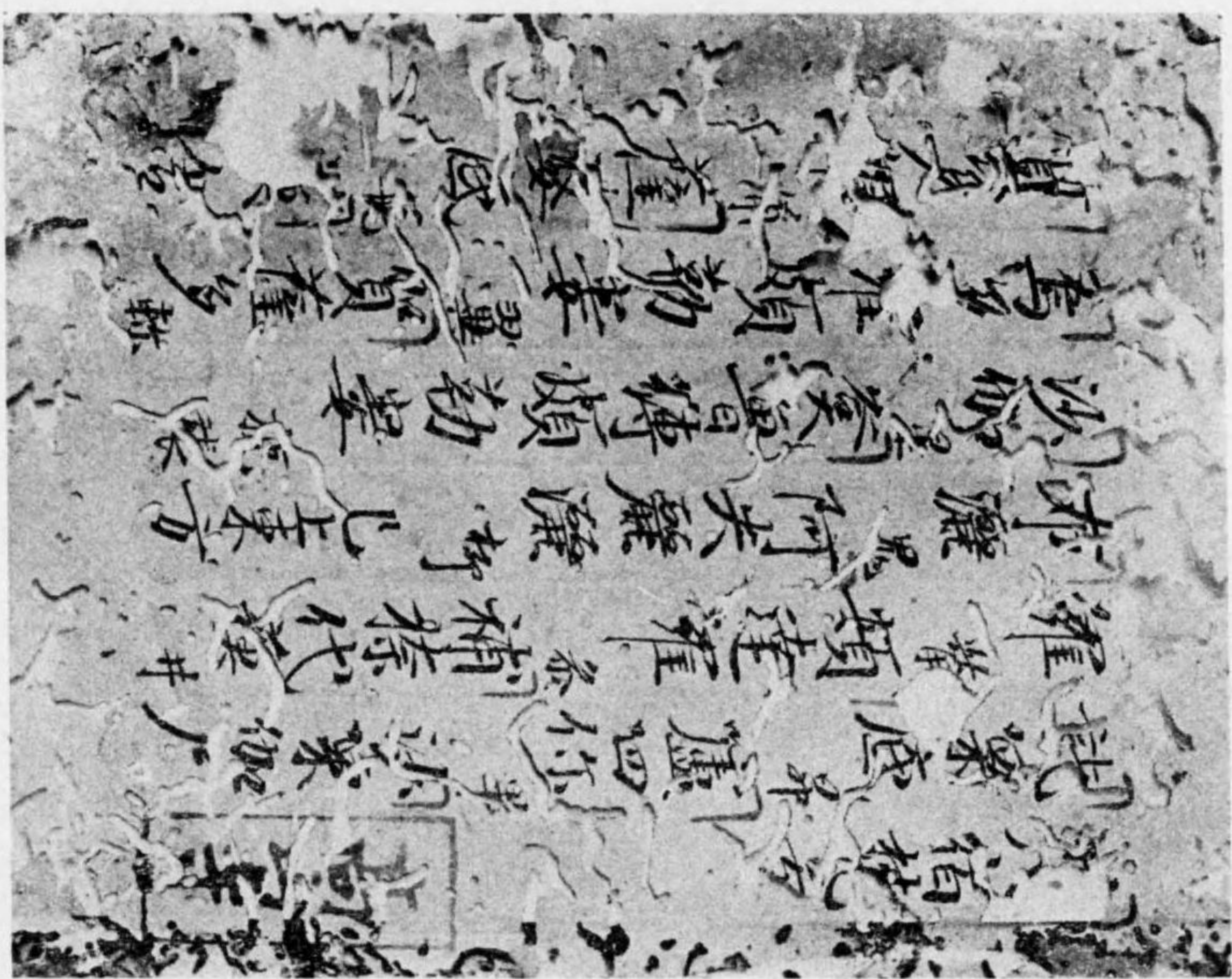


第二十圖 先德圖像部分 東京帝室博物館藏

第二十二圖 大孔雀明王圖 安田文庫藏



第二十一圖 應現觀音圖 久原文庫藏



第二十三圖 二十八宿圖 卷頭並奧書



第二十四圖 二十八宿圖 部分



第二十六圖

般若心經秘鍵表 表紙並奧書



第二十五圖 二十八宿圖 部分

十四卷又三歲和上師親粉繪于地聖
 衆搃圖一卷畫地報及手中圖一卷
 都集邊界茶輝圖一鋪詞皆滌筒於
 源流出真之切靡究於此故今如說終
 習者去風而遐舉餘說其未者隨盡
 津以流心非失深解圖係種功智地真
 能希美終旨際焉輸於察廓其時
 歲次辰用乳于午也

大日經

宋治平五月廿八日我國開長卷
 謹中

第二十七圖 大日經序 奧書

心得字在元去本 以爲常行皆圖的
 百八尊印契真言

一板已

治平元年 奉勅
 奉書寫
 大明

第二十八圖 證印筆百八尊印契真言 奧書

989
20

玄證阿闍梨の研究

目次

玄證阿闍梨と圖像

第一章 玄證阿闍梨と月上院に就て	一
一 序	六
二 玄證阿闍梨に關する諸研究	一〇
三 玄證阿闍梨の房號に就て	一三
四 月上院に就て	一三
第二章 玄證阿闍梨の法系相承に就て	一三
一 廣澤方傳法院流の法系に就て	一三
二 小野方勸修寺流の法系に就て	一〇
第三章 玄證阿闍梨の傳歴	一七
一 玄證阿闍梨の誕生年代	一七
二 玄證本に就て	一四

目次

三 玄證阿闍梨の書寫本と所持本……………五

四 玄證阿闍梨の滅入期に就て……………六

五 月上院本と高山寺の關係……………六

第四章 玄證阿闍梨の圖像に就て……………七

玄證阿闍梨略年譜……………八

玄證阿闍梨に關する二三の問題に就て……………九

一 月上院に就て……………九

二 玄證阿闍梨の法系に就て……………一〇

三 玄證阿闍梨の誕生と滅年に就て……………一〇

四 玄證本に就て……………一一

證印阿闍梨と證印本に就て……………一二

證印阿闍梨と證印本に就て……………一二

一 證印阿闍梨の法系に就て……………一三

二 證印本に就て……………一五

三 證印阿闍梨の傳歴に就て……………一六

四 證印阿闍梨と其の周圍……………一七

圖版目次

第一圖 金剛頂經一百八尊法身印 表紙並奥書 高山寺藏

第二圖 金剛頂經一百八尊法身印 奥書部分 高山寺藏

第三圖 安元二年授法記 卷首並奥書 高山寺藏

第四圖 唐本北斗曼荼羅圖 東京美術學校藏

第五圖 梵天火羅圖部分 高山寺藏

第六圖 梵天火羅圖部分 高山寺藏

第七圖 玄證の自署

第八圖 玄證の自署

第九圖 玄證の自署

圖版目次

- 第十圖 玄證の自署
第十一圖 儀軌本經私記等目錄 卷首並卷末 高山寺藏
第十二圖 普賢菩薩行願讚 奥書 高山寺藏
第十三圖 氷揭羅天童子經 奥書 高山寺藏
第十四圖 瑜伽金剛頂經釋字母品 奥書 高山寺藏
第十五圖 別行諸天下 表紙並奥書 高山寺藏
第十六圖 承元二年敬白文章稿 高山寺藏
第十七圖 消息 高山寺藏
第十八圖 南无彌勒佛 奥書(玄朝書寫本) 高山寺藏
第十九圖 三摩耶戒序 表紙並奥書 高山寺藏
第二十圖 先德圖像部分 東京帝室博物館藏
第二十一圖 應現觀音圖 久原文庫藏
第二十二圖 大孔雀明王圖 安田文庫藏
第二十三圖 二十八宿圖 卷頭並卷末 高山寺藏
第二十四圖 二十八宿圖部分 高山寺藏

- 第二十五圖 二十八宿圖部分 高山寺藏
第二十六圖 般若心經祕鍵表 表紙並奥書 高山寺藏
第二十七圖 大日經序 奥書 高山寺藏
第二十八圖 百八尊印契眞言 奥書 高山寺藏

玄證阿闍梨之圖像

第一章 玄證阿闍梨と月上院に就て

一 序 論

野澤二流の分派は密教史上重要な意義を有つ事は云ふまでもない。延いては其れが密教圖像史上に重大な影響を與へた事は見逃せぬ事實であらう。然乍ら其間に介在して特殊な位置を示す傳法院派の存在にも極めて重視すべきものがある。傳法院派の僧侶達の内、覺鏝、證印、玄證、房海、玄朝の法系は、宗脈上月上院流と呼ばれてゐるが、此の流名は單に宗脈上の事ばかりでなく傳法院派の中樞をも代表してゐるかに思はれる。

覺鏝上人は既に知られる如く教相事相の二相を併修せんとして、之を強調されて居り、從來祈禱のみに専念した傾向のある東密に教學的な反省をなさしむるに至つた。當時は即ち源信の淨土思想等に刺戟されて、眞言宗にも教學研究の機運を醸成しつつあつたのであるが、上人の熱烈なる信仰と天稟の學徳とは、遂に高野山に於ける教學革新運動の統率者たらしめたのである。而し

て其の運動は、特に傳法會の再興を契機として、鎌倉時代一般の教學發展にも影響を及ぼしたかに考へられる。

當時事相方面に於ける研究は、本來儀軌に憑據して機宜に應じ、意樂に隨つて念誦の作法、次第類を製作してゐたものであり、密教の興隆と共にかゝる傾向は擴大し、更にまた時代が下ると共に漸次形式化する有様であつて、派を樹て、流を汲むものは何れもかゝる傾向を、種々の理由に捉はれて稟承し、一方秘密主義を取つて容易に他見を許さず、流派的にも幾多の對立を見るに至つたのである。かゝる事情のもとに、密教圖像は阿闍梨達の間で傳承されてゐたのであるが、事相の發展に伴ひ、阿闍梨の靈感、口傳等の相違によつて、其の形像は更に多種多様の様式を生むに至つたのである。然も一方に於いては嚴格なる秘密の保れてゐたことであつて、各寺院は寶庫の扉を固く塞して容易に他見を許さなかつたのである。従つて事相の研究がなされる爲には、此の嚴格なる秘密主義の中に於いて、然も廣汎に互る多種多様の聖教、圖像を蒐集考證するの必要があつた。即ち永嚴、惠什等の大阿闍梨ですらも、苦心慘憺して、十卷の圖像を集成したのであつて、其の困難なることは誠に言語に絶したものがあつたとしなければならぬ。

然るに 鳥羽院が鳥羽に離宮を建立し給ひ、其の近くに勝光明院の寶藏が建てられ、天下の什

寶が此處に蒐藏されることとなつて、此の寶藏の閲覽を許された阿闍梨達は、また此處に於いて見るを得難い圖像なども披見するを得たのである。特に此の寶藏に於いては、台密系の粉本、描本等少なからず蒐藏せられてゐたものと考へられるのであつて、東密の事相研究者にとつては極めてよき參考となり、斯道の研究を促したのであるが、殊に心覺阿闍梨が別尊雜記(五十七卷)を編纂してより後は、是等事相の研究は一躍大部のものとなり、覺禪の覺禪抄(百廿卷)等の如き、膨大且つ貴重なる編纂が完成されるに至つたのである。

覺鏝上人は實にかゝる機運の時代に於いて、其の對立せる諸流の弊害を根絶し、其の分裂せるものを綜合し、以て強力なる一教派を樹立せんとせられたものであつて、傳法院派の生誕はかゝる理想を實現せんとせられたものであつた。

かゝる革新的な態度を持つて居られた覺鏝上人の門下には、また有才の弟子達が集つてゐた。其等の弟子の中、兼海、證印は、特に秀れた弟子であつた。玄證阿闍梨は、此の證印阿闍梨の弟子であり、覺鏝上人のかゝる革新的な企圖を稟承してゐたと考へられ、其れが月上院流と呼ばれるものである。故に彼等の蒐集した聖教は、單なる稟承的な書寫、蒐集の意味に止まらず、綜合的な學的な研究の對象となつてゐたと推知されるのである。

私は此等月上院系の僧侶達によつてなされた聖教類を月上院本と呼ぶのであるが、從來の如く月上院本を以て玄證本とのみ解するは、極めて狹義的な解釋と言はねばならない。月上院本の名は元來、軸の見返し、或は聖教の表紙、奥書等に『月上院』、或は『月院』と書かれてゐるからであるが、中には『⁽⁴⁾』と書かれたものも見られる。然し私は、其等月上院名の有無に拘らず、彼等の手になつたものは總て月上院本であり、また彼等の所持せられてゐた聖教をも併せて月上院本と解したのである。

月上院本には種々の型があるが、大別的に考へて、軸型と樹型と折型の三種に分ける事が出来る。其の内特に樹型本の多い事は注目すべきである。而して是等は儀軌、次第、圖像等諸種の内容を見るものであるが、今日諸家に散藏されてゐるものは多く此の内の圖像本で、普通月上院の玄證本の名で知られてゐる。然し月上院の圖像本は玄證阿闍梨に限つたものではなく、其の師證印阿闍梨に於ても見られるのである。

傳法院派の祖覺鑊上人は教學的には偉大な人であつたが、又繪畫の方面にも頗る秀で、又此の方面の人々とも關係が深かつた様に思はれる。即ち珍海己講、台密の鳥羽僧正覺猷、定智等と關係があり、特に定智との關係は大傳法院の壁畫に於いて著聞せられるところである。

而してかゝる覺鑊上人の傾向を傳承する證印玄證の兩阿闍梨に於いては、既に兩阿闍梨の聖教に於いて圖像の示されるものがあり、また玄證阿闍梨は心覺阿闍梨と關係があり、更に覺禪抄の編者覺禪阿闍梨とは閑觀方(玄證方)の傳授に於いて師弟の關係にあり、玄證の孫弟子に當る等何れも注意すべきことである。即ち是等の事實は、傳法院に於ける僧侶達が少なからず繪畫に興味を有し、またかゝる修業の企圖に於いて、覺鑊上人の理想を稟承するものと考へられ、密教圖像史上極めて重視さるべき問題があらうと思はれる。

斯くの如く藤原鎌倉交期に於ける大傳法院派の學僧達は、其れ自體畫事に秀で、且つは深い關心の示される等、極めて興味ある事實を知るのであるが、然も是等學僧達は何れも大徳の人であつて、其の圖像には、自ら専門畫僧の手になるものとは異なる密教本來の意義による圖像が展示されるものと解されるのであつて、其の圖像の性格には、また傳法院派の學風、延いては當代に於ける密教の特色等が示されてゐるのであつて、また佛教藝術史上の一課題をなすものであらうと考へられる。故に私は其の研究の一部として、今日高山寺に所藏せられる月上院本を中心として、玄證阿闍梨の研究を進めたいと思ふのである。

註

- (1) 覺鑾上人と野山とに争ひがなく、野山に傳法院派が樹立してゐたならば、恐らく傳法院派は野澤二流の上位にあつて、高野山に其の勢力を集中してゐたことと思はれる。
- (2) 高山寺藏「傳法灌頂王國師資血脈次第」に依る。
- (3) 密教圖像の研究は「寶雲第二十四册」佐和隆研教授論文参照。
- (4) 玄證本「五部肝心記」(高山寺藏)奥書に
文治五年七月申剋別所以御本比較了入文字等了 玄證
(別筆) ①院之
とあるに依つて知られる。
- (5) 證印阿闍梨の圖像に就ては、畫說廿八號に森暢氏が「證印本廿八宿圖に就て」の論文が發表されてゐる。證印の繪の事は此れが始めて紹介されたものである。
- (6) 本論六〇頁参照。
- (7) 本論二三頁「廣澤方傳法院流の法系に就て」参照。

二 玄證阿闍梨に關する諸研究

玄證阿闍梨の考察を進める前に、一應今日までに如何に玄證阿闍梨に對して研究されてゐるか検討して見る必要がある様に思はれるが、其等の論説は各論中に述べることでもあるので、此處

では其等の著書を紹介してみやう。

玄證阿闍梨の關心が學界に興味を持たれたのは最近の事で、其れ故其れに關する論文も少ないのであるが、其の發端は大村西崖氏に始まつてゐる様で、一番詳細に互つて研究されてゐるのが戸部隆吉氏の「玄證阿闍梨と其の圖像」と「再び玄證阿闍梨に就て」の論文であらう。今日學界に於ても戸部氏の論が多く引用されてゐる様である。

然し私の知る範圍に於ては、大村西崖氏より前に、玄證阿闍梨の研究の先驅者と思はれる人に西村兼文氏が居られる。西村兼文氏は京都の人で、元本願寺の寺侍で、古文書、古書の鑑識に長じ、京都の古社寺を歴訪し古物の探查、檢閲に努められ、晩年奈良寶物取調主任となり、明治二十九年十二月一日年六十八歳で歿して居られる。其の繪に關する著書に、「隨見畫談」、「畫人傳補遺」、「本朝畫人傳補遺」、があり、又「京都府下畫家墳墓記」、「本朝畫圖品目續編」、「畫家大系」、「續群書一覽」、「好古漫錄」、「歴史古版譜」、「古書題版」等の著がある。玄證阿闍梨の論文は上記の中「畫人傳補遺」にあるもので、此れは餘り知られてない様であるから全文を紹介してみやう。

閑觀房玄證

玄證ハ其ノ俗姓ヲ詳ニセズ。高野山月上院ノ住侶タリ。當院ノ灌頂日記ニ曰、承安二年十二

月八日大阿闍梨密嚴院主兼大傳法院學頭大乘房證印〔六十八、戒五十二〕受者閑觀房玄證〔廿七生年、戒十七〕。又御産御祈記ニ曰、建久四年十二月二十一日宜秋門院御祈（中宮御産）元久二年十二月十八日傳燈大法師位玄證不空羂索供云々。醍醐寺血脈ニ曰、大師二十代寛信念範兩人付法新別所阿闍梨尊海〔號地藏房、大納言俊實之孫美濃守忠高之子〕ノ付法阿闍梨範果果ニ某ノ誤カ其付法閑觀房玄證高野西谷院主元久三年六月八日入滅、年七十二、書畫トモニ勝ルト雖モ、畫ハ模寫ノミニシテ着色アルヲ見ズ。東京博物館所藏高僧影ノ一卷ハ殊ニ透逸タルベシ、世上ニ今流布スル處ハ總テ梅尾高山寺ノ寶庫ヨリ出ルノ外ナシ、是高辨明惠上人ト其法脈ヲ同ウスルニヨリ傳來セシ歟。範果ノ付法成實僧正ノ弟子成辨〔高辨ノ前名ナリ〕明惠タリ、栗原信允ノ著柳菴雜筆ニ覺鑊上人ノ付法大乘房阿闍梨玄證ト記セシハ、覺鑊ノ付法大乘房證印ノ弟子閑觀房玄證トスベキヲ、師弟ヲ一人ト爲セシ誤ナリ。大乘房證印ハ拾遺往生傳ニ詳ニ載セタリ。

とあつて、簡單にして要を得た論説を記されてゐる。されば此れに基きて同補遺の明惠上人の項に、

「修法ノ餘暇閑觀房玄證、藤原信實、託問澄賀、畫師兼康等ノ畫友アリ、自然其道ヲ極ムルニ

至ル」

と述べられてゐる。

其他玄證に關するものに、寶雲第三冊鎌倉芳太郎氏の「玄證阿闍梨筆唐本北斗曼荼羅」の解説、及び、鎌倉時代佛教史料史蹟の秋山光夫氏の「玄證本高僧圖像」の解説があり、又玄證の研究上、證印阿闍梨との關連を知らねばならないとして玄證の研究に新野を指示された森暢氏の「證印本廿八宿圖に就て」（畫說廿八號）の論文がある。斷片的に玄證の名が見えるものに、平子鐸嶺氏の「珍海已講」、内藤藤一郎氏の「日本佛教圖像史」、福井利吉郎氏の「繪卷物概説上」（岩波日本文學全集）、「世界美術全集素描篇」の田中一松氏の解説、小野玄妙氏の「佛教美術と歴史」、東京帝室博物館編「日本美術略史」、美術研究六十號渡邊一氏の「東寺十二天屏風」等が知られる。

此等の論文は、大體戸部隆吉氏（其の源流する處は西村兼文氏のものであらうか）の論文を根據として述べられてゐるのであるが、今日新資料の發見によつて改正さるゝ所も少くないのであつて、もとより拙論に於いては其等の誤りを指摘し、反駁するのではなく、資料少き時苦心慘憺されて研究された先達の遺志を繼いで、より完成された玄證阿闍梨の研究を念ふのみである。

三 玄證阿闍梨の房號に就て

高野春秋の承安二年冬十二月八日の記に、

大法師賢觀受_三祕密灌頂於證印阿闍梨。

とあつて、賢觀なる房號が見えてゐる。賢觀なる房號は又高山寺藏の玄證阿闍梨自筆の「兩界密事私記」の奥書に、

大乘房證印之自筆本賢觀房玄證大乘房之弟子前西谷院主其弟子玄證

とあり、又「血脈類集記」第六に

十四代大法師尊海

付法三人 改名仁濟

(中略)

玄證 賢觀房高野西谷院主

とある。

此等の記事により、玄證阿闍梨は賢觀房なる房號を持つてゐた事が知られる。

然るに、勸修寺の血脈には、

弘法大師廿八代

法務寛信念範兩人付法

別所阿闍梨尊海

杲覺

範杲—玄證 閑觀房高野山西谷院主

成寶—成辨

とあつて、閑觀房なる房號が見えてゐる。而して又『高野山月上院、住侶當院灌頂日記』に於いて

承安二年十二月八日大阿闍梨密嚴院主兼大傳法院學頭大乘房證印_{六十八}受者閑觀房玄證_{二十年}

七、戒。

とあり、又「傳燈廣錄」卷下の略出瑜伽傳燈系譜下(小野方)寛信法務の血脈の條に於いても、

寛信東寺三十九代法務勸修寺七世長吏八代ノ別當東大寺寺務僧都勸修寺(以下略)

仁濟 高野山新別所律師宇地藏京兆人美濃守忠隆之子也禮_三寛信_一受_二許可_一先得_二念範_一印可_二付法二人

第一章 玄證阿闍梨と月上院に就て

成寶勸修寺 玄證西谷院主字ハ
僧正 閑觀付法二人

房海松橋

行守大夫
法印

と見える處であつて、閑觀房なる房號の玄證阿闍梨なることが知られるのである。

即ち玄證阿闍梨は、賢觀房、閑觀房と二つの房號を使用してゐるのであるが、此の二つの房號の間に如何なる關係が存するのであらうか。

今日吾々が使用してゐる漢字に漢音、吳音の二つの音が存する事は既に周知のことである。此の漢音、吳音の讀方は、また特に僧侶の間にあつて複雑なることは、經典儀軌等の讀經に際して、各宗各自の讀音が示されることによつても理解されるが、眞言宗に於いては、一般的に漢音よりも吳音による讀方が多く、今日尙此の讀方が繼承されてゐる。

平安時代から佛教—特に密教の將來によつて—僧侶の學的地位が高まり、また複雑となり、僧侶自身が漢音、吳音を並用したものであつて、然も其の音の文字を字義的でなく音のみの宛字によつて使用せられてゐたことも知られてゐる。例へば「裏書」を「卯神」としたのも亦其の一例であらう。

いま賢と閑を見ると、

賢 漢音 ケン 吳音 ゲン 閑 漢音 カン 吳音 ゲン

であつて、兩者の吳音がゲンに共通するのである。従つてゲンなる吳音の共音よりして、賢、閑の文字が使用されて居たのでなからうか。即ち玄證の房號は正しくは、或はゲンカン(觀)房と讀まる可きであつたものと思はれ、玄證の玄がゲンであり三者ゲンである所より、或は玄を賢、閑と宛字したものでなからうかと思はれる。而して「廣澤相承諸流印血脉類聚秘上」の傳法院流の條に、

玄證ハ賢閑觀房ト云證印カ付法也

とあつて、閑閑觀房なる房號が見えてゐるが、是は恐らく閑の字を誤まつて寫したものと考へられる。

四 月上院に就て

玄證阿闍梨と月上院の關係は余り今日考察されて居ないやうで、月上院玄證本の名によつて、何時しか月上院と玄證とを漠然と結付けてしまつた感がある。序論に於て少し觸れた如く、月上院本は決して玄證本を指すとは限らず、玄證自身の「月上院云々」の奥書に見る以外の月上院の文

字は彼の自筆とは思はれず、又證印本等にも見返しに月上院、又は月院と書かれてゐるが、此等の書體も玄證本にある月院の書體に似てゐるから、此等の文字は恐らく玄證以後の人に依つて書かれたものと思はれる。此等の事を考へて見ると月上院と玄證の關係をいま少し考察するの必要があるやうに思はれる。

今まで玄證自筆の奥書で月上院の名の見えてゐるものは、

百八尊法身印⁽¹⁾

治承二年^{戊戌}五月廿五日於金剛峯寺月上院僧房以宰相阿闍梨御房亥剋許比校移點了

玄證三十三

に見るものである。

今、月上院の位置を地理的に考察して見ると、高野山の寺院は屢々火災に見舞はれて居り、其の都度寺院は變つて建立されてゐた様で、今日に於て、鎌倉期の建築も只二つと言ふ有様で、平安、鎌倉期の寺院の位置を考察する上に非常な困難を伴ふのである。月上院も火災の爲に焼失したのか、衰廢したのか、今日其の跡を留めず、文献的に考察を進める外仕方がないのである。月上院を文献的に調査する爲に史料をみて見たが、此れと云ふ確かなものもなく、唯一「紀伊續風

土記」に次の如く見えてゐる。

聖方 西谷

○菩提心院 又ハ月上院トイフ今二名トモ此地ノ總號トナル。

○大師堂 世ニ日輪大師ト云フ嵯峨第二皇子建立シ給ヒテ後熊野榎本豊前守再建ス。

○阿彌陀堂 美福門院建立シ給フ。

○經堂 上ニ同ジ。

○灌頂堂……(略)……。

○陵 美福門院ノ尊棺ヲ納ム。

○闕伽井……(略)……。

○鎮守社……(略)……。

此地ハ弘法大師日輪ヲ修セシ靈場ナリ、其姿像ヲ道興大師彫アリテ後世ニ殘セリ、其後嵯峨帝第二皇子深ク信仰シ給ヒテ大師堂并ニ十二ノ坊舎ヲ造立ナサシメ給フ、又如意ノ尼ハ常ニ阿彌陀如来ヲ信仰マシクテ弘仁年中尊像ヲ弘法大師ニ乞セ給ヒケレバ、則畫シテ尼ニ授ケシカハ彌信淺カラス、禁中ノ秘藏ト成リシトカヤ、天承ノ頃美福門院堂宇ヲ再建シ彼ノ彌陀ノ尊像ヲ安シ給ヒ門院薨御ノ後尊棺ヲ分ケテ此院ニ納メシメ給フ、其時ノ歌ニ

俊 成 卿

遠く来きて思ひやるこそ悲しけれ

第一章 玄證阿闍梨と月上院に就て

高野の山のけふの御幸は

尊棺の菩提心院に渡らせ給ふを拜して

西行

けふや君思ふ五つの雲はれて

心の月のうてな出らむ

又濟高僧都者勅有リテ東寺長者ニ補セラレ、當院ニ住シ蓮花院(今ノ大徳院)ヲ兼接シ、此谷ノ數個寺ヲ再建アリシ故ニ僧都ヲ以ツテ中興トス。

と記されてゐる。然し此の記事の内容が何處まで眞實を傳へるものであるか問題であるが、然乍ら「高野春秋」とともに高野を知るに貴重な資料である紀伊續風土記をまた頭から否定する譯にも行かぬ。此記に美福門院の御事が記されてゐるが、院と月上院には何か關係がある様に思はれ、又藤原俊成の和歌は續古今和歌集、西行法師の和歌は西行歌集に載つてゐるのであるが、此等の人も亦何か美福門院或は月上院に關係がある様に思はれるのである。

美福門院と高野山の關係は今日野山に藏する御品からも考察し得るもので、金剛峯寺藏の金泥一切經は又荒川經と云はれ、三千五百六十卷の一切經である。此の他美福門院と經典に就ては、

高野春秋に、

平治元年七月十七日。美福門院下ニ賜經料所御寄附之令旨一備。(中略)毎月初一晝夜誦ニ念斷尊勝陀羅尼。奉資ニ鳥羽仙院之菩提。可レ期ニ三會之曉月之故也。以ニ彼所當米。充ニ其用途。

云々 大師入定之靈地。老少尊卑之一蹈者。必可レ出ニ離生死。仍トニ此地。安ニ此經。豈有ニ比類ニ哉。夏六月十八日

以ニ院宣被レ納ニ金泥大曼荼羅於經藏。此兵士人夫等重被レ課ニ付國司一訖。

秋八月廿七日

冷泉中納言隆房卿奉ニ美福門院之御令旨。贈ニ賜院應御下文并御經藏佛具注文。共到來。是所謂永納ニ寺庫。可レ備ニ後證ニ之趣也。

と見えてゐる。此記によつて、美福門院が平治元年に金泥曼荼羅を始めとして、經藏の贈賜等、多數の經典を野山に賜つてゐる事が知られるのである。即ち美福門院が如何に野山に御信仰御歸依されてゐたか推察出来るのである。

高野春秋の安元二年丙申年八月日の項に、

安ニ置六條院御遺髮於西谷月上院。當院者、傳法院學頭大乘房證印建ニ考證印者大乘院、一字之開立之。而爲ニ學頭坊講談所ニ也。

とあつて、月上院が證印阿闍梨の建立にかゝることを記してゐる。月上院建立の事は此の後で述べるとして、紀伊續風土記、高野春秋に於て見られる如く、高貴な方と月上院が相當關係があつた如く考へられ、現今美福門院の御陵が不動院山内に拜されるのも恐らくは此記に依つたものと思はれる。勿論月上院が即不動院と斷する譯に行かぬが、種々の事情よりして恐らくは不動院の附近に存在してゐたものではなからうかと推定される。即ち後章にも述べる如く玄證阿闍梨は仁濟阿闍梨から授法して居り、仁濟は勸修寺系の人であり、不動院が勸修寺系の別院として高野山で活躍してゐた時があつたのであるから、仁濟、玄證、勸修寺の關係からして、不動院の寺傳も或る程度信用してよいと思ふ。又現在不動院に藏する「當院先師歷代列記」と題す過去帳(徳川初期作か)にも開基少僧都實慧より第十四代仁濟、第十五代玄證、第十六代定眞と、玄證を中心に其の前後に勸修寺系を配してゐる事は、此の歷代列記が勸修寺血脈系の人を列記したものと思はれ、特に玄證を取扱つてゐる事は決して偶然的なものとは思はれない。此等の考察よりして、更には今日不動院の附近を西谷と呼んでゐる所からして、月上院は恐らく不動院からほど遠からぬ南側の山中にあつたと思はれるのである。

月上院が今の不動院の附近にあつたとすれば、月上院は一體何時誰れが建立したのであらうか

と言ふ問題に直面する。前記の如く高野春秋安元二年八月の條には「當院者傳法院學頭大乘房證印建_ニ立_ニ之。而爲_ニ學頭坊講談所_一也」とあつて、證印阿闍梨の建立になるものと傳へられてゐる。然し「高野山大傳法院本願靈瑞並寺家緣起」に左の文が記載されてゐる。即ち永久三年乙未の所に

自_ニ往生院、往_ニ還五室寂禪院、隱岐上人明寂許。常被_ニ事相秘談_一。其間明寂俄遭_ニ回祿之難_一、又設_ニ新造之坊_一。又本願上人、去_ニ往生院之居所_一移_ニ住西谷_一。得_ニ中別所之長智大蓮房_一所_レ被_ニ運渡_一也。件處者、當時月上院是也。千日行法、爰被_ニ勤修_一。其本尊者、月上院之中尊是也。淨法房院主所_レ被_ニ安置_一也。

とある。此れは、覺鑊上人を中心として書かれたものであり、隱岐上人明寂の許へ覺鑊上人が身を寄せてゐた時、回祿の難に遭つて居を往生院に移された様で、其の後往生院の居所を西谷に移され、此れが月上院と云はれたもので、千日行法を覺鑊上人がなされた時の本尊は淨法房兼海上人が院主の時安置された中尊像であつた事を記してゐる。

回祿の難に就ては、「高野春秋」に、

永久三年乙未年二月、鑊納師_ニ事最禪院明寂上人_一、口_ニ受祕印密言_一。終以寓_ニ院之別房_一也。最

院今亡、蓋往昔存三月 日、最禪院回祿。鏝納索居西谷、別坊累燒故也。
 一心院五室邊際。

としてゐるが、また「本願靈瑞並寺家緣起」とも同様の記載であつて、高野春秋には唯三月と記してゐる點に異なるものがある。此の三月日は何に依つたのか明かでないが、「鏝納索居西谷」の記は「本願靈瑞並寺家緣起」の「件處者當時月上院是也」を指してゐるものと思はれる。又「傳燈廣錄」の高野山廣澤兩傳法院根來圓明寺開祖諡自性大師覺鏝傳の中に、

永久二年進東大寺壇具足僧戒荐因大明神之告十二月登高野山有熊野神勅阿波上人
 青蓮蚤知師至山邀饗應往生院山房固訪明德於山中謁最禪明寂上人聞秘密藏寂忘
 老指示互成師資說纖旨妙解而悅澤時遭回祿之變移西谷大蓮之坊今月上院也。廻行
 千日護摩絶言語。

とあつて、靈瑞緣起と同様の事を記してゐる。

かく考へて來ると、月上院は高野春秋にある如く、證印阿闍梨の建立でなく、覺鏝上人の時代に既に造立されてゐたものと思はれ、月上院の隆盛は證印玄證の時に極めたものと思はれるのである。私は以上の考察により漠然ながらも月上院が今の不動院附近にあり、其の建立は覺鏝の代にあるものと考へるのである。此の月上院が菩提心院と改名され、又勸修寺の別院となり、本

來の月上院系の僧系が絶えて、其の勢力を失ひ荒廢してしまつたものと思はれるのである。

註

- (1) 「百八尊法身印」は詳しくは「金剛頂經一百八尊法身印」と題されるもので戸部氏により紹介されたものである。
- (2) 荒川經は現在高野山靈寶館に寄託されてゐる。
- (3) 勸修寺系の別院であつた事は、現今の不動院住職から御聞したのである。
- (4) 不動院の過去帳は二帖あり、一帖は明治の寫しで、此處に引用したのは縦一尺八寸、横四寸九分で、表紙は雲母引のもので、徳川初期に寫したものだと思はれ、現在後半を缺いてゐる。
- (5) 此の「高野山大傳法院本願靈瑞並寺家緣起」は奥書に「正應五年五月十二日於根來豐福寺西南院覺滿七十九歲記之」とあつて、興教大師最古の史料とされ、現在足利本と徳川本の二種がある。
- (6) 傳燈廣錄の記も或は本願靈瑞緣起から引用したものかと思はれるが、其他の史料も引用してゐるので其の詳細なことは不明であるが、一應私は此處に月上院を覺鏝上人の建立とする記を並べたのであり、高野春秋のみが證印説を立てゝゐるのを不思議に思ふ者である。恐らく何かの史料によつたものであらうが、史實的に古い靈瑞緣起の説を信用したくもあり、又月上院系と稱される一流派が高山寺所藏血脉に存する（玄證の法系参照）のであるが、それには覺鏝、證印、玄證、房海、玄朝の系統が月上院系と稱されてゐるから、此の事よりしても覺鏝説が眞實の様に思はれる。

第二章 玄證阿闍梨の法系相承に就て

一 廣澤方傳法院流の法系に就て

證印阿闍梨と玄證阿闍梨の師弟關係は諸種の血脈に依つて知られるのであるが、「高野春秋」には、

承安二年冬十二月八日

大法師賢觀受祕密灌頂於證印阿闍梨。

と記されて居り、又玄證自筆本「兩界密事私記」には、

大乘房證印之自筆本賢觀房玄證大乘房之弟子前西谷院主其弟子玄證

と自記してゐるから、玄證阿闍梨は、證印阿闍梨の弟子なる事が知り得られるであらう。「高野春秋」記載の承安二年冬十二月八日の期日は、

承安二年十二月八日壬寅傳法灌頂日記

第二章 玄證阿闍梨の法系相承に就て

(中略)

大阿闍梨

密嚴院々主兼大傳法院學頭大乘房證印

受者

閑觀房 玄證

(中略)

仍大略日記如件

承安二年^{壬辰}十二月日

とある月上院日記に記されてゐるから、十二月八日の記も信用出來ると共に、此の時證印阿闍梨から授法された事が益々確定的になるであらう。

證印阿闍梨は兼海と共に覺鏹上人付法の弟子で、兼海上人は兼海方、證印上人は證印方の開祖と云はれてゐる。覺鏹上人は傳法院流の開祖であり、寛助、聖恵に就て廣澤流を、寛信、定海、賢覺、明寂に就て小野流を究め、更に三井寺の鳥羽僧正覺猷について台密を相承して居り、又珍海とも關係があつた様で、鳥羽院御建立の鳥羽寶藏にも關係があり、鳥羽天皇に奏上して多く

の高徳と名聲を兼具する名僧等につきて授法交渉を持つてゐる。覺鏹上人が其等諸流の法脈を相承せる理由は恐らく當代に於て存在してゐた流派を總束して一大圓滿の一を樹立せんとしたものと察せられ、名徳兼具の諸阿闍梨所傳の祕法に就て蘊奥を究め、之を融合大成して此處に一流派を樹立せんとしたのである。即ち其の理想が傳法院流であり、かゝる事をなさしめたものは當代に於ける教學的な反省の賜ものに他ならない。

此の傳法院流は覺鏹上人の直弟子兼海、證印の二人に相承され、一者は兼海、隆海、覺尋、定淨等の相承せし法系で、此れを兼海方と呼び、他の一者は、證印、玄證、房海、禪心、定慧等に相承されて閑觀方と呼んでゐる。然し一方證印方と稱される法系は「諸流灌頂祕藏鈔」に、

⑦七、成就院流覺鏹上人下 證印阿闍梨方

胎 外五字

金 塔 ぞ

血脈

寛助 覺鏹上人 證印阿闍梨大乘房 玄證^{閑觀房}阿闍梨 房海阿闍梨^{觀想} 定意阿闍梨^{禪心}

とあつて前述の閑觀方と同じ人々が相承してゐるが、或は證印方⁽¹⁾は成就院流を主とし、閑觀方は

傳法院流を主としてゐるが爲にかゝる區別が生じたのかも知れぬ。

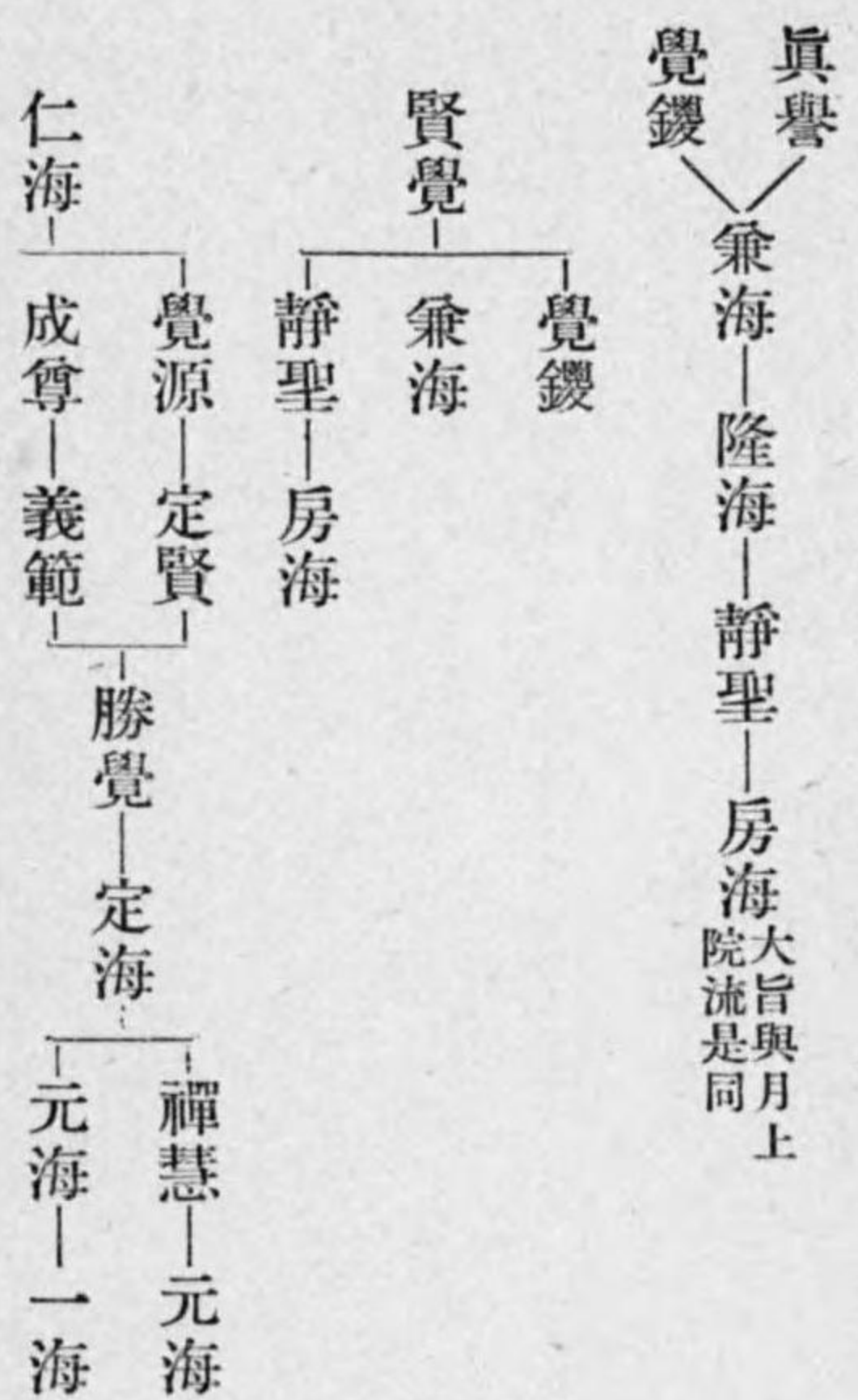
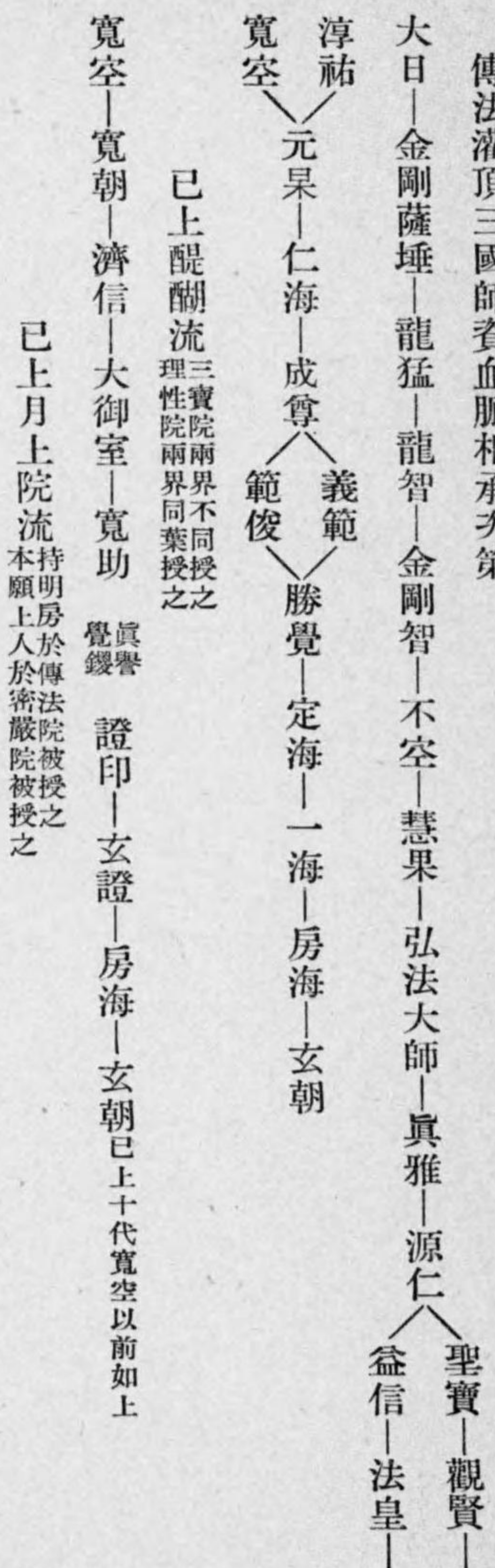
兼海方と閑觀方の相違は、前者は傳五印信、後者は大位三重を祕密灌頂に傳へたもので、傳五印信は成就院大僧正が覺鏝上人に授け、上人が兼海に授けられた大事であつて、大位三重は證印阿闍梨相承のもので、此の大位三重が兼海方に兼具されるに至つたのは、房海阿闍梨の弟子覺禪阿闍梨に依つてなされたものと傳へられてゐる。其の血脈を圖示して見ると大略ではあるが次の如くなる。⁽³⁾



以上に於て、玄證阿闍梨の師は明かに證印阿闍梨であり、且傳法院流の法脈を受けてゐる事が了解出来るであらう。

尙月上院流なる法系は、前述の證印方或は兼海方とは別に存在してゐるようである。即ち房海阿闍梨が、弟子玄朝に貞應元年十月九日傳法灌頂阿闍梨を授與した際に、付加されたと思はれる次第に見られるのであるが、此の原本は散失した爲か見え、今日室町時代に轉寫されたと思はれる寫しに依つて知られるのである。此の血脈次第に依れば、

傳法灌頂三國師資血脈相承次第





右任師說所記録如件

貞應元年十月九日阿闍梨傳燈大法師花押

とある。此の血脈に依つて房海上人が醍醐、勸修寺流の兩法系を相承してゐる事が知られるのであるが、右記に見える如く、



已上月上院流持明房於傳法院被授之本願上人於密嚴院被授之

とある⁽⁵⁾。上月院流が注意されねばならない。特に月上院系の人々の中、房海上人の弟子が玄朝となつて居り、先述の閑觀方は覺禪となつてゐる。月上院流と閑觀方の關係は尙ほ他の資料の考察を

必要とするが、房海上人が玄證阿闍梨の弟子であり、傳法灌頂三國師資血脈相承次第の記は房海自筆本の寫しと思はれるから、恐らく此の月上院流が傳法院流の本系であつたかと思はれる。此等の考察によつて、玄證阿闍梨は後節に述べる如く、他の諸流を相承してゐるが、傳法院流を本流として相承してゐたと思はれるのである。

註

- (1) 證印方玄證方の區別は何によるか不明であるが、密教辭典には區別されてゐる。
- (2) 兼海方と閑觀方との相違に就ては權田僧正著「傳法院流傳授私勘第一」參照。
- (3) 尙覺鏝證印玄證等の傳法院流關係を知る上に、「廣澤相承諸流印信血脈類聚」は貴重な資料である。
- (4) 房海阿闍梨の傳授寫の折紙二通は、其の紙質を比べて見ると同質であり、墨色筆跡も同じで、特に筆跡は共に細字で書かれて居り、室町時代の書體を示してゐる。此れが原本を忠實に寫したと思はれるのは「授與傳法灌頂阿闍梨事」の折紙には、玄朝、房海等の文字をそのまま寫して居り、此の書體は鎌倉風の書體で太く書いてゐる。相承血脈が同時のものと思はれる理由は二通共貞應六年十月六日の日附けになつてゐる事に依つて知られる。
- (5) 月上院流の記は、註四の折紙にのみ書かれてあつて、他の血脈類には其名が見えない。然し註に示した如く玄證の弟子房海が書いた折紙に記されてゐるのであるから、恐らく月上院流は存在して居つたもので、且傳法院派の本流をなしてゐたものと思はれる。

二 小野方勸修寺流の法系に就て

前節に於て、玄證阿闍梨は廣澤方傳法院流を本流として相承してゐることを考察したのであるが、當代に於ける僧侶達は從來の各流派の單なる相承に満足せず、其等を綜合統一せんとする研究的態度よりして、高德の阿闍梨に就て自宗他宗を問はず關係を持ち、或は傳授を稟けて、其の祕法祕事の蘊奥を究めんとして、屢々他派の法系をも相承してゐるのが通例であり、此事は當代の僧侶達の血脈を見ても了解出来る。玄證も亦其の一人であつて、「血脈類聚記第六」によれば、

勸十四代念範弟子

大法師尊海付法三人改名仁濟

(裏書) 尊海事

念範已講灌頂資。改三名仁濟。號高野新別所地藏房。又云大納言阿闍梨。

杲覺 備前入寺。承安四年十月二十五日受之

成寶 於高野山受之。無作法重受

玄證 賢觀房高野西谷院主

とあつて、玄證阿闍梨が、新別所地藏房大納言阿闍梨仁濟から授法してゐる事が記されてゐる。玄證阿闍梨が仁濟より授法せる記は、尙傳燈廣錄卷下にも見出される。即ち「略出瑜伽傳燈系譜下」の寛信法務の條に、

寛信(中畧)東寺四十一代法務三月七日化七十、付法七人

念範重受、見前、行海、明海、淳寛、寛縁、寛照、仁濟高野山、新別所、仁濟高野山新別所律師字地藏房(中略)、禮

成寶勸修寺僧正

玄證西谷院主字閑觀付法二人
 房海
 行守

とある。此等に依つて玄證は勸修寺系の法脈をも相承してゐる事が了解出来るであらう。特に玄證が仁濟と關係があつたと思はれるものに「轉法輪法次第」の奥書が見られる。

轉法輪法

鳥羽僧正云々勸修寺大僧都嚴覺師也

已上十一法範俊僧正奉授

覺法高野御堂云々

二品親王給様也

大旨如件委細御口授云々

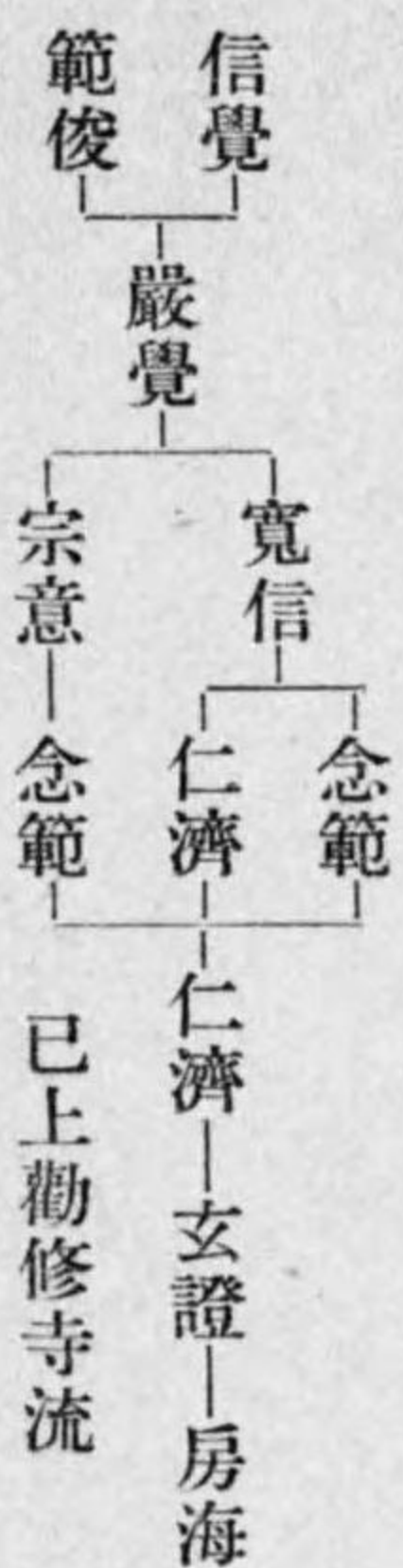
第二章 玄證阿闍梨の法系相承に就て

文治二季冬上旬以大納言阿闍梨御房御本書寫比較書了師命之未流布本宜秘藏

金剛佛子 玄證花押本

と自筆してゐるものであるが、特に註にある如く、範俊は勸修寺大僧都嚴覺の師であり、又二品親王も範俊から授法されて居り、此の次第は恐らく勸修寺傳承の次第と思はれる。「未流布本宜秘藏」とあるから秘藏々に傳へられたものらしく、此處にある大納言阿闍梨は前述の地藏房大納言阿闍梨仁濟の事と思はれる。特に文治二年は玄證四十一歳の時であり、廿七歳の時既に證印阿闍梨から傳法院流を授法してゐるから、少なくとも卅代前後には勸修寺流を授法してゐた様と思はれる。又仁濟は高野山新別所に住してゐたのであるが、月上院の後山に新別所はあつた様思はれるから、其等の地形的な推察からも玄證と仁濟には關係があつた様と思はれる。

又房海上人が玄朝に與へたと思はれる傳法灌頂三國師資血脈相承次第に、



と仁濟玄證の師弟關係が記されてゐるから、彼等二人の師弟關係は是認されるであらう。

然し戸部隆吉氏が引用されてゐる勸修寺の血脈に、

弘法大師二十八代法務寬信念範兩人付法

新別所阿闍梨 仁濟

杲覺

範杲—玄證閑觀房高野山
西谷院主

成寶—成辨(高辨)。

とあつて、範杲の弟子に玄證、成寶の弟子に成辨があり、玄證が尊海(仁濟)から直接授法せず、範杲から授法した事になつてゐる。戸部隆吉氏は此れを引用された後、成寶と成辨の關係から、明惠上人が成寶より授法されて居ない故此の血脈全體を信するに足らぬとされて居られるが、今少し範杲と玄證の關係を調査して見る必要がある。

私の考へでは、範杲は玄證阿闍梨より十年程年長の様に思はれる。例へば「火咩供養儀軌」の奥書に、

永曆元年八月十二日□□□□本 末資範杲

とあり、「施諸餓鬼飲食儀軌」には、

第二章 玄證阿闍梨の法系相承に就て

長寛三季五月六日於勸修寺西明院書了 奉傳受了 範杲

とあつて、前者は玄證十八歳の時に當たり、後者は廿歳の時であり、又「胎藏界七集」の上に、

平治元年八月十八日於勸修寺書了 僧範杲交了

とあつて、此時は玄證十四歳であり、假りに範杲を同年であるとしても、此の胎藏集が其の様な少年期の筆とは思はれず、かゝる考證によつて範杲は玄證より年長者であつたと思はれる。

又範杲と高野山の關係も少くなく、「眞言雜抄」の奥書を見るならば、

仁安元年十一月十三日於高野山東別所書了一校了 □□範杲

とあつて、玄證廿一歳の時既に高野山に登つて居り、「密嚴淨土略觀」には、

治承五年五月十六日高野山以西谷院主御房御本書寫了 範杲

とあつて、玄證卅六歳の時に西谷に來て居り、西谷院主御本とは恐らく證印阿闍梨の本であつたと思はれる。

仁濟と範杲の關係は「諸尊上下二帖」に於いて、

上兼意阿闍梨別尊法被抄出之各云(中略) 幸門 仁濟記 下 幸門 範杲

とあるから、仁濟、範杲の二人は師弟の關係にあつた様に考へられる。範杲と玄證の師弟關係は

別として、二人は少なくとも法系の間で結ばれてゐた様に思はれる。

前述の傳燈廣錄にある玄證付法二人房海と行守の記は正しい様に思はれる。「諸天下」(別行七帖月上院とあり)によれば、

建久二年正月十六日終書寫交點之功也所了於法印御房御本也

末葉行守

建永元年八月廿一日以大夫僧都御房御本書交共了 玄證花押

とあり、行守阿闍梨寫本を建永に玄證が轉寫してゐる。此の奥書によると行守が玄證より年長と思はれるが、行守に就ては「血脈類集記第七」に、

北院御室灌頂弟子

行守阿闍梨二十四。大夫法印。五智院和泉守高階隆行息

文治三年十月十三日庚辰昂宿於三南院授與之依三大雨無列大味一色衆十六口

權少僧都印性咒願法眼親覺護摩(中略)

十六口之外法印覺成教授勤之後朝晴了云々

とあり、文治三年は玄證四十二歳であるから、諸天の奥書は行守二十八歳玄證四十六歳で、玄證

の奥書よりすれば即ち建永元年は玄證六十一歳行守四十七歳の時で、血脈類集記にある如く行守は大夫法印であつたのであるが、玄證阿闍梨が大夫僧都云々と書いてゐるから此大夫僧都は行守で、建久年間の行守の奥書まで寫してゐるから此の「御本」は明らかに行守の本で、血脈類集記の行守と同人と見て差支へないであらう。

或は「大夫僧都御本」とあるから、自分の弟子に敬稱を冠するは不可思議である、故に此の大夫僧都は行守とは別人であらうかとの推定もなるが、玄證六十一歳、行守四十七歳で、行守は既に相當な地位にあつたと思はれ、一方玄證なる人が此事により弟子其人までも奉敬してゐる所に、彼の高僧としての面目が見られるのではなからうかと思はれる。

以上に於て玄證阿闍梨が小野方勸修寺の法系をも相傳してゐる事が知られるであらう。

結局玄證阿闍梨は廣澤傳法院系を本流として一方勸修寺流をも相承し、一方は月上院流に、一方は勸修寺流の血脈に記載されてゐる點よりして、玄證阿闍梨の學徳が凡ならざる事を示してゐるのである。月上院系は房海上人の時既に其の血脈にもある如く、醍醐、勸修寺に關係を持ち、玄朝以後其れを相承されながらも、其れを本流とせず遂に其の跡を絶ち、兼海方の法系が永續して今日に及び、傳法院流は彼の法系により傳へられたと思はれるのである。

第三章 玄證阿闍梨の傳歴

一 玄證阿闍梨の誕生年代

私は前章に於て、玄證阿闍梨の法系的な考察を試みたのであるが、玄證阿闍梨は廣澤小野二流を兼具して居り、特に閑觀方と今日稱せられる其の一流は、房海阿闍梨の弟子覺禪に依つて、證印と兄弟關係にある兼海方に兼具相承された事が知られたのであるが、月上院流とは如何なる關係にあるか、後章に於て考へる事にしたい。

玄證阿闍梨に就ては序論に於て述べた如く西村兼文、大村西崖、戸部隆吉の諸氏によつて既に紹介されてゐる所であり、就中戸部氏の論説は詳細に互つて論究されたものである。然し其の研究も玄證本の解決、或は法系的な解釋が不充分なるが爲、又「再び玄證阿闍梨に就て」の論文に於ても、特に「金剛頂經一百八尊法身印」の奥書に見えてゐる生年三十三とある貴重な資料を發見引用されながらも、結局玄證と玄證本の關係が不充分であつた爲、東京美術學校藏唐本北斗曼荼

羅の年代的な解決が残され、其のまゝ玄證阿闍梨の生存年代の一つの疑問として今日尙持ち來たらされて、玄證阿闍梨の存在に對しては種々な豫想がなされてゐる。

次に問題となるのは、今日玄證本を始め、月上院本を數多く藏してゐる高山寺と、玄證とが如何なる關係が存在してゐたかと云ふ問題である。此れに就ては西村兼文氏のみが、明惠上人と玄證阿闍梨とは其の法派を同じうするにより傳來せしかと説き、明惠上人の所に、

沙門高辨ハ紀伊國有田郡石垣谷原村ニ生ル（中略）。修法ノ餘暇閑觀坊玄證、藤原信實、託問澄賀、勝賀、畫師兼康等ノ畫友アリ、自然其道ヲ極ムルニ至ル云々。

と記してゐる。然し此等の記が其儘信憑し難いであらうことは、もとより云ふまでもない。

玄證阿闍梨に就て一番始めに考へられる事は其の生存期であらう。先に述べた如く「百八尊法身印」の奥書には三十三の玄證の年次が示されてゐる。是は正しくは「金剛頂經一百八尊法身印」と題するものであつて、其の奥書には（第一、二圖）、

保延三年七月廿八日於仲川書寫了執筆重兼

（別筆）
治承二年戊五月廿五日於金剛峯寺

月上院僧房以宰相阿闍梨御房亥

剋許比較移點了 玄證三十三

と見えるものである。挿入圖版にも示される如く玄證自筆の奥書は、細字の流麗な延びくとし感じのある走り書様の獨特の書體であつて、云ふまでもなく、三十三の記載も玄證の自筆であり、決して後代に於て加筆したものとは考へられない。

故に此れに基準を置いて、勸修寺の血脈を考へる時は、又其の年次に附合するものがある。即ち勸修寺の血脈は、

高野山月上院の住侶當院灌頂日記

承安二年十一月八日密嚴院主兼大傳法院學頭大乘房證印受者閑觀坊玄證二十七年
戒十七

とあるものであつて、前述の治承二年三十三から逆算して六年前即ち承安二年に概當するから、承安二年には誤りなく其の年も廿七歳であつて、此の血脈は正しいものである。但し戒十七とあるのは戸部氏が指適されてゐる如く恐らく誤りと言はねばならぬであらう。

尙此の二つの資料を、より確實ならしむるものを私は此の夏（昭和十五年）高山寺の寶庫より發見した。此れは前述の「百八尊法身印」の玄證自筆の奥書が三十三歳の年を書いてゐるに對して、三十一の年歳が記してあるもので、戸部隆吉氏が三十三歳の奥書を指適されてゐるにも關はらず、

玄證自筆本に年次が記入されてゐないのが普通である爲、今迄多く半信半疑の眼で見られて來たのであるが、今や其の疑雲を一掃するを得たのである。

即ち右は玄證阿闍梨が安元二年九月五日に授法を稟けた記録であつて、現在軸装となつてゐるが、原型は折紙であつたものらしく、其れには、

安元二年九月五所奉授法三十一

引 塔 胎大日 但法界定印之大指
付風其上若可安固
(孫ノ時カ)

不所非宛五字

塔印行印ナル時大指風論念

者を字形也所謂口也二

口相置事深義多端不能

注記 付屬之事等其數見

大塔中尊四并

毘沙門塔事 佛法守護
自印圖輪

五組成身三時法界彌陀定

印即兆所不能三十卷教

王經可見云々

凡委細事口口憚記置

仍其端三書了以此可

午剋了口口口阿口口

御房配申終還西谷屋

酉口記之口口口口口

可破者也

玄證花押

と自記してゐるのである(第三圖)。

今、先述の三十三とある奥書は、治承二年千八百三十八年であつたから、此れから逆算すると三十一歳は即ち安元二年になるから、此の安元二年九月三十一の記は正しいものであり、其の書體を「金剛頂經一百八尊法身印」の奥書に比べて見る時全く酷似するものである。即ち例へば房の

文字、又剋の文字等に玄證特有の癖が見られ、三十三と三十一の文字も向つて左側が細くなつて居り、右側が比較的太く押へてある事は一見して兩者が同筆なる事が知られるのである。故に玄證自筆の年次の書したものは都合二本ある譯である。

故に私は玄證阿闍梨生存の最つとも確實な資料として、

承安二年 二十七歳

安元二年 三十一歳

治承二年 三十三歳

の三つを標準として以後の考察を進めて行きたいと思ふ。

此の標準資料から玄證の誕生年代を考察すると、久安二年丙寅年に生れた事になる。玄證阿闍梨の家系に就ては、今日未だ詳でないが、唯「傳燈廣錄上」に

東寺百四十八代長者仁和真光院禪信傳

法名禪信、字義明、嗣真譽燈、厥量光曼衍干諸方、詔爲東寺百四十八世法務、亦復

百六十四代百七十四代(中略)付法九人

教實曰三宰相 寬驗曰三紀伊上人 覺延曰三少將 玄叡曰三月輪 覺義曰三圓 玄證式部少輔維光之子 隆信明禪院 行

延少將 宗禪曰三光法

とあつて玄證は式部少將輔維光之子と記されてゐる。

此の禪信の付法の僧中には、玄證阿闍梨が證印阿闍梨より承安二年十二月に授法(1)した際に、護摩の役を務めた圓總房覺義上人、又十弟子を務めた明禪院の隆信も記されてゐるが、禪信に就ては「血脈類集記第四」高野十代成尊弟子の所に「付法七人」とあり、其中「大法師明算、良禪阿闍梨付法廿五人云々」として廿五人の弟子を記してゐる。其の中に

良禪—真譽持明房 禪信法橋義明
阿闍梨—房持明院 證印

とあつて玄證の師證印阿闍梨の名も見えてゐる。

然し禪信の真光院禪信は「野澤血脈第三」に、

第三十一禪信大僧正號真光
院僧正

とあり、第三十永道親王、第二十九永助等が記してあり、然も永助は 後花園天皇御宇の時の人であり、此の禪信は明かに真譽の弟子禪信とは別人であつて、仁和寺真光院禪信とある「傳燈廣錄」は恐らく此の二人の禪信を混同したのでないかと思はれる。然し「傳燈廣錄」にある少將阿闍

梨覺延は「血脈類集記第七」に禪信の付法として見える「覺演」と同人であるが如く思はれ、同血脈記に於いては、

覺演阿闍梨四十四。重受元法橋禪信付法。少將圓明寺。

文治元年十一月六日乙酉壁宿於北院授與之色衆十二口（以下略）

とある處であるが、此時覺演は四十四歳であり、玄證は此の時四十歳であつて、禪信の系統に於ける玄證と覺演とは略々同年であることを證し得るが、玄證阿闍梨が式部少輔維光之子とあるのは、何によつたものか全く不明であり、且家系が記されてゐるのは此れが唯一のものであつて、更に今後の研究を待たねばならぬのである。

註

(1) 戸部氏「再び玄證阿闍梨に就て」の論文の月上院灌頂日記の引用文参照。

(2) 覺延と覺演は延は演と思はれるから恐らく同人と思はれるが、此れも單に推察で、斷言出来ない。

一 玄證本に就て

前節に於いて玄證阿闍梨が久安二年の誕生なる事が了解出来たであらうと思ふ。然し、今日玄

證本と呼ばれてゐるものと、玄證阿闍梨とは如何なる關係にあつたのであらうか。今其の一例として東京美術學校藏「唐本北斗曼荼羅」に就いて考へて見やう。此の北斗曼荼羅は、(第四圖)今日玄證阿闍梨の畫事に凡ならざる一つの標準資料として取扱はれてゐるやうであるが、戸部隆吉氏も「玄證阿闍梨と其の圖像」の論文に於いて、其の記載に見える、

久安四年七月廿六日 玄證

よりして、彼が四歳の時の筆であり、「北斗曼荼羅」を見るに諸尊の像容が正整として居る點及び筆技が雄健で、少しも滯滞して居らぬ點から見れば、畫僧が畫いたものと思はれないと一つの疑問を起されて居り、又鎌倉芳太郎氏は、「玄證阿闍梨筆唐本北斗曼荼羅」の解説に於いて、「北斗曼荼羅」には「玄證」の銘と共に「久安四年七月廿六日」の記入があつて、玄證の誕生年代に對比して甚だ疑問がある。「久安四年」の久が草字の承として讀む事が出来れば、問題はないと述べられてゐる。

然し私は、是等の人々が玄證自筆本となぜ始めから決定しなければならぬかと云ふ點に對して、此の「北斗曼荼羅」に對する疑問よりも一層不思議に思はれるのである。而して是が玄證の生存年代と正確に一致しなくとも、「北斗曼荼羅」のみを見ても生ずる疑問があるように思はれる。

勿論私は原本を直接拜見してゐないから詳細な事は申されませんが、寫眞を見ると、何枚かの寫經の反古紙を利用して張合せ、其の裏に圖像を書いてゐる。寫經の書體は分らぬが、少なくとも同一筆致と思はれず、二種の異筆は存してゐるやうに思はれる。表の圖像を見ると一番外は枠で區切り、色彩本を模した様に思はれる。向つて右側に「唐本北斗」と書いて消して居り、其の左側の方に右側と同筆の文字で「唐本北斗曼荼羅一 久安四年七月廿六日寫」とあつて、其の下方に裏書が寫つてゐる。其れは、

北斗曼荼羅口玄證花押

と見えてゐる。此の裏から寫つてゐる書體は玄證阿闍梨の筆致かと思はれるが、圖像の文字は此の裏書の(玄證筆カ)筆と同筆と斷定する事は出来ない。若し「久安四年」が後に加筆されたと考へても玄證の存生年代から考へて戸部氏が既に指摘されてゐるような矛盾が生ずるのであるから、やはり久安四年の書體は久安四年に書記されたものと考へるが妥當のやうに思はれ、玄證阿闍梨が裏書を記入したのは久安四年以後と思はれる。斯くの如く此の二つの書體からしても、此の圖像が玄證阿闍梨の自筆か否かに就ての問題が起り得るであらう。又今日玄證阿闍梨が描いた圖像として一番確かに思はれるのは、國寶になつてゐる「梵天火羅圖」の圖像であらう(第五六圖)。是は奥

書に、

文治五年八月廿一日以別所御本書寫了

玄證本

同廿三日以御本交點了無未聞間墨點書了

御本云

寛治元年書了云々

以四ヶ本口口之由所見也

とあつて玄證四十四歳の圓熟せる時代の筆である事が分る。

今此の中に描かれてゐる圖像と「北斗曼荼羅」の圖像を比べて見ると、圖像其のものから受ける感じが異なつてゐる。即ち「梵天火羅圖」に於ては、能筆な力ある而も延び／＼とした線で尊姿を描いて居り、此れに對して「北斗曼荼羅」は一つの整正の中に調和が見られ且柔かな線で描いてゐる。此等の點よりして玄證阿闍梨以外の人によつて此の「北斗曼荼羅」が描かれたと云へるであらう。

此等の事を見て來ると現今玄證本と呼ばれてゐるものは、少なからず疑問があるやうに思はれる。此等の問題は結局玄證本即玄證自筆本と考へた事に原因するもので、玄證本には所持本と自筆本の二様があるのである。即ち所持本には更に玄證が後に加筆して奥書を書いてゐるものがあり、玄證本と呼ぶものでは此種のもが甚だ多い。次に所持本には單に玄證本或は玄證(花押)本

(第七・八圖)と書いたものがある。此れに對して玄證が師或は有名の阿闍梨の御本を轉寫してゐるもので、玄證自筆本とは嚴密な意味に於ては此種のを指すのである。「北斗曼荼羅」は即ち所持本の一例であつて、「久安四年」に描かれた此圖を所持してゐたものであつて、裏書に玄證(花押)本と書いた例である。戸部隆吉氏が「浴像經釋」の奥書、

久安三年二月十日書之奥云是書弘法大師御製歟云々

以光明山本寫比較了 玄證

とあるのを不思議に思はれてゐるが、玄證阿闍梨が光明山本を書寫した時は、光明山本には「弘法大師御製歟云々」までの奥書があつたのであり、「以光明山本寫比較了」は玄證阿闍梨が始めて書き加へたもので、久安三年に玄證が寫したのでない事はよく考へれば了解出来るものと思はれる。斯くの如く玄證本には自筆本と所持本があり、所持本にも交點した時の年號が記されてゐる時もあり、又自筆本でも「浴像經釋」の如く年期の記してゐないものもあるのであるから、玄證本を資料として取扱ふ時にはかゝる注意を拂はないと大きな問題となるから充分注意せねばならぬ事と思ふ。

次に玄證本によく見られるのは、尙なる梵字を使用してゐる事である。其の一例として、東京

博物館藏の玄證本「高僧像」に於て見られるのであり、又聖教に於ては「五秘密次第」や「廿八使者儀軌」等(第九圖)に於て見られるのである。尙は尙本と本を下に書いてゐるのが通例で、元來僧侶は梵字と漢字をよく一緒に書き、阿闍梨御房を「弘ニ御房」と書くのも其の一例である。梵字の使用に就いては色々理由はあるが、當代に於ける秘密主義を保つ傾向は、一般に他見を許さず、又何かの機會に見得ても分らぬ爲になしてゐたとも考へられ、漢字に於ても持明院を「寺月院」、灌頂を「汀」、醍醐を「酉酉」となしてゐたのであるから、最初は神聖な眞言としての意味が秘密的思潮により、漢字の代りとして或は漢釋の原語として使用され、其れが一つの記號として使用されるに至つたやうである。

玄證阿闍梨の梵字も恐らく一つの記號符號として使用されてゐたと思はれる。尙本とあるから恐らく玄(證)本の意味なのであらう。此の梵字の音はギンであるから玄即ちゲンの音に似てゐるから、或は玄の積りで使用してゐるのかも知れぬ。又覺鑲上人が鑲を悉曇のをの文字を使用してゐるが、此のをには種子としての意味もある。玄證の尙も亦々と同様な言語的意味があつたとも思はれるが今の所明かでない。此の字は恐らく花押的な意味が含まれてゐるのではなからうか。

かゝる例は、畏れ多くも 後宇多天皇に於ても拜し奉るものであり、此様な花押(花押と云ふ事は

出来ないにしても)が、しばしば使用されてゐた様に思はれる。玄證の場合は少し意味を異にしてゐるが、今日の外國語の花文字を書く場合と同じようなもので、證印阿闍梨が會の判を使用してゐる如く或は玄證の一つの判的な記號であつたかとも思はれる。

又玄證阿闍梨は玄なる文字を辛と書いてゐる。例へば玄秘鈔を辛秘鈔と書いて居り、又「儀軌本經私記等目錄」にも其の例が見られる(第十・十一圖)。即ち、

儀軌本經私記等目錄 一軸

承元二年八月廿日注置之 辛證(花押)

とある。勿論辛が玄なる事は此の「儀軌本經私記等目錄」に書かれてある書體に玄證特有の癖が見られるのであり、花押も廿八使者儀軌に見られるのと同じであるから、此の目錄によつて辛證が玄證、辛秘鈔が玄秘鈔なる事が教へられるのである。

註

(1) 日本佛教美術之研究参照。

(2) 寶雲第三册参照。

(3) 大正新修大藏經圖像部第二卷参照。

三 玄證阿闍梨の書寫本と所持本

玄證本の奥書を年代的に見て行くと、「白衣觀音」奥書に、

内府法眼宗命抄云々

嘉應三年三月廿日書了一校了 求法佛資 玄證

とあつて、玄證阿闍梨廿六歳の書であり、「五大虚空藏」奥書には、

嘉應三年^卯三月廿九日申時許書寫了資^口時一校了 求法佛資 玄證

とあり、廿六歳のものである。

廿七歳の時のものとしては「金剛瑜伽金剛王菩薩念誦儀軌」奥書に、

承安二年十二月始自九日至十日奉^口^口

以四本校合示已也 玄證

重治承二年戊戌正月廿日以^ア本移點了

とあつて、更に治承二年三十三歳に^ア阿闍梨御本の本を以つて移點してゐる。承安二年十二月と云へば、前に述べた如く十二月八日に密嚴院主兼大傳法院學頭大乘房證印阿闍梨から玄證阿闍梨

が授法してゐる事が知られるのであるが、「金剛瑜伽金剛王菩薩念誦儀軌」の奥書には十二月九日より十日に至つてゐるのであるから、玄證阿闍梨は八日の授法に續いて金剛界系の受法を受けてゐたと思はれる。「佛頂尊勝陀羅尼念誦儀軌」の奥書には、

保延三年七月十三日書了同日移點了(以上卷二校了)

(別筆) 承安二年十二月始自十三日至次日奉傳受了以兩三本比較了 玄證

治承二年戊戌六月六日於月上院以引御本加青點了マタラニ□以墨付了

とあつて、十三日から十四日まで奉傳受了してゐる事が分る。

翌年には「無量壽如來秘密畧行次第」の奥書に、

承安三年極月晦日書了 玄證本

元久二年七月二日比較入文字了

とあるものがあり、玄證六十歳の時である。

また承安三年には「守護國界主陀羅尼經」十帖の内第一帖奥書に、

保延三年八月三日於仲川書寫了 辨圓 執筆重海

(朱) 四月三日移點了 辨印

(別筆) 承安三年癸巳十一月始自十五日至十七日

三日間奉傳(受了カ) 玄證

とあるものがあり、重海の名が見えてゐることに注意すべきものである。重海に就ては玄證阿闍梨自筆三十三の記銘ある所持本の「金剛頂經一百八尊法身印」の奥書に(第二圖)、

保延三年七月廿八日於仲川書寫了 執筆 重海

とある重海と同人と思はれる。重海に就ては今日あまり詳かではないが、醍醐寺の「醍醐雜事記」の清瀧宮季御讀經執事經の所に次の様な記事が見えてゐる。

長寛二季甲申春座主權師乘海令位秋重海阿闍梨

即ち長寛二年と保延三年との間の差は廿六年であるから、恐らくこの二人の重海は同人であらう。「血脈類集記」第五には、

醍醐十三代聖賢弟子

權大僧都源運付法二十六

(裏書) 源運事

淡路守師明子。三密房阿闍梨聖賢灌頂資。號攝津僧都。又云金剛王院僧都。治承四年八月

十八日卒。六十九。

(中略)

重海 阿闍梨資 仁安元年十一月四日受_レ之

とあつて、保延二年より二十九年後である。故に或は此の重海も前述の重海と同人であらうかとも思はれ、重海が「醍醐雜事記」に書かれてゐるのも、此の血脈の關係よりして想像されるのである。

仲川は大和の仲川を指したものだと思はれ、中川上人實範が居つた所で、實範は又蓮光少將上人とも稱し、諫議大夫藤原顯實の第四子として京師に生れ、興福寺に於て出家し法相を學び、理教房教眞阿闍梨より中院流を受け、觀修寺大僧都嚴覺から觀修寺流を授けられ、忍辱山に住し、後中川に移り、唐招提寺に入つて十六代と爲り、永久四年唐招提寺伽藍修理、保安頃光明山に移り終焉の地と定めた。實範は東密の教義學の研究者であり、彼は多くの聖教を寫し藏してゐたかと思はれ、後の教義學の研究僧侶は中川に一應足を留めてゐたと思はれる。

玄證阿闍梨は廿八歳から廿九歳に亙つて此の仲川の聖教の書寫本を多く所持して居り、

「普賢菩薩行願讚」の奥書には(第十二圖)、

保延三年七月於仲川書寫了 執筆重海

二校了 入阿

(別筆) 承安三年十二月廿日傳受了

二本比較口畢

治承二六一以引御本口點了 玄證

とあり、又「摩訶吠室示那野提婆喝羅闍陀羅尼儀軌」の奥書には、

保延三年七月廿四日於仲川書了

(朱) 同月廿五日以經藏之本移點了 辨圓

(別筆) 承安四年西正月廿一日子時奉傳授了

(朱) 戊戌之年六十四以ア本交點了 玄證

更に「一字頂輪王經」の奥書に於いて、

保延三年九月廿五日於仲川成身院書了

(別筆) 承安四年_{甲午}始自五月十二日至十六日之間奉傳受了

(書) 戊戌之歲六月一日於金剛峯寺以引御本交點了

玄證花押本

等の見える處であるが、特に面白く思はれるのは「氷揭羅天童子經」の奥書であつて（第十三圖）、

保延三年七月二十三日於仲川書寫了

一校了移點了（朱） 入阿

（別筆） 承安四年甲午十二月廿日以三本交合傳受了

以ア御本加青點了

玄證本也

とあるもので、「加青點了」とある書體は玄證独自のものであり、加青點とは、青を以つて加點してゐる事で、「氷揭天童子經」に於て保延三年に一交したのを入阿なる人が又移點して居り、玄證は更に三本を以つて交點してゐる事が知られるであらう。玄證阿闍梨が青點を加へてゐる事は或意味に於ては彼の机上に常に繪具が置いてあつた證據で、今日玄證阿闍梨の圖像が白描繪で色彩畫を餘り見ぬとは云ふものゝ、此事に依つて繪具を使用した圖像、少なくとも證印阿闍梨が描いてゐる廿八宿圖本の如き淡彩色の繪も描いてゐたのでないかと考へられるが、青點を加へてゐる多くの玄證本を見ると、交點の際、墨朱等で交點されたものに更めて綠青で交點してゐるのであつて、墨點朱點に對して綠青の青點を使用してゐるものであり、此の綠青の使用は繪畫的意味よりも寧ろ玄證阿闍梨の教義的研究の熱意的な態度を示すものと解するが妥當のやうに思はれる。

玄證阿闍梨が數多くの聖教を所持或は書寫して居り、其れに交點を加へ、流布本や異本と比較してゐる所に、玄證阿闍梨が専心教義の研究に志してゐた事が知られ、彼が畫僧なると共にまた當代に於ける眞摯なる學僧であつたことが了解されるのである。

玄證阿闍梨が一番多く授法したと思はれるのは、現在の資料より推して卅歳から卅三歳の間で、後の略年表を參照するなれば了解出来るであらうと思ふ。其の主なるものを見ると、

「大日供養儀軌」奥書

承安五年乙未始自正月八日至于十六日之間奉傳受了

戊戌之歲六月四日以ア御本比較移點了以異本等入文字了

「佛說大吉祥天經」奥書

保延三年七月廿四日於仲川書寫了

（別筆） 承安五年二月十四日奉傳受了以三本校合了 玄證本

等が卅歳の時で、卅一歳の時は「吉祥天供次第」奥書に

安元二年三月十四日書了 玄證

次日校點書了同月十六日於佐阿闍梨御房奉傳受了

とあつて特に、佐阿闍梨御房から奉傳受了してゐるが、佐阿闍梨に就て現今源照と慈珍が知られてゐるが、源照は建久八年五月十七日に醍醐十四代源運僧都の弟子智定房雅西の付法弟子となつて居り、又慈珍は實範の付法弟子興然と共に授法してゐるが、果して此等兩人のうちの一人を示してゐるのか否か、今の所不明である。

又「瑜伽金剛頂經字母品釋」の奥書に見える「戊戌之歲六月二日以ア御本……」とあるア御本のアは、一應證印阿闍梨の偏のアを取つたものかとも考へられるが、やはり「アサリ」の略即ち阿闍梨のアであると考へられる(第十四圖)。又玄證本の中に、

治承元八月下旬書寫了於法先住之年之比奉隨大本御房奉受了 玄證

の奥書ある聖教があるが、大本御房は西行法師が大本房なる房號を有して居り、且治承元年に關しては、五辻齊院頌子が寶幢院谷に蓮華乘院を建て、此れを長日不斷の法談所となし、治承元年三月廿一日西行法師が奉行となり、此院を壇上に移し、十一月 後白河法皇の勅慮によりて此處に傳法會を修してゐるから、玄證阿闍梨が傳法院系の關係から、西行法師が治承元年三月奉行となつた其年の八月に、玄證が授法を受けても差支へないのであらう。此處で注意さるべき事は西行法師と明惠上人とが少なからぬ關係にあつた事で、高雄の文覺と西行法師の話は有名であり、

文覺と明惠上人は師弟の關係にあつたのであるから、其處に明惠上人と西行法師に何等かの關係があつたものと思はれる。「梅尾明惠上人傳記」にも西行が明惠上人に和歌を詠む心構を物語られて、

我が歌を詠むは遙に尋常と異り、華、郭公、月、雪、都て萬物の興に向ひても、凡そ所有相皆是れ虚妄なること眼に渡り耳に滿てり。又讀み出す所の言句は皆是眞言に非ずや。(中略)

此の歌即ち是れ如來の眞の形體なり。されば一首詠み出でては一體の佛像を造ると思ひなし、一句を思ひ續けては祕密の眞言を唱ふるに同じ。我れ此歌により法を得る事あり。若し此處に至らずして、妄りに此の道を學ばば邪路に入るべし云々。さて續ける、

山深くさこそ心はかよふとも

すまで哀はしらん物かは

喜海上人は其の座にあつて之を聞く。及びしまゝ注之。

とあり、西行法師の詠む心構へ其のものが表はれて居り、明惠上人の「和歌」或は「夢の記」等此の影響を受けた跡が認められる。玄證阿闍梨と明惠上人の年齢の差は十七年で明惠上人が少し若い、玄證阿闍梨と明惠上人の間は西行を通じて結ばれてゐるとも考へられ、其の關係に就いて

は更に「高山寺と月上院本」の所で述べる事にしたい。

玄證阿闍梨の活動期は大凡戊戌之歲即ち治承二年を契機とするものであつて、所引の玄證本も多く戊戌歲以降に交點されてゐるのである。又玄證阿闍梨が三十三の年記を記してゐる「金剛頂經一百八尊法身印」の奥書に

治承二年^{戊戌}五月廿五日於金剛峯寺月上院僧房以宰相阿闍梨御房玄剋許比較移點了 玄證三十

三

とあつて、宰相阿闍梨の名が見えてゐるが、宰相阿闍梨と云はれる人は多く、此の宰相阿闍梨が誰なるかを推定するは困難であるが、種々の理由事情より心覺阿闍梨かと思はれるのである。即ち心覺が保元元年兼意阿闍梨から授法後高野山に住し、承安五年往生院に住つてゐるから年代的にも許容され、又玄證阿闍梨の師證印阿闍梨は往生院に關係があり、覺鑊上人も亦往生院に居た事があり、心覺阿闍梨の師兼意と覺鑊上人とは同法系の關係もあつたので、心覺阿闍梨と玄證も一連の關係があつたことと思はれるのである。

心覺は始め三井寺の人で常喜院に住して居たから、また常喜院阿闍梨とも稱し、參議平實親の息で、故に宰相阿闍梨と呼ばれて居り、有名な「別尊雜記」を書寫してゐるが、玄證阿闍梨が斯く

の如き圖像の練達者に關係ある事は興味ある事であり且つは當然の事でもあると思はれる。

四 玄證阿闍梨の滅入期に就て

玄證阿闍梨の歿年に就ては醍醐寺に藏されてゐると云はれる血脈に、

大師廿代寛信念範兩人附法新別所阿闍梨尊海付法阿闍梨範杲其付法閑觀房玄證高野山西谷院

主元久三年六月八日入滅年七十二

とあつて、此れを前述の三つの玄證の確實な資料より推算して見ると、元久三年は六十一歳であつて七十二歳で入滅出来る筈はなく、此の血脈は信用する譯には行かぬ。

今日醍醐寺に此の血脈が存在してゐるか否かは不明であるが、唯玄證阿闍梨の法弟房海上人が醍醐寺に關係があり、特に房海上人が其の法弟玄朝阿闍梨に傳燈灌頂阿闍梨位授與の際に付したと思はれる相承血脈に、醍醐流勸修寺流月上院流と三流を載せて居り、かゝる關係よりして醍醐寺に玄證關係の資料が存在するのも決して偶然でないと思はれる。此の醍醐寺の血脈を見てゐる人は西村兼文氏が始めと思はれ、戸部隆吉氏は此れを引用されたものと思はれるのである。

また玄證阿闍梨の入滅の年を記したものに現在高野山不動院に藏する過去帳がある。(前述)

即ち「權僧正玄證 寛喜三年辛卯十月朔日」と見えるものであつて、此の記載よりすれば一應寛喜三年には尙ほ生存してゐたものであらうかとも考へられるのであるが、然し後述の如き房海の記によつて、既に貞應元年には他界してゐたことを知るのであつて、此の不動院の過去帳の記載も信憑し難いのである。

また「醍醐寺血脈」其のものゝ正否は兎も角とするも、其の記載に傳へられる「建永元年六月八日」は、月上院本「別行」七冊内の「諸天下」の奥書に（第十五圖）、

建久二年正月十六日終書寫交

點之功也所了於法印御房御本也 末口行守

建永元年八月廿一日以大夫僧都

御房御本書交共了 玄證（花押）

とある記載よりして、建永元年八月二十一日には玄證の生存してゐたことが判り、醍醐寺血脈の記載に、既に誤りのあることが判明される。而して又元久三年の前年に當る元久二年には「御産御祈記」に、

建久四年十二月廿一日宜秋門院御祈中宮御産元久二年十二月十八日傳燈大法師位玄證不空羅索供

等云々

とあつて、玄證阿闍梨の名が見えるのであるが、また晩年に於いては、かゝる高貴の方の社會にも出入してゐたものであらうかと想像されるのである。

玄證阿闍梨のもので最も晩年に於ける書寫本と考へられるものは「儀軌本經私記等目錄」（二巻）で、其の奥書には（第十一圖）、

承元二年八月廿日注置之 辛證花押

とあり、辛證が玄證であることは既に述べたところである。承元二年は玄證六十三歳であるが、尙ほ承元二年に於けるものとしては、敬白文一紙が傳へられ（第十六圖）、即ち、

敬白 請諷誦事

三寶衆僧御布施一裹

本願上人當五七忌辰爲成等正覺誦所請如件夫

右・報恩者佛陀之教也謝徳者

孔宣元訓也忠孝至誠内外共讚

是以爲酬彼海濱之厚恩捧此

消塵之輕資六情惟清潔也三

實必納受矣諷誦所謂如件 敬白

承元二年八月六日 院主傳燈大法師位玄證 敬白

と見えるものであるが、是は草稿であると考へられ、「右」の下に墨點があり、恐らく右側の本願上人當五七忌辰云々の文が加入されるのであつたこと、思はれる。又終に諷誦云々を消してゐることは、始めに「敬白請諷誦事」とあるから、重複を避けたものであらうと思はれる。此の五七忌辰を三十五年と解して、前代の月上院主に當る證印阿闍梨に就いて見るならば、三十五年の年は承安四年に當り、證印自筆本の「般若心經秘鍵表」奥書には既に「安元二年八月」の記を見るのであるから、此の本願上人は證印阿闍梨を意味するものでなく、或は覺鑊上人を指すものであらうかとも考へられるのであるが、然乍ら覺鑊上人は通例、其の入寂を康治二年十二月十二日と傳へるものであつて、此の本願上人に就いては尙ほ後考を要するところである。

此の諷誦に見える院主は即ち月上院の院主を指すものと考へられ、彼が六十三歳の晩年に於いて月上院に居住してゐたことが示されるのである。即ち高山寺に傳へられる玄證の書狀は、此の當時の玄證を傳へるものではあるまいかと考へられるのであるが（第十七圖）、即ち、

昨日不遂見參候尤爲恐

無極候陀羅尼衆事昨日

以成辨房委細令申上候

了尙自今日不可勤之由

仰定候旨只今成辨房被

申送候一定にや候覽

昨日も如令申候今暫

只可令勤行之由を件人に

仰候たらむはよく候なむ

思給候也其故等も昨日皆

令申候了可令參上之由令存

候足所勞にて御堂まで

たに無術大事にて候へは

以御札令申候也恐々謹言

七月一日 玄證

小田原御房

とあり、就中「御堂までたに無術大事候へは」とある一句は、恐らく晩年の玄證を傳へるものと考へられるのであつて、何か病氣の爲に身體が悪く、御禮を書面にて小田原御房に進上したものであらうかと解される。以上によつて、醍醐寺血脈の信じ難いことは明かであり、また元久三年の入滅も全く信を置き難いものである。

然らば玄證阿闍梨の入滅は何時の頃であらうか。もとより此點に就いては、今日確たる資料も發見されず、尙ほ後考を要するところであるが、然乍ら房海上人が玄朝に與へた傳授の記(折紙)によつて、或る程度の推察は可能であらうと考へられる。即ち其の記載は、

授與傳法灌頂阿闍梨職位事

金剛弟子權律師法橋上人位玄朝

右權律師法橋上人者故玄證上人入室灌頂弟子也兩部大法諸尊瑜伽皆悉傳授宛如渴瓶宗義教相復以碩學修練觀念晝夜無怠一門之上隨喜尤深_圖彼先師在生之時尙有師資之芳契上人入滅之後彌述懇懃蓄懷仍且感法器且隨乞旨貞應元年十月九日於醍醐寺勝俱胝院聖跡重授密印許可之秘

已訖(中略)今所授者是先師一海已灌頂並故玄證上人令相承密印秘明也其人雖異其傳施無差別者歟示之後哲欲爲次後阿闍梨故記而授之庶幾遠任大師之遺誠近察小僧之懇志必可酬三世佛恩答一世師德我願在此不可違失而已

貞應元年十月九日

傳受阿闍梨傳燈大法師房海

先師云妙成就許可事高野舊風無之餘流有之然而後代先德皆以所授來也仍予亦授之但先師上人被授之耳

と見えるものであつて、貞應元年十月九日には玄證阿闍梨は既に故人となつてゐる事が知られるのである。貞應元年に玄證阿闍梨が生存してゐたならば七十七歳で、「儀軌本經私記等目錄」の奥書は玄證六十三歳であるから、承元二年から貞應元年までの十三年間に入滅したものと思はれ、恐らく七十歳前後まで存生してゐたことと思はれる。

以上に於いて玄證阿闍梨は久安二年に誕生し承元、建曆、建保の頃まで、凡そ七十年の生涯を想像し得るのである。

五 月上院本と高山寺の関係

玄證阿闍梨と高山寺の関係は、前に述べた通り玄證と明恵上人の間に見られると思はれるのであるが、然し其故に高山寺に玄證等の月上院本が入つたものであるとは考へられない。玄證阿闍梨と明恵上人は廿六歳違ひで上人の方が若輩であるが、明恵上人よりも若輩と思はれる玄朝の本が高山寺に藏されてゐるのであるから（第十八圖）、明恵上人の時に此等のものが一時に入つたと考へる譯に行かないのである。勿論、西村兼文氏が指摘されてゐる様に、玄證と明恵上人が同じ法系の関係より高山寺に入つたと云ふ説は、或程度正しいとは思はれるが、明恵上人と同法系と云ふは恐らく勸修寺流であらうが、明恵上人と勸修寺流の関係は興然上人に於て關係付けられたのであつて、「勸修寺血脈」が示す様な範杲と明恵上人との關係に於ては結ばれてゐないのである。従つて私が已後明恵上人と勸修寺の關係を述べる事は興然上人と明恵上人との間に於て結ばれてゐた關係を指示するものである事を御断りして置く。

明恵上人が梅尾高山寺を開山されたのは、建永元年十一月三十三歳の時であつて、玄證の晩年六十一歳の時であつた。勿論「高野春秋」にも明恵上人と高野山との關係を記してゐるが、此れは

上人晩年の時であり、玄證阿闍梨の既に亡き後であつたと思はれる。然し野山と明恵上人の關係は、野山の碩學有徳の高僧と交通的な關係があつたとしても、上人自から野山に行かれたとは思はれない。或は前節の玄證の消息文に見える成辨房は明恵上人であらうかとも思はれるであらうが、然し明恵上人の房名は明恵房で成辨房でなかつたから、成辨房と明恵房とは別人である。

高山寺の聖教の中にあつて高山寺本、月上院本を除て多く見られる聖教は、仁和寺系のものと勸修寺系のものである。仁和寺系のものは覺成を中心としたもの、勸修寺系のものは興然を中心としたものである。特に勸修寺系のものが多いのは當然で、明恵上人と勸修寺の關係に於て多く高山寺に流入されたものと考へられる。故に月上院本も、月上院が後勸修寺の別院となつた様な關係もあり、其れ以前にも相當勸修寺と關係があつたのであるから、或は月上院本は一應勸修寺に流れ、其れが高山寺に來たものかと思はれる。

明恵上人と興然上人は師弟關係にあり、上人が興然上人の聖教を書寫されて居られるのは、屢々其の奥書に見られる所である。即ち「如意輪護摩次第先師口傳一軸」の奥書に、

建久二年冬二十九日興然草之 同三年三月一日於神護寺書寫了

「諸尊法（首）藥師等 烏羽僧正口傳」一軸の奥書に、

建久四年五月八日理明房阿闍梨御房奉傳受了 大法師成辨

等とあるによつても知られるであらう。

明惠上人と月上院本の関係を見ると割合早くからの交渉が見られるのであつて、仁和寺御經藏の「金剛界念誦次第」の奥書に、

奥書云交本云 本云上院本證印 交本云成辨二校了

とあり、惜しい事には何處で書寫されたのか分らないが、誰かゞ證印本を書寫したものを、明惠上人が二校されたもので、其れを又誰かゞ寫したものであると思はれる。今日高山寺に所藏される月上院本で上人と關係ある様なものは見當らないのであるが、此の夏藏庫を整理中に一本を發見した。即ち「三摩耶戒序 金輪房」であつて(第十九圖)、其の奥書には、

寛治八年二月廿三日午時書了 隆覺 玄證

と見られ、玄證の所持本であるが、此の表題の「三摩耶戒序」及び「金輪房」の書體は明惠上人のものかと思はれ、金輪房は高山寺の法類で、丹波にあつた寺で、又月上院の跡にあると思はれる不動院にも丹波に法類の寺があつたと云はれてゐるから、其の關係に於ても月上院と高山寺には法類關係があつたのではなからうかとも思はれるが、今の所不明である。只此の「三摩耶戒金輪房」

の文字が明惠上人の書體である事より、高山寺に此の時月上院本が流入し始めてゐたと考へられるのである。法類の寺院關係よりする考察は別として、私の勸修寺よりの流入説を述べて見る事にしやう。

明惠上人は誰も知る如く鎌倉期の名僧であり、其の弟子には逸材の人物が多く集まつてゐたらしく、其の中に定真空達上人或は仁真玄密房等の人が居たのである。

「高山寺代々記」によると此の兩上人に就て、

東方

方便智院代々

空達上人 定眞。元圓法房改空達。理智房興然付法又開山上人付法。建長元年八月二日入滅七十七。

仁真上人 玄密房、建保六年^{戊寅}誕生。本願御入滅之時十五歳拜面僧也。先師空達上人付法。

又慈尊院榮然僧都付法也。嘉元々年四月廿一日入滅八十六。

とあつて、兩上人は明惠上人の弟子で空達上人は明惠上人と同じく興然上人の弟子であり、仁真上人は空達上人慈尊院榮然上人の付法弟子で勸修寺流の法血も相承してゐる事が分るのである。

仁真上人の高山寺代々記の滅入の年を考察して見ると、仁真上人加筆の「弘誓界曼荼羅略釋」の奥書に、

延應元年四月廿日點了 仁真年廿三

とあり、嘉元元年の入滅の年は一九六三年で、延應元年は一八九九年であり、其の間六十四年の差で延應元年廿三歳より嘉元元年を推算すると八十七歳となる。然るに高山寺代々記には八十六歳とあるから一歳丈けの誤りとなる。尙一應本願上人入滅の時十五歳とあるから、此れを調べて見ると明恵上人の入滅は貞永元年正月であるから、代々記の八十六歳から逆算すると貞永元年は十五歳の時であり、延應元年廿三歳から逆算すると貞永元年は十六歳で此處でも一歳丈け増加してゐるが、其差僅かに一歳の違で大體に此記は信用出来るものである。仁真上人の僧名に就ては玄證阿闍梨の師尊海が仁濟と改め又仁真と改めてゐるが、此の仁真とは別人である。

明恵上人と玄證の孫弟子玄朝の關係を見ると、玄朝は「大方廣覺修多羅ア義經」の奥書に、

嘉祿二季六月七日比校畢 玄朝四十三

とあるから、明恵上人とは十一歳年下で仁真とは三十三歳上であり、此の點よりして月上院中の玄朝本は仁真の時に流入してゐたと思はれ、又仁真自身も「曼荼羅略釋」に、

仁平元年^{辛未}十二月三日於高野山西谷書之
爲求佛利生報恩也

とあり、此れに延應元年四月廿日點了してゐるから、此書は或は證印本ではなからうかと思はれる。或は此の聖教が高山寺に既にあつたとも考へられない事はないが、仁真上人もやはり梅尾高山寺のみに起住せず、勸修寺に於て修業教學の研究をなしてゐたと考へられる。又明恵上人の弟子達即ち喜海上人、空達上人、仁真上人等の間に、高山寺が道場として存在し得るまでに聖教次第を持つてゐたのではないかと思はれ、建長三年には早や高山寺で最古の目録と稱せられてゐる「建長目録」が「長真」に依つて完成されてゐる。

此の目録の中に玄證本と稱せられてゐる「戒壇院扉繪卷」と同名のものが記載されてゐるが、恐らく今日流布する「壇院扉繪卷」の一本が其れに概當するものと思はれる。此等の點からしても、玄證の圖像も聖教と共に建長三年の前後に高山寺に流入してゐたと思はれる。又寛永の目録には聖教に於て「以上月上院本」と記した記事が見られるから、此時には今日に見られる月上院本が存在してゐたと考へられ、前述の明恵上人と證印本或は玄證本の關係又高山寺の寶庫に今日勸修寺系のもの、特に興然上人のものが多く見られる點よりして、或は月上院本も高野山から一應勸修寺

に流移し、其れが明惠上人の時から特に空達上人仁真上人の時に高山寺に流入したのでなからうかとの推察が出来るのである。

而して此の月上院本が徳川期に至つて、高山寺の重要な聖教特に圖像製作史上に意義のあつた事は、今日醍醐寺に所藏の「梵天火羅九曜圖」の摹本や仁和寺に所藏される「先徳圖像」の摹本等存する事によつて説明出来るのである。

以上に於いて概略的ではあるが、玄證阿闍梨と其の周囲の關係とに就いて考察を示したのである。而して此等の事實は玄證の圖像を知るに於いて、延いては傳法院派の圖像集成に就いて、極めて重要な資料を提示するものであらうと考へられる。

註

(1) 金輪寺は明惠上人弟子高信の任地で、高山寺に金輪寺文書(室町時代までの)數通を藏して居り、又正嘉三年四月金輪寺一切經領に關する所領略圖、「丹波神尾山金輪寺一切經藏領地圖」を藏してゐる。

第四章 玄證阿闍梨の圖像に就て

前章までに於て私は、玄證阿闍梨其の人の傳記的な考察を試みて來たのであるが、此の章に於て玄證阿闍梨の圖像の特色に就て少し考察してみやう。

前述した如く、玄證阿闍梨を周る當代の高僧就中圖像の巧みな兼綜衆藝の阿闍梨達と其の關係が、一連の法脈に依つて結ばれてゐる事が知られたのであるが、特に玄證阿闍梨の主流と思はれる傳法院派の月上院系に於て、覺鏤上人、證印阿闍梨、玄證阿闍梨と兼綜衆藝の阿闍梨が相次いで其の法系を相承して居り、又覺鏤上人の時から證印阿闍梨の時代にかけて、三井の定智が關係して居り、又傳法院派の賢觀方に覺禪抄の著者金胎房覺禪などが居り、此等の關係は傳法院派の圖像研究の盛であつた事を推知せしむると共に、當代に於ける教相事相の發展が示されてゐると思はれる。

此等の人々の圖像に對する興味は繪畫的なものより學問的な高い意欲に基くものと考へられ、所謂兼綜衆藝の阿闍梨であつた事を物語るものである。玄證阿闍梨も其の兼綜衆藝の阿闍梨であ

つた事は、前述の如く、多数の聖教類の今日に傳へられる事によつても推察出来るのである。
 玄證阿闍梨の圖像本は、高山寺の藏庫より散佚したもので、此等の圖像本は普通玄證本の名に於て知られてゐる。今日に於て此等の玄證本は高山寺に藏されてゐるよりは、諸家に散藏されてゐるものが多い。今其等を調べて見ると

- | | |
|---------|----------|
| 梵天火羅九曜圖 | 高山寺藏 |
| 般若十六善神 | 藏者不詳 |
| 十二神將圖 | 益田家藏 |
| 曼荼羅集 | 久原文庫藏 |
| 應現觀音圖 | 久原文庫藏 |
| 虚空藏菩薩圖 | 久原文庫藏 |
| 大孔雀明王圖 | 安田文庫藏 |
| 唐本北斗曼荼羅 | 東京美術學校藏 |
| 戒壇院扉繪卷 | 松田福一郎氏藏 |
| 先德圖像 | 東京帝室博物館藏 |

降三世明王圖 竹岡陽一氏藏
 軍荼利明王圖 竹岡陽一氏藏
 等で、先德圖像は唇等に淡朱を施した淡彩圖であるが(第二十圖)、他のものは白描圖である。
 玄證阿闍梨の圖像に就ての統系的な考察は、更に他日に期することとして、玄證の聖教に思ひの外所持本の多いことは、また玄證の圖像本に於ても豫想されるところである。例へば東京美術學校所藏の「唐本北斗曼荼羅」にしても、一應「久安四年七月廿六日寫」のまゝに玄證が寫したとも考へられるが、久安四年は既に玄證の年代に於いて考察したるが如く、玄證三歳の時であり、又久安四年云々の書體と裏書の玄證自筆の書體は同筆と認め難く、又玄證自書の高山寺藏の「梵天火羅九曜圖」或は「十六善神圖」と比べて見ると其處に筆致の相違が見られるのである。

又益田家所藏の「十二神將圖」に於ては、一幅の奥書に「長寛二歳五月十八日 定智本」とあり、他の一幅には

唐本云々以帥都維師長覺房令模畢云々已上⁽³⁾

月上院本也

玄證花押

とあつて、玄證の花押を見るものであるが、然し是を以て直ちに玄證自筆本と斷する譯には行かない。即ち玄證自筆の圖像本は普通「梵天火羅九曜圖」或は「十六善神圖」「先徳圖像」に於て見られる如く、奥書に「模之了」或は「書寫了」とあつて、其れに依つて玄證自筆本と判定されるのであるが、益田本には「模畢」でなく「令模畢」となつてゐる。然して又「長寛二歳五月十八日云云」の書體と「唐本云々」の書體と「玄證花押」の三記が共に同一の筆者であるとは認め難い點がある。玄證の書體は此の奥書より寧ろ表の圖像にある――私は未だ益田家本は未見であるが、現今益田家本が未だ高山寺に藏されてゐた時に、此れを原本として刷つた石刷版原寸の圖像を考察すると各神將に加記されてゐる色彩の文字或は甲冑等に記入の――文字の書體に特長を見るものであつて、圖像其のものは非常に寫實的に描かれて居り、玄證自筆の諸圖像と比較する時は少々様式的にも異なるものかと考へられ、或は玄證所持本の類ではなからうかと考へられるのである。

此の益田家本の圖像は内藤藤一郎氏が既に指摘されてゐる如く、高野山櫻池院所藏「薬師三尊十二神將圖」(絹本着色)と何等かの關聯がある様である。櫻池院本は中央に薬師、左右に日精月精の兩脇士が描かれ、其の左右に十二神將が各六尊づゝ描かれてゐる。此の「十二神將圖」が益田家本に類似するのであつて、各尊の持物、服装、相貌等何れも同形のもが示されてゐる。然し内

藤氏が此の類似の點から、益田家本は恐らく櫻池院本を原本として模寫したものであらうと主張されてゐるのであるが、然し詳細に比較する時は又此點にも賛成し難い點がないでもない。即ち益田家本は非常に寫實的に描いてゐるものであつて、原本を忠實に模寫してゐる爲めか、頭部胸部が下半身に比較すると壓せられた感じを持つてゐる。櫻池院本はかゝる點に於いては全體の均等も保たれ、また描法に於いても素直なるものが認められる。又甲冑の模様、沓等の裝飾に於いても櫻池院本は益田家本ほどに複雑でなく、又其の姿勢の方向も或るものでは相違があり、持物相貌が同形であるからと云つて、決して櫻池院本を益田家本の原本とのみ云ふ事は出來ないであらう。即ちかゝる點を考慮するならば、此の兩本は同一原本或は同系の原本によつて描かれた兩様の圖像ではあるまいかといふ想定も可能視されるのであつて、かゝる想定に立つならば益田家本の記載はまた極めて参考となるものである。

兩本は云ふまでもなく藤原末期のものであり、益田家本の記載に従へば唐本なることが知られ、又櫻池院本の兩脇士の描法など少々唐風的な描線も示されるのであつて、恐らくは櫻池院本も亦唐本によつて描かれたのであらうと思はれる。

玄證と唐本との關係は益田家本十二神將圖のみならず、また「應現觀音圖」(久原文庫所藏)にも見

られる所であるが、此の圖の原本は五代末吳越錢弘俶印造の版畫の模寫と思はれ、日延上人の金泥塔と共に將來されたものかと小野玄妙博士は云はれてゐる(第二十一圖)。斯くの如く玄證の圖像が唐本に關係あることはまた注目すべきことであらう。

玄證が唐本を模寫せることは、もとより唐本圖像の優秀なるに興味を引かれたことでもあらうが、玄證阿闍梨は屢々述べたるが如く學僧であり、其の畫技的な熱意よりも學問的な意欲によつて、即ち教相事相兼學の時代的な風潮を反映した玄證の學問的な熱意と意欲によつて、かゝる模寫が試みられたものであらう。

又此の唐本との關係は天台關係に重要な問題が含まれてゐる様に思はれる。即ち東密に於て、天台系の圖像或は教儀が取入られる様になつたのは覺鑿上人以前にあつたと思はれるものゝ、圖像に於ては、鳥羽天皇の御時鳥羽の寶藏に容易に他見を許されなかつた天台系の唐本類が多數に來てゐたものと思はれ、鳥羽の寶藏は實に東密の事相研究者にとつて宜い機會であつたと思はれる。特に覺鑿上人が金胎一而不二を主張し、又鳥羽離宮と關係があり、傳法院派が天台關係の學風に注目してゐたと思はれ、本願上人の弟子證印阿闍梨が遠く奥州平泉に行脚の脚を延して「大日經序」を寫して居り、又圓珍自筆の「大毗盧遮那義釋經」を高野山に於て寫して居る事等、其れ

が當代の東密の學僧の風潮を物語る一面、傳法院派の傾向をも裏書するものではなからうか、故に玄證も其の一人であつたと思はれるのである。

今日玄證自筆の圖像本と思はれるものは、

曼荼羅集

(奥書) 承安三年五月十一日書寫了 玄證

十六善神

(奥書) 治承三年^巳正月十八日模了之 玄證

梵天火羅九曜圖

(奥書) 文治五年八月廿一日以新別所□本寫了

先德圖像

(奥書) 以勸修寺大納言阿闍梨房御本書寫比較了 玄證

の四點で、各々其の奥書に依つて知られる處である。此等の圖像から玄證阿闍梨の繪畫的な特色を見るならば、多く先行の圖を模寫するものであるとは云へ、古人の筆法に拘泥せず、單に尊像の姿形のみを模して其の筆意を模さない所に彼の圖像の特色が見られるのである。例へば「梵

天火羅九曜圖」(第五六圖)の羅睺星の圖に於ても、其の描線の打込みから線に至る、ノビノビとした筆致は玄證独自のものであり、其れを簡略的に描き而も應々簡略的な筆致は其處に空間を生じ不完全な繪畫となり易いに對して、玄證は其の筆致の巧さからかへつて尊姿の圖が表現せる眞意を其の筆意の中に攝取して、繪畫的表現を自個感得の密教經驗の中に巧みに生かしてゐる。又水曜星、金曜星の二女神に示される衣布の皺線には、多くの佛畫に見るような謹直なる描法をなさず、稍々簡潔なる筆致を以て潤達に描く處、また玄證の優れたる手腕を物語るものであらう。また相貌に就いても全體的には唐風の趣致を示しながらも、既に日本化されたものが感じられ、特に土星に於ける牛を引く童子などに其の特色が見られる。

結局玄證の圖像には玄證独自の畫境に特色が示されたものであつて、其處に唐風より日本佛畫に移る過程も認められるのであるが、其の畫境には亦大和繪風の影響も見られ、かゝる傾向は單に玄證ばかりでなく、當代佛畫の一般的傾向を物語るものである。

もとより「別尊雜記」「覺禪抄」の如く圖像そのものを寫し取る事が目的であつて、玄證の如き餘裕ある書寫の態度を示さなかつたものもあるが、然し畫事に興味を有つた畫僧達には、當代に於ける大和繪の—藤原貴族の間に於ける—隆盛を看過し得よう筈もなく、其等はやがて畫僧達の畫

境にも示され、大和繪的な佛畫の製作されるに至つたものと考へられる。

然乍ら玄證の圖像はかゝる影響の極めて濃厚なるものではない。またかゝる影響下の圖像に於いて特色を見るものでなく、また語るべきものでもない。即ち玄證の圖像に於いては、其の背後にある學問的な僧侶としての高い意欲のあることに注意すべきであつて、またかゝる點に於いて圖像其のものゝ眞の價値が認められるものであり、其の圖像に見る豊かなる才能は、かゝる見解に於いて許されたる玄證圖像の特徴であらうと思はれる。

註

- (1) 大正新修大藏經圖像部第三卷參照。
- (2) 國華第五十九號參照。
- (3) 福井利吉郎氏著「繪卷物概説」參照。尙「長寛の奥書」は小さく書かれ、他の奥書は圖像の幅と紙質を異にする。
- (4) 此の石版刷は現在十枚しかなく二枚缺けてゐる。
- (5) 日本佛敎圖像史參照。
- (6) 小野玄妙氏佛敎美術と歴史。
- (7) 覺鑒上人以前まで東密は金剛界、台密は胎藏界を主としてゐたと云はれる。
- (8) 月上院系の僧侶達の聖敎に多数台密系のもが見られる。
- (9) 故に玄證の唐本も唐本と呼ばれる圖像の中で基礎的なものを寫したのでなからうか。延いては天台關係によつて輸入さ

(10)

れた唐本の一系統が知られるのでなからうかと思はれる。
玄證の圖像には二種類あり、一つは天部神部とか星供系の如く比較的玄證の特色を示すもので、他の一つは大孔雀明王とか虚空藏菩薩のやうな佛菩薩形のもので、此れは忠實に模寫してゐる故、別尊雜記にある如き細線で描かれてゐる。玄證の畫技の秀れてゐるのは、もとより前者に著しく認められる處である。

玄證阿闍梨略年譜

玄證阿闍梨略年譜

○嘉承元年

是年證印生る。

○保延三年

證印三十三歲

四月十六日「施餓鬼法」を證印書寫す。

○保延四年

證印三十四歲

二月二日證印高野山五室隨寶院に於て「瞿醯壇多羅經」(三軸)を書寫す。

○康治元年

證印三十八歲

二月十六日證印紀州豐福寺に於て「虚空藏求聞持法」を書寫す。

五月廿八日證印奥州平泉に於て「大毘盧遮那經序」を書寫す。

○久安二年

證印四十二歲

是歲玄證生る。

- ◎久安四年 證印四十四才
玄證 三才
- 七月廿六日「唐本北斗曼荼羅」書寫さる。
- ◎久安五年 證印四十五才
玄證 四才
- 十月一日證印「胎藏界秘釋」を書了す。
- ◎久安六年 證印四十六才
玄證 五才
- 是歲證印「德真念誦儀軌」を書了す。
- ◎仁平元年 證印四十七才
玄證 六才
- 八月十五日證印「金剛頂毗盧遮那一百八尊法身契印」を書寫す。
- 十二月三日證印「二輪圓德抄」(内題 兩部曼荼羅功德修抄)の書寫本を所持す。(仁真延應元年四月廿二日に書寫す、原本に當る)
- 十二月三日「兩界密事私記」を證印書寫す。(玄證自筆奥書に大乘房證印之自筆本也とあるによる)
- ◎仁平三年 證印四十九才
玄證 八才
- 是歳の夏比證印「廿八宿圖」を書寫す。
- ◎永曆元年 證印五十六才
玄證 十五才

八月三日「寂心五秘密次第」(證印所持本)書寫さる。

十二月廿三日美福門院崩御

◎應保三年 證印五十七才
玄證 十六才

正月二日證印「八祖事」を書寫す。

◎長寛二年 證印五十九才
玄證 十八才

益田家十二神將圖の一幅の内に五月廿八日定智本の記載あり。

◎仁安元年 證印六十才
玄證 十九才

六月五日證印高野山往生院に於て「毘盧遮那經義釋」第五卷を書了す。

◎仁安二年 證印六十三才
玄證 二十二才

是歲證印「大毗盧遮那經義釋」六卷本を比較す。

◎承安元年 證印六十七才
玄證 二十六才

三月廿日玄證「白衣觀音」を書了す。

三月廿九日玄證「五大虛空藏」を書了す。

十一月晦日奉傳受了す。(大乘理趣六波羅密多經)

◎承安二年 證印六十八才
玄證二十七才

是歲十二月八日玄證阿闍梨證印阿闍梨より授法す。

十二月九日より十日まで玄證「金剛頂瑜伽金剛王菩薩念誦儀軌」を傳授了す。

十二月十三日より十六日まで玄證「佛頂尊勝陀羅尼念誦儀軌」を傳授了す。

◎承安三年 證印六十九才
玄證二十八才

五月十一日玄證「曼荼羅集」(久原文庫)を書寫す。

十一月十五日より十二月二日まで玄證重海本「守護國界主陀羅尼經」(十帖)によつて傳授了す。

十二月三日より九日の間玄證「蘇摩呼童子經」(上下)を寫校了す。

十二月廿日玄證重海本「普賢菩薩行願讚」(一帖)によつて授法す。

十二月晦日玄證「引(函)を」を書了す。(元久二年七月二日(玄證六十才比較す))

十二月晦日玄證「無量壽如來秘密略行次第」を書了す。(元久二年七月二日比較入文字了す)

◎承安四年 證印七十才
玄證二十九才

正月廿二日玄證「造塔延命功德經」を書寫す。

五月十二日より十六日までの間玄證「一字頂輪王經」(重海本)を授法す。

十二月廿日玄證「氷揭羅天童子經」(重海本)を傳授了す。

◎安元元年 證印七十一才
玄證三十才

正月八日より十六日までの間玄證「大日經供養儀軌一帖」を傳授了す。

二月十四日玄證「佛說大吉祥天女經」(重海本カ)を傳授了す。(治承二年六月四日比較す)。

◎安元二年 證印七十二才
玄證三十一才

三月十四日玄證「吉祥天供次第」を書了す。

六月八日玄證「胎藏略灌次第」を書了す。

◎治承元年 證印七十三才
玄證三十二才

五月口日玄證「普賢金剛薩埵念誦法」を傳授了す。(翌年十月六日交點了す)

八月二日證印高野山に於て「般若心經祕鍵表」を奉授す。

八月下旬玄證大本御房(西行法師カ)に授法す。

◎治承二年 證印七十四才
玄證三十三才

三月十日高野山に於て玄證「菩提壇所說一字輪王經卷」を書寫す。

四月八日玄證「觀自大悲成就蓮花部儀軌」を交點了す。(建仁二年正月授法す)

- 五月廿五日玄證「金剛頂一百八尊法身印」を金剛峯寺月上院に於て書寫す。
- 六月一日玄證「花嚴經儀軌」を書了交點す。
- 六月二日玄證「文殊内經字母品」第十卷を交了青點を加ふ。
- 六月二日玄證「瑜伽金剛頂經釋字母品」を書寫比較了す。
- 六月三日玄證「伽駄金剛真言」を書寫比較了す。
- 六月十八日玄證「文殊師頂佛法身記」を交點了す。
- 六月廿日玄證「五祕密修行念誦儀軌」(重海本)を交點比較了し又青點を加ふ。
- 六月廿七日玄證「虚空藏念誦法」をア御本を以つて青點を加了す。
- 八月二日玄證「入法界品四十二字觀門」を阿闍梨御本を以て交點及び青點を加ふ。
- ◎治承三年 證印七十五才
玄證三十四才
- 正月十八日玄證「般若十六善神圖」を模し了る。
- 二月七日玄證「髻尊陀羅尼經」を交點す。
- 三月四日玄證「觀自在菩薩三世最勝明王經序品」を交點了す。
- 四月四日玄證「瑜伽蓮花部」(重海本)を交點了る。

- 卯月十六日玄證「歡喜天雙身儀軌」を交點及び青點を加了す。
- 卯月十六日玄證「歡喜天儀軌」を交點及び青點加了す。
- ◎文治二年 證印八十二才
玄證四十一才
- 三月晦日玄證「玄秘抄」を書了す。
- 冬上旬玄證大納言阿闍梨(仁濟)の御本を以つて「轉法輪法」を書寫す。
- ◎文治五年 玄證四十四才
- 八月廿一日玄證別所御本を以つて「梵天火羅九曜圖」を書寫す。
- ◎建久二年 玄證四十六才
- 八月下旬玄證「廿八使者儀軌」を書寫す。
- ◎建久三年 玄證四十七才
- 孟冬初日玄證「北天曼荼羅釋」を書寫し同十四日寫本を以つて交點す。
- ◎元久二年 玄證六十才
- 十二月十八日玄證「不空羅索供」をなす。
- ◎承元二年 玄證六十三才

是歲玄證「儀軌本經私記等目錄」に八月廿日の注を置く。

八月六日玄證本願上人請諷事を書記す。

貞應元年

十月九日玄證既に入寂(房海上人の折紙)

玄證阿闍梨に関する二三の問題に就て

玄證阿闍梨に關する二三の問題に就て

密教に於て阿闍梨高僧等が圖像を描く場合、其の描寫に屢々卓越せる筆致が示されてゐる。其等の人々の中、高野山月上院の玄證阿闍梨に就ては、既に諸家に散藏される玄證本の名に依つて知られて居り、又玄證阿闍梨の研究は、西村兼文氏に始まり、今日尙かゝる方面の研究家によつて研究され、論説も發表されてゐる。特に戸部隆吉氏の玄證論⁽¹⁾は今日までの研究中最も詳細になされたものゝ如く思はれる。

玄證阿闍梨の研究には資料の考察に容易ならざるものがあるが、幸ひに高山寺寶藏よりして多數の玄證本が発見されたので、其の奥書を中心として玄證阿闍梨に關する二三の問題を考察して行きたいと思ふ。

月上院に就て

月上院に就ては「高山寺聖教目錄卷下甲乙録外」の第一百六の項に「已上高野月上院本」、^(朱書)第一百七に

玄證阿闍梨に關する二三の問題に就て

同様朱書で「已上高野月上院本」と月上院の名が見られるのである。此の月上院は玄證本「百八尊法身印」の奥書に「治承二年戊五月廿五日於金剛峯寺月上院僧房以宰相阿闍梨御房亥剋許比校移點了 玄證三十三」とある金剛峯寺月上院に相當するものと思はれる。

高野山月上院は今日消滅して其の位置すら不明で、特に高野山寺院は屢々の火災に遭つて寺院の位置も其の都度に變つたらしく、又鎌倉以前の寺院の多く消滅して居る現状では、當時の寺院考察は誠に困難であるが、今少し月上院に關する文獻を調べて見ると「紀伊續風土記」に、「聖方西谷 菩提心院又ハ月上院トイフ今ニ名トモ此地ノ總號トナル」とあつて、菩提心院が月上院とも云はれてゐたことが知られる。又此の記載中には「美福門院ノ尊棺ヲ納ム」とあつて、美福門院御逝去の後、尊棺を同院に納められたことも記されてゐる。更に月上院の建立に就ては「高野春秋」安元二年八月の條に、

安置六條院御遺髮於西谷月上院。當院者傳法院學頭大乘房證印○考證印者大乘院一字之開建立之。而爲學頭坊講談所也。

とあつて、西谷月上院は玄證阿闍梨の師傳法院學頭大乘房證印阿闍梨によつて建立された事が記されてゐる。

然るに覺鑊上人に就て最古の傳記と思はれる「高野山大傳法院本願靈瑞並寺家緣起」に左の文が記載されてゐる。

永久三年乙未 自往生院、往還五室寂禪院、隱岐上人明寂許、常被事相秘談。其間明寂俄遭回祿之難、又設新造之坊、又本願上人、去往生院之居所移住西谷。得中別所之長智大蓮房所被運渡也。件處者、當時月上院是也。千日行法、爰被勤修、其本尊者、月上院之中尊是也。淨法房院主所被安置也。

即ち此の記載によれば、本願上人(覺鑊)が隱岐上人明寂の許に身を寄せられてゐる間、回祿の火災に遭つて往生院から西谷に移られた、此の西谷の新坊が月上院と稱せられたものであるといふのである。従つて此の記載よりすれば、月上院は證印阿闍梨の師覺鑊上人の時代に建立されたものとしなければならぬ。また「傳燈廣錄」の高野山廣澤兩傳法院根來圓明寺開祖諡自性大師覺鑊傳の中にも、

十二月登高野山、有熊野神勅、阿波上人青蓮、蚤知師至山、邀饗應往生院山房。固訪明德於山中、謁最禪明寂上人開秘密藏、寂忘老指示。互成師資、說織旨妙解而悅澤、時遭回祿之變、移西谷大蓮之坊今月上院也。廻行千日護摩、絕言語(以下略)

とあつて、先述の緣起本と同じく回祿の難後西谷の大蓮房の坊に移られた所が、今の月上院であると書記されてゐるのであるが、かゝる點より見れば月上院の建立は、證印阿闍梨の時代よりも

寧ろ覺鑊上人の時代に成つたものと推察されるのである。而して茲に注意すべきことは、月上院がもと妙典院と呼ばれてゐた事であつて、即ち證印本「二四字（八字儀軌）」の奥書に、

天養二季_{丑乙}二月十三日書寫功了

一交已了 妙典院本 寺號改月上院之 妙典院

と見えるものであるが、これによれば天養二年は漸く妙典院が月上院と改名された頃かと考へられ、從つて覺鑊上人の時代には恐らく妙典院の名で呼ばれてゐたものと考へられ、覺鑊上人の西谷移住も此の妙典院であつたかと考へられる。即ち月上院の名は天養年間前後の證印時代に改號されたものかと考へられるのである。而して又妙典院に對して眞典院なる院のあつたことも知られてゐる。是は證印本の奥書に屢々見受けられるものであるが、例へば「兩界密事私記」奥書に、

仁平元年辛未十二月三日奉書了

爲一向忘求一切智必當普度法界衆生也 眞典院本也 一校了

とあるが如くであるが、推ふに此の眞典院も妙典院も西谷に建てられた傳法院關係の寺院であつて、眞典院本、妙典院本の兩者を、月上院の院號成立の後、月上院本の名を以て總稱されたのではないかと思はれる。

以上の資料より、月上院の位置を今日の高野山の地位に推定するならば、ほゞ現今の不動院附近に當るものかと思はれ、又特に美福門院の御陵の關係からも其様推察される。現在不動院の過去帳には玄證阿闍梨が寛喜三年に歿した事を傳へてゐるのであるが、是等の點よりするも恐らく月上院は、此の不動院附近に建立されてゐたものかと想像されるのである。

月上院に關係ある人々に就ては「月上院一晝夜不斷尊勝陀羅尼結番事」と題する折紙に依つて知られる。即ち、乘定房、行證房、千藏房、是淨房、義法房、尊定房、高興房、大聖房、演說房、永泉房、佛賀房、聖蓮房、明禪房、蓮地房、衍鏡房、聖力房、成衍房、證佛房、閑觀房、佛妙房、行日房、蓮乘房、心臺房、證高房、辨善房、覺大房、如連房、高修房、勢智房等の人々で、此の折紙の末には、

□一結衆各淨除業障頓證菩提殊致精誠每月十五日可被參勤之如件

安元二年八月十六日

とある。右記の中、閑觀房とは玄證阿闍梨の事である。此の閑觀房に就ては玄證が師證印阿闍梨から授法した際、其の様を記した「月上院灌頂日記」にも、受者閑觀房玄證と見えるものである。然るに「兩界密事私記」の奥書には「大乘房證印之自筆本賢觀房玄證大乘房之弟子前西谷院主其弟

子玄證」とあつて、賢觀房なる房號も記されてゐる。故に玄證阿闍梨は閑觀房と賢觀房の二つの房名を持つてゐた事が分るのである。然らば此の閑觀房と賢觀房の關係如何と云ふと、閑、賢を漢音、吳音に讀むと次の如くなる。即ち「閑漢音 カン 吳音 ゲン 賢漢音 ケン 吳音 ゲン」となり、吳音ゲンなる音が共通であることに氣付かれる。故に閑觀房賢觀房共に原則としてゲン觀房と讀む可きものかと解され、従つてゲンの音を閑又は賢の文字を以て當てたるものかとも考へられ、同時に又玄證の玄が音に於て共通なることも、何かしら關係あるものゝ如く思はれるのである。

玄證阿闍梨の法系に就て

證印阿闍梨と玄證阿闍梨の師弟關係は、諸種の血脈記事に依つて知られてゐる。即ち「高野春秋」には、

承安二年冬十二月八日 大法師賢觀受秘密灌頂於證印阿闍梨

と記し、又玄證本の「兩界密事私記」に、

大乘房證印之自筆本賢觀房玄證大乘房之弟子前西谷院主其弟子玄證

と自記してゐるから、玄證阿闍梨が證印阿闍梨の弟子なる事は明かである。又玄證が證印阿闍梨

から授法した際自記したるものと思はれる「月上院灌頂日記」に、

高野山月上院

承安二年壬辰十二月八日壬寅傳法灌頂日記事(中略)

大阿闍梨

密嚴院々主兼大傳法院學頭大乘房證印

受者

閑觀房 玄證(中略)

仍大略日記如件

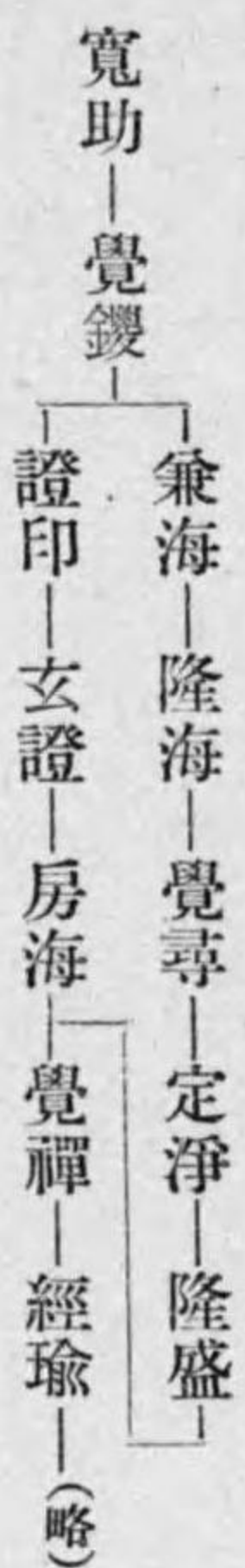
承安二年壬辰十二月 日

とあつて、承安二年十二月八日に玄證は證印阿闍梨の弟子となつた譯である。

證印阿闍梨は兼海上人と共に覺鑊上人付法の直弟子で、兼海上人は兼海方、證印は證印方の開祖である。覺鑊(4)上人は傳法院派の開祖であり、寛助、聖恵に就て廣澤流を、寛信、定海、賢覺、明寂に就て小野流を究め、更に三井寺の鳥羽僧正覺猷に就て台密を相承し、又珍海上人とも交渉があり、鳥羽寶藏に出入して當代の高僧との關係が見られるのである。

覺鑊上人の此等諸流を相承せられたる目的は、當代諸流分裂の流派を統合せんとされたに他ならず、上人自から東台兩密の名徳具兼の高僧、大阿闍梨所傳の秘法に就て蘊奥を究められ、是を融合大成されんとしたものが即ち傳法院派の理想である。

此の傳法院の法流は二者に分れて相承され、一者は兼海上人、隆海、覺尋、定淨等に依つて、一者は證印、玄證、房海、定慧等に依つて相承されたもので、前者を眞言宗では兼海方、後者を閑觀方と呼んでゐる。證印方に就ては「諸流灌頂秘藏鈔」には寛助、覺鑊上人、證印阿闍梨大乘房、玄證阿闍梨房、定慧阿闍梨房禪心とあつて、前述の閑觀方と同人が相承してゐるが、或は同流であるかも知れぬ。然しまた證印方と玄證方を區別する説もないではないが、其の理由は詳かでない。今兩系の血脈を「廣澤相承諸流印信血脈類聚」記載の圖示に依れば、

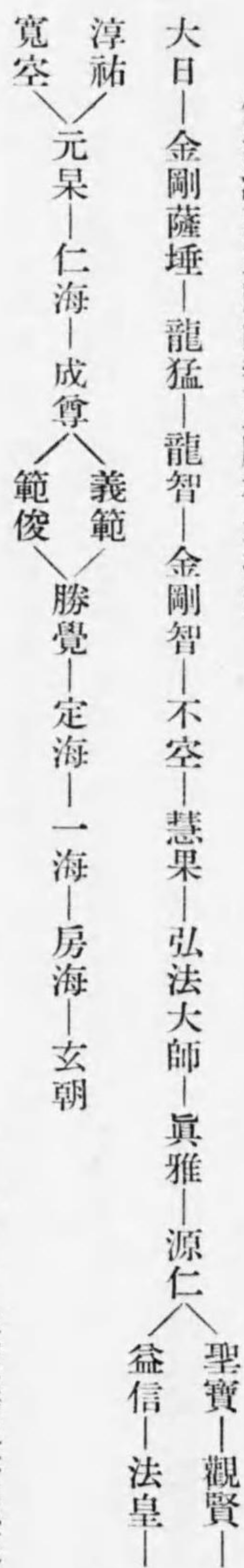


となる。

尙玄證阿闍梨は西谷月上院に住して居り、此の月上院を中心に月上院流なる法系が傳はつてゐた事も知られ、且此の月上院流が傳法院派の中核をなしてゐたことも想像される。即ち玄證の弟

子房海上人が其弟子玄朝に與へた、貞應元年十月九日の記ある「授與傳法灌頂阿闍梨位事」の印信に付加された血脈に、

傳法灌頂三國師資血脈相承次第



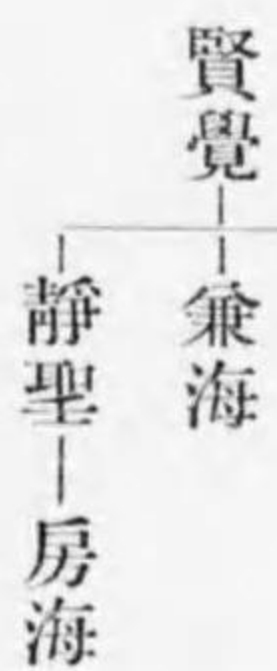
已上醍醐流三寶院兩界不同授之
理性院兩界同業授之



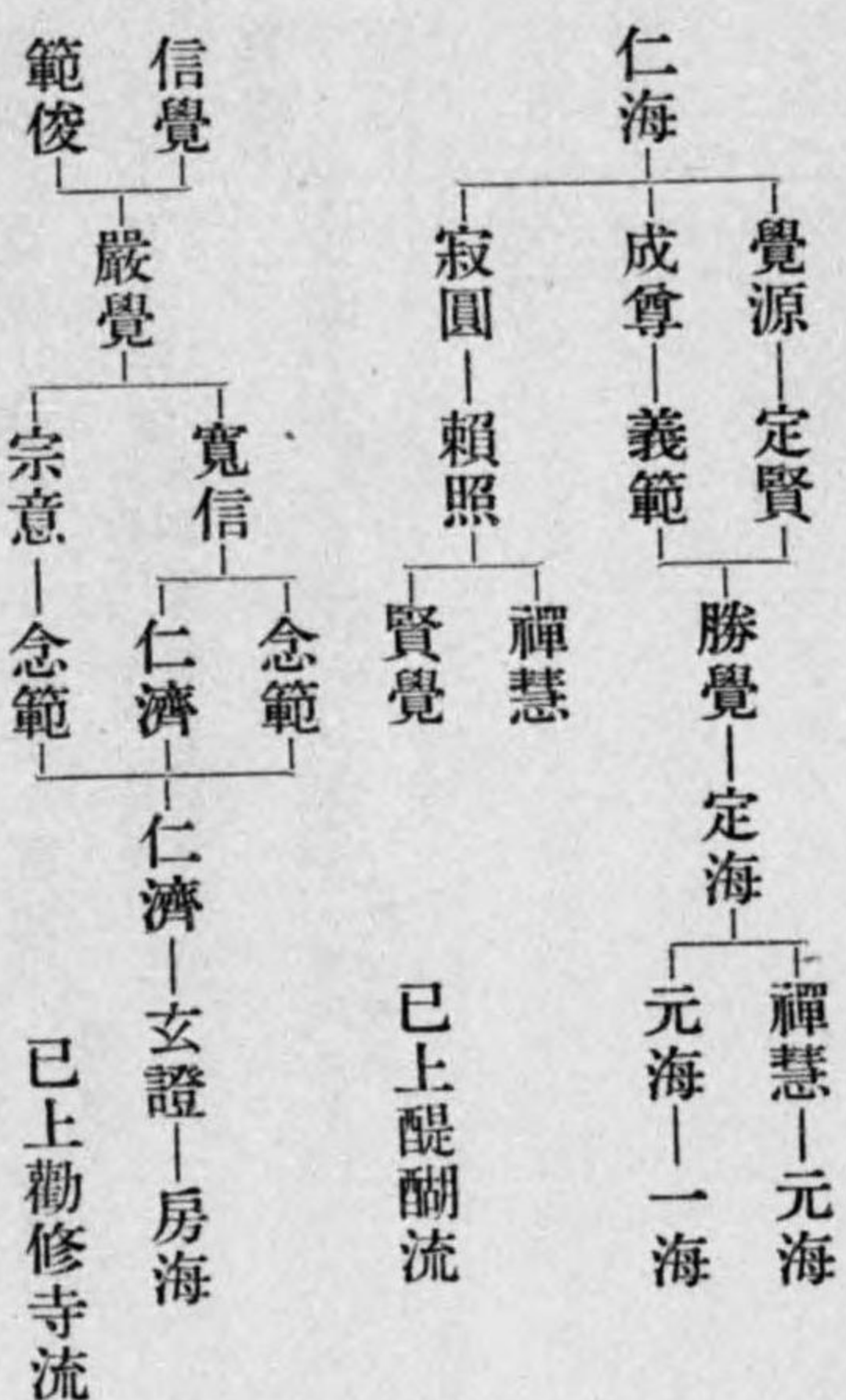
已上十代寛空以前如上



大旨與月上
院流是同



玄證阿闍梨に關する二三の問題に就て



右任師說所記錄如件

貞應元年十月九日 阿闍梨傳燈大法師(花押)

とあるが、特に覺鏝—證印—玄證—房海—玄朝の月上院流は注意すべきであらう。
 先述の閑觀方は房海—覺禪となつてゐるが、當血脈では玄朝となつてゐる。房海以前は同系人であるが玄朝のみ異なつてゐる。月上院流と記したのは此の房海の血脈を他に見られず、月上院に就ては既に前述の如く證印玄證時代に存してゐたのであるから、月上院流の存在は決して假空的なものでない。寧ろ月上院本と共に傳法院派の中核となる可きもので、玄朝が月上院流を

相承しながらも、淨土門の信空(6)の「圓頓戒血脈」に入つた爲に、覺禪が玄朝に代つて房海の弟子に列したものであると思はれる。

更に玄證の血脈に就て云ふならば「血脈類集第六」に、

觀十四代念範弟子
 大法師尊海 付法三名改名仁濟

(裏書) 尊海事

念範已講灌頂資。改名仁濟。號高野新別所地藏房。又云大納言阿闍梨。

杲覺 備前入寺承安四年十月二十五日受之

成寶 於高野山受之無作法重受

玄證 賢觀房高野山西谷院主

とあつて、玄證阿闍梨が新別所地藏房大納言阿闍梨仁濟から授法してゐる事が見られる。

仁濟阿闍梨から授法を禀けた事は、又「傳燈廣錄」卷下にも見出し得る。即ち寬信法務の血脈に、

寬信(中略) 東寺四十一代法務三月七日化七十

付法七人

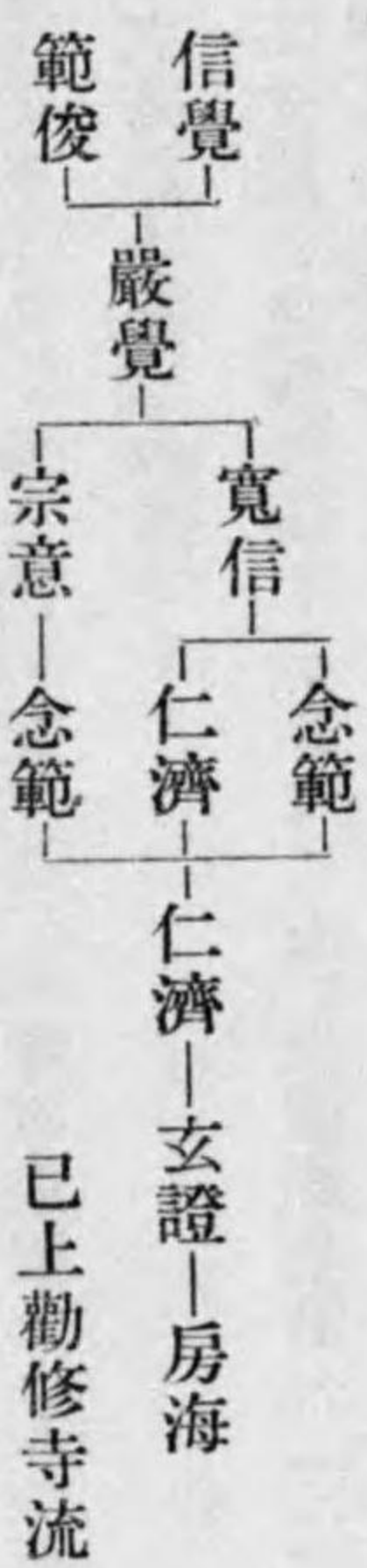
玄證阿闍梨に關する二三の問題に就て

念範重受 行海 明海 淳寬 寬緣 寬照 仁濟高野山新別所
 仁濟高野山新別所律師宇地藏房(中略)、禮
 寬信受許可、先得念範印可、付法二人
 成寶勸修寺僧正 玄證西谷院主字閑 房海
觀、付法二人 行守

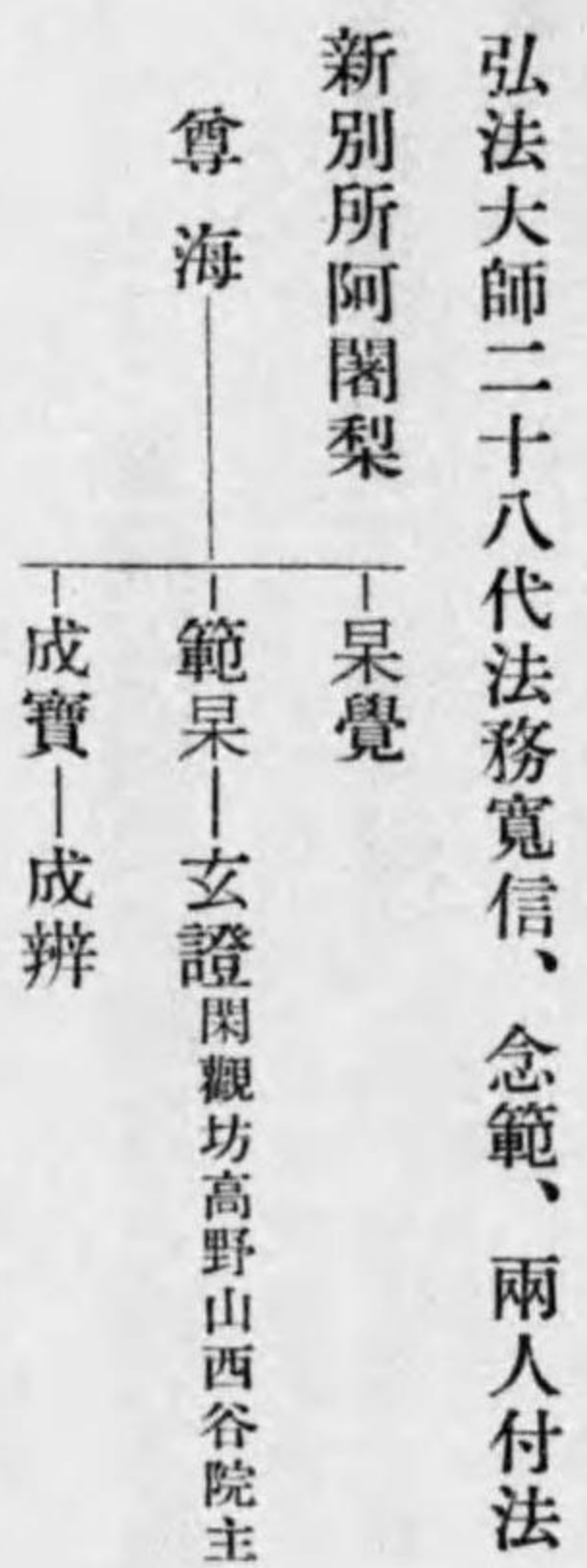
とあつて、仁濟と玄證の授法關係が知られるのであるが、仁濟と玄證の關係は少なくとも文治二年玄證四十一歳以前と思はれる。即ち玄證本「轉法輪法」の奥書に、

文治二季冬上旬以大納言阿闍梨御房御本書寫比校書了師命之末流布本宜秘藏 金剛佛子玄證
 花本 押本

とあつて、此の大納言阿闍梨御房は仁濟の事と思はれる。玄證阿闍梨が證印阿闍梨より授法を稟けたのは廿七歳の時であつたから、玄證は卅歳代に勸修寺流も相承してゐたことが考へられるのである。又房海上人が弟子玄朝に付與した血脈中に、



とあるから、仁濟、玄證の師弟關係も亦是認されるものであらう。又戸部氏が引用されてゐる勸修寺の血脈には、



とあつて、玄證は尊海(仁濟)の弟子範杲から授法してゐる。戸部氏は此の血脈を成寶―成辨の關係から否定されてゐるが、範杲の存在も決して玄證の研究には無意味でないのである。範杲は玄證より年長者であつたらしく「火呼供養儀軌」の奥書に、

永曆元年八月十二日於勸修寺口本書了 末資 範杲
 また「施諸餓鬼飲食儀軌」の奥書にも、

長寛三季五月六日於勸修寺西明院書了 奉傳受了 範杲
 とあつて、前者は玄證十五歳、後者は廿歳の時であり、更に「胎藏界七集」(上下二帖)の上帖奥書を見るならば、

平治元年八月十八日於勸修寺書了 僧範杲交了

とあつて、玄證十四歳の少年期に當り、範杲は玄證よりも可成り年長の人であつたことが想像される。範杲と高野山の関係も「真言雜抄」の奥書に、

仁安元年十一月十三日於高野山東別所書了 一校了 □□範杲

とあつて、玄證廿一歳の時には高野山に登つて居り、又「密嚴淨土觀」(覺鑿上人作)の奥書には、

治承五年五月十六日高野山西谷院主御房本書寫了 範杲

とあつて、玄證卅六歳の時西谷院に来て居た事も分るのである。

かゝる關係から玄證と範杲の法系上の關係も、當然あり得可き事と思はねばならぬ。

玄證阿闍梨の誕生と滅年に就て

玄證阿闍梨に就ての諸問題中、其の生存期に就て考察して見ると「金剛頂經一百八尊法身印」の奥書に、

治承二年戊五月廿五日於金剛峯寺月上院僧房以宰相阿闍梨御房亥剋許比較移點了 玄證三十

三

とあり、治承二年に玄證阿闍梨が三十三歳であつた事が知られる。此の書體は全く玄證独自の書體であつて、決して後代加筆のものとは思はれない。(第一・三圖)又「勸修寺血脈」に、

高野山月上院住侶當院灌頂日記

承安二年十二月八日密嚴院主兼大傳法院學頭大乘房證印受者閑觀坊玄證^{二十七年}戒^{十七}

とある記は、先述の治承二年の三十三歳から逆算して六年前、即ち承安二年に相當するから此の二十七歳の記は正しいものと云へる。勿論戒十七は戸部隆吉氏が既に述べられてゐる如く或は戒七の誤かとも思はれる。

尙右記のものをより確實ならしむる資料が高山寺寶藏より發見された。是は前述の「百八尊法身印」にある卅三歳の記の如く、三十一歳の年齢が記入されてゐるもので、玄證本に普通年記がなき爲卅三歳の年記にも今迄半信半疑であつたのであるが、今や此等の疑雲は一掃する事が出来るのである。即ち玄證阿闍梨が安元二年九月五日に授法を稟けた記で(第三圖)、現在は卷軸であるが、原型は恐らく折紙式のものであつたと思はれる。其れは、

安元二年九月五所奉授法三十一

(中略)

玄證阿闍梨に關する二三の問題に就て

凡委細事□□憚記置
仍其端三書了以此可
午剋了□□□阿□□
御房配申終還西谷厨
酉□記之□□□□□
可破者也

玄 證(花押)

と自記してゐるのである。

治承二年玄證阿闍梨は三十三歳であつたのであるから、是から算して三十一歳は二年前即ち安元二年に當る。而して其の書體を前記「金剛頂百八尊」の奥書と比較する時は書癖に酷似のものがあつて、全く同筆なる事が知られるのである。故に私は今玄證阿闍梨の生存期を知るに當つて最つとも確實なる資料として、承安二年廿七歳、安元二年卅一歳、治承二年卅三歳の三資料を提示し考察を進めたいと思ふのである。

是等の資料より玄證阿闍梨の誕生年代を考察すると久安二年に生れた事になる。而して其の家

系に就ては今日未だ詳かでない、血脈等にも其れらしきものが見えぬが、唯「傳燈廣録」に、

東寺百四十八代長者仁和寺眞光院禪信傳

法務名禪信、字義明、嗣眞譽燈、厥暉光蔓衍于諸方、詔爲東寺百四十八世法務、亦複百六十

四代百七十四(中略)付法九人

教實曰宰相 阿闍梨 寬驗曰紀伊上人 覺延曰少將 玄叡曰月輪 覺義曰圓總房 玄證曰式部少輔維光之子 隆信曰明禪院任持 行延曰少將法眼

宗禪曰光法房 法橋

とあつて、玄證阿闍梨は式部少輔維光の子となつてゐる。

禪信付法弟子九人の中には、玄證阿闍梨が證印阿闍梨から授法を禀けた際に、護摩の役を務めた圓總房覺義、又十大弟子の役を務めた明禪院の隆信も記されてゐるが、禪信に就ては「血脈類集記」に、

高野十代成尊弟子

大法師明算の項に付法七人とあり、其の中、良禪阿闍梨付法廿五人云々とあつて、

良禪—眞譽持明房 阿闍梨—禪信法橋義明房 持明院 證印

とあり、此の禪信は明かに玄證の師證印と同期の人であり、玄證が禪信から授法を禀けた事は想

玄證阿闍梨に關する二三の問題に就て

像に難くないが、眞光院の禪信に就ては「野澤血脈」に、第三十一禪信大僧正眞光院とあり、然も第三十代は永道親王、第二十九代は永助で、後花園天皇の御宇の人であり、此の眞光院禪信と眞譽弟子禪信とは同名別人であつて、「傳燈廣録」は此の別人の禪信を混記してゐるやうに思はれる。然し其の弟子達を見ると玄證阿闍梨と同時代の人が載せられて居り、覺延に就て見るも「血脈類集」にある覺演とは同人かと思はれる。即ち覺延が「傳燈廣録」に記す如く禪信の付法の弟子なる事は、

覺演阿闍梨四十四重受元法橋禪信付法少將圓明寺

文治元年十一月六日乙酉壁宿金曜於北院授與之。色衆十二口(下略)

とあり、覺延の延は演と音通するもので、元法橋禪信に重受してゐるから、恐らくは同人であらう。又文治元年は覺演四十四歳であるが、玄證も此時四十歳であるから、覺演(延)と玄證の時期も同じである。故に「傳燈廣録」の禪信は玄證時代の禪信法橋と思はれ、後代の禪信と混記されたものであらう。而して此の傳燈廣録の記も或程度信用出来るにしても、式部少輔維光之子の記は何に由つたものか不明である。更に式部少輔維光其人に就ても不明であるが、今後の調査如何によつて玄證の家系に何等かの手懸りを示す人であるかも知れない。

玄證阿闍梨の最老年期の書として見られるものは「儀軌本經私記等目錄」で、其の奥書に、(第十圖)

承元二年八月廿日注置之 玄證(花押)

とあつて、彼が六十三歳の時の書記である。

戸部氏に依れば「御産御祈記」に「中宮元久二年十二月、傳燈大法師位玄證不空羅索供等」とある記を引用されてゐる。又玄證は承元二年八月に次の如き敬白文の草稿を書いてゐる。(第十六圖)

敬白 請諷誦事

三寶衆僧御布施一裹

本願上人當五七忌辰爲成等正覺誦所請如件夫

右・報恩者佛陀之教也謝德者

孔宣之訓也忠孝至誠内外共讚

是以爲酬彼海濱之厚恩捧此

消塵之輕資六情惟清潔也三

寶必納受矣諷誦所請如件敬白(原本以下六字消ス)

承元二年八月六日 院主傳燈大法師位玄證敬白

玄證阿闍梨に關する二三の問題に就て

とあるもので、是によつて玄證阿闍梨は六十三歳まで確に生存してゐた事が知られるのである。此の敬白文は本文中にも見られる如く本願上人とあるから、恐らく覺鑊上人に關してのものであらう。然りとすれば覺鑊上人の滅年期に關して相當問題が残されるが、今は其れを別とする。而して院主とあるは恐らく高野山の西谷院か月上院であらう。玄證の消息に(第十七圖)、

昨日不遂見參候尤爲恐

無極候陀羅尼衆事昨日

以成辨房委細令申上候

了尙自今日不可勤之由

仰事候旨只今成辨房被

申送候一定にや候覽

昨日も如令申候今暫

只可令勤給之由を件人に

仰候たらむはよく候なむ

思給候也其故等も昨日皆

令申候了可令參上之由令存
候足所勞にて御堂まで
たに無術大事にて候へは
以御札令申候也恐々謹言

七月一日

玄證

小田原御房

とあり、特に足所勞にて御堂までたに無術大事とあるは、或は玄證阿闍梨の晩年を意味するものではないかと思はれる。戸部氏に依れば「醍醐寺血脈」に建永元年六月八日入滅七十二とある事を指摘されてゐるが、建永元年は玄證六十一歳であり、且先記の承元二年の記に依つて六十三歳まで生きてゐた事が分るのであるから、「醍醐寺血脈」の記載は信用する譯には行かぬ。従つて玄證阿闍梨の歿年期に就ては明確に知る事は出来ないが、房海上人が其の弟子玄朝に與へた記文に依つて推知する事が出来る。即ち「授與傳法灌頂阿闍梨職位事」に、

金剛弟子權律師法橋上人位玄朝

右權律師法橋上人者故玄證上人入室灌頂弟子也兩部大法諸尊瑜伽皆悉傳授宛如渴瓶宗義教

相復以碩學修練觀念晝夜無怠一門之上隨喜尤深刻彼先師在生之時尙有師資之芳契上人入滅之後彌述懇懃蓄懷仍且感法器且隨乞台貞應元年十月九日於醍醐寺勝俱胝院聖跡重授密印許可之秘已訖(中略)今所授者是先師一海已講灌頂並玄證上人○所令相承密印秘明也其人雖異其傳強無差別者歟示之後哲欲爲次後阿闍梨故記而授之庶幾遠任大師之遺誠近察小僧之懇志必可酬三世佛恩答一世師德我願在此不可違失而已

貞應元年十月九日

傳授阿闍梨傳燈大法師房海

先師云妙成就許可事書高野舊風無之餘流有之然而後代先德皆以所授來也仍予亦授之但先師上人被授之耳

とあつて、貞應元年十月九日には玄證阿闍梨は既に故人となつてゐた事が了解出来るであらう。故に玄證阿闍梨は承元二年六十三歳より貞應元年七十七歳までの間に、他界してゐる事が推察出来るのである。恐らく玄證阿闍梨は建暦、建保年間七十歳前後を以て歿したものであらう。高野山不動院の過去帳には玄證阿闍梨の滅年を寛喜三年辛卯十月朔日として記してゐるが、玄證は貞應元年には既に故人となつてゐるから是も信用する譯に行かない。以上に於て玄證阿闍梨は結局久安二年に誕生して、建暦から建保三、四年まで、即ち約七十歳の前後まで生存してゐたことが

推察されるのである。

玄證本に就て

玄證本の奥書に依つて玄證阿闍梨の年代を順を追つて考察して見ると、「白衣觀音」の奥書に、

嘉應三年三月廿日書了一校了 求法佛資 玄證

とあつて、玄證廿六歳の書寫である。是より九日遅れて「五大虚空藏」を書寫して居り、其の奥書に「嘉應三年辛卯三月廿九日申時許書寫了 求法佛資 玄證」とある。

玄證二十七歳の時には「金剛瑜伽金剛王菩薩念誦儀軌」奥書に、

承安二年十二月始自九日至十日奉傳受了□□□□ 以四本校合示已也 玄證

重以治承二年戊戌正月廿日以ア本移點了

又「佛頂尊勝陀羅尼念誦儀軌」奥書に、

保延三年七月十三日書了(朱) 同日移點了 二校了

承安三年十二月始自十三日至次日奉傳受了以兩三本比較了 玄證

治承二年戊戌六月六日於月上院以引御本加青點了マタラニ□□□□以墨付了

玄證阿闍梨に關する二三の問題に就て

とあつて、廿七歳の時十二月九日から十日に「金剛瑜伽金剛王菩薩念誦儀軌」を、十三日から十四日に、「佛頂尊勝陀羅尼念誦儀軌」の傳授を稟けてゐる。而して治承二年に（玄證卅三歳）該本を再度移點校合してゐる。佛頂尊勝陀羅尼本にある「青點了」とは、玄證の交合點了の場合、墨點朱點を用ひ其上の交合に於て綠青點を用ひてゐる場合である。かゝる青點の使用は、或は玄證阿闍梨が能畫家なる故、常に机上に繪具を具備してゐたことによるであらうかとも考へられるが、此の青點は玄證本を詳細に見る時、聖教儀軌の書寫に關聯して其の必要の爲になされてゐることが了解される。特に玄證が所持本を交點する場合、前の筆者の墨點朱點を生かして、更に青點を加入してゐるように思はれる。

斯くの如きは玄證の聖教研究に對する甚しき熱意を示すものであつて、二度三度ならず四度までも、各阿闍梨の秘傳本を交點してゐる。而してかゝる交點は自ら玄證の學風を語るものであつて、他に専門家の調査を俟たねばならぬものであるが、恐らくは興味深き内容を示すものがあらうと思はれる。

尙金剛瑜伽金剛王本にある「以ア本移點了」のアは、或は證印の印の字を略したものかとも考へられるが、また阿闍梨（アジャリ）のアかとも考へられる。

承安二年十二月九日と云へば、先述した如く、同年十二月八日に玄證阿闍梨は月上院に於て證印阿闍梨より灌頂授法を稟けてゐるのであるから、其の翌日から引續き金剛界系の別尊法を授けられてゐたものと考へられる。

翌年の承安三年玄證廿八歳の時は「無量壽如來秘密略行次第」の奥書に、

承安三年極月晦日書了 玄證本

元久二年七月二日比校入文字了

とあり、また「守護國界主陀羅尼經」十帖本の第一帖の奥書に、

保延三年八月二日於仲川書寫了 辨圓 執筆重海^(朱) 四月三日移點了 辨印

承安三年^{癸巳}十一月始自十五日至十七日三日間奉傳^{受了}□□ 玄證

と見えるのであるが、特に此の奥書に於て注意すべきは仲川に於ける重海僧正の名が見えることである。

重海に就ては「醍醐雜事記」の「清瀧宮季御讀經執事」に次の如き記が見えてゐる。

長寛二季^{甲申}春座主權律師乘海^{令位} 秋重海阿闍梨

即ち長寛二年と保延三年との間は廿七年の差であるから、此の二人の重海は同人と思はれる。ま

た「血脈類集」の醍醐十三代聖賢弟子權大僧都源運付法二十六の中にも重海の名が見られるのであるが、此等の諸記により重海は醍醐流に關係があつたことと思はれる。

又中川とあるは或は大和の中川を指してゐるものと思はれる。中川に就ては玄證本「金剛頂經一百八尊法身印」の奥書に、

保延三年七月廿八日於中川書寫了 執筆重海

とある。大和國中川は中川上人實範の居つた所で、上人は蓮光少將上人とも稱し諫議大夫藤原顯實の第四子で、京都に生れ興福寺に於て出家し、法相を學び、中院流を理教房教真阿闍梨より稟け、勸修寺流を嚴大僧都から授けられて、忍辱山に住し後に中川に住してゐたやうである。其の歿年は台記に記されてゐる。實範は東密の教學方面に於て有名であり、當代の學僧は此の中川か或は實範の住して居つた光明山に行つてゐる。玄證阿闍梨は廿八歳から廿九歳までの間に、多數に中川本を所持して居る。即ち、

「普賢菩薩行願讚」奥書(第十二圖)

保延三年七月於中川書寫了 執筆重海

(別筆)
承安三年十二月廿日傳受了二本比較口畢

治承二六一以引御本口點了^移

「摩訶吠室羅末那野提婆喝羅闍陀羅尼儀軌」奥書

保延三年七月廿四日於中川書了

(朱)
同廿五日以經藏之本移點了 辨圓

(別筆)
承安四年酉正月廿一日子剋奉傳受了 玄證

(朱)
戊戌之年六十四以ア本交點了

「一字頂輪王經」奥書

保延三年九月廿五日於中川成身院寫之

(別筆)
承安四年^{甲午}始自五月十二日至十六日之間奉傳受了 玄證(花押)本

(青)
戊戌之歲六月一日於金剛峯寺以引御本交點了

「水揭羅天童經」奥書(第十三圖)

保延三年七月廿三日於中川書寫了一校了^(朱) 移點了 入阿

(別筆)
承安四年^{甲午}十二月廿日以三本交合傳受以ア御本加青點了 玄證

とある。現今玄證本に於て玄證阿闍梨が一番多くの聖教を書寫或は所持したのは、卅歳から卅五

六歳の時と思はれ、卅歳から四十歳の十年間は、實に玄證阿闍梨の修業時代と想像されるのである。尙玄證阿闍梨と心覺阿闍梨或は西行法師との関係も豫想され、又玄證本と高山寺の関係、或は玄證の圖像論等の諸問題もあるが、其れは以後の研究に譲り度く思ふ。最後に始終長年の間御指導を戴いた森暢氏に篤く御禮申し上げます。

(入替前日稿了)

註

- (1) 戸部隆吉氏著「日本佛教美術研究」参照。
- (2) 高野山大傳法院本願靈瑞並寺家縁起に就ては、中野達慧氏著「與教大師正傳」参照。
- (3) 此の灌頂日記は原本は玄證自筆と思はれるが、今は仁和寺藏の見廻寫本に依る。
- (4) 覺饒上人に就ては中野達慧氏著「與教大師正傳」参照。
- (5) 「眞言宗全書」参照。
- (6) 塚本善隆氏著「法蓮房信空上人の研究」参照。
- (7) 「眞言宗全書」参照。
- (8) 戸部隆吉氏著「日本佛教美術研究」の「玄證に就て」参照。尙此の二十七年に就ては見廻本に、受者閑觀房玄證草本裏書云生年廿七戒滿十七年とあり。
- (9) 戸部氏「日本佛教美術研究」参照。尙此の時證印は六十八歳であつた。
- (10) 「眞言宗全書」参照。
- (11) 「眞言宗全書」参照。

證印阿闍梨と證印本に就いて

證印阿闍梨と證印本に就いて

今日高山寺の寶藏に、證印本と稱せられる聖教が現存して居り、此等の證印本の一部が、既に森暢氏に依つて發表される所があつた。

⁽¹⁾ 證印阿闍梨に就ては簡單ながら「本朝高僧傳」、「高野往生傳」、「高野春秋」等の諸書に見えて居り、傳法院流の開祖覺鑊上人に従事し、其の學顯密に長じ、傳法院學頭に任ぜられたと傳へられてゐる。特に證印阿闍梨の傳法院學頭之行歴は、彼の學徳の偉大さを如實に物語るものであらう。

證印阿闍梨は、眞言宗に於ては證印方の開祖として、事相方面に知られてゐるのであるが、既に森暢氏に依つて紹介された「廿八宿圖」に於て見られる如く(第二十三、二十四、二十五圖)、圖像方面にも關聯が見られ、且つ當代に於て圖像の描寫に卓越せる筆致を残してゐる玄證阿闍梨の師なる點に於て、證印阿闍梨の研究は少からぬ興味ある問題を提示するものと思はれる。

一 證印阿闍梨の法系に就て

證印阿闍梨と玄證阿闍梨が師弟の関係にあることは「高野春秋」に、

承安二年冬十二月八日大法師賢觀受祕密灌頂於證印阿闍梨

とある記に依つて知られるが、證印自筆本に、玄證が加筆せる奥書を有する「兩界密事私記」に、

大乘房證印之自筆本賢觀房玄證大乘房之弟子前西谷院主其弟子玄證

と自記してゐるから、その師弟関係は極めて明白である。また此の記に依つて、證印阿闍梨は大

乗房の房號を有し、元西谷院主であつたことも知られる。

「高野春秋」記載の承安二年冬十二月八日の玄證阿闍梨授法の期日に就ては、「月上院傳法灌頂

日記」に、

承安二年_辰十二月八日_{壬寅}傳法灌頂日記

大阿闍梨 密嚴院々主兼大傳法院學頭大乘房證印

受者 閑觀房玄證(中略)

仍大略如件

承安二年_辰十二月日

とあるから、受法期日の承安二年十二月八日は是認の出来るものである。故に證印阿闍梨と玄證阿闍梨との法系上の關係は此の年次を以て始るのであるが、もとより二人の關係は其れ以前に於て結ばれてゐたことであらうと察せられる。因みに承安二年は證印阿闍梨六十八歳⁽³⁾、玄證は二十七歳の青年期であつた。

證印阿闍梨がその師覺鏝上人より付法を受けたことは、諸種所傳の血脈よりして知られるが、今その一例を示せば、

兼海—隆海—定淨—隆盛
寬助—覺鏝—證印—玄證—房海
(以下略)

と見られる血脈であつて、證印阿闍梨が覺鏝上人付法の弟子なることが了解される。また兼海も覺鏝上人の法弟であり、兩人が共に覺鏝上人再興の傳法院學頭に任ぜられたのも、兩人共にその學徳の凡ならざるものを示してゐるものであり、且つ覺鏝上人が如何に兩人に將來を期待されてゐたかゞ知られる。兼海・隆海・定淨の方を兼海方と稱し、證印・玄證・房海の方を證印方と稱するが、この證印方は玄證阿闍梨の弟子房海が弟子玄朝に與へた「傳法灌頂阿闍梨位許可狀」に付與さ

銘が散見する。此の「言」「典」は、然らば證印と如何なる関係があるのであらうか。

いま「言」なる文字に就て考へるに、「言」は恐らく人扁と言の作りに分解されないであらうか。「言」は即ち人と言、「信」なる文字と考へられる。かゝる例は、空海が「海」を「兼」の文字に使用してゐる場合と同例であらう。故に「言」は、「信」であると考へるのも、決して假空的なことではないであらう。而してこの信と證印との関係は、結局反切音の関係にある様に思はれる。證印の反音はシンであり、シンなる音を信の文字に當てたのである。かゝる例は時代的には差はあるが、華嚴宗の覺州がその反音を「鳩」なる文字に當てたことによつても知られる。故に證印と「信」の関係も斯くの如き関係にあると私は考へる。次に「典」に就ては信典本の略とも思はれ、「典」は典籍、經典の意味にも解され、證印の經典本の意味があるやうであるが、また信典本をシンテン本と讀む時、真典院にも関係があるやうに思はれる。

即ち真典院は前述の證印本「兩界密事私記」に、

仁平元年辛未十二月三日奉書了

爲一向悉求一切智必當普度法界衆生也真典院本也一校了

と真典院の名が見えて居り、信典本は真典院本と同義にも解されるのである。真典院に就ては、

その詳細に就ては明かでないが、仁平元年は證印四十六歳前後の時で、恐らく高野山に於ける苦練修行時代の後期と思はれ、真典院は或は高野山に於ける西谷院、月上院等と関係ある證印の住坊であつたのではないかと思はれる。月上院の前名が妙典院であることが資料上よりして知られるが、此の妙典院と真典院も、或は西谷院寺領内に建てられた院坊かとも想像されるが、これを斷定する資料を持たぬ故以後の研究に待たねばならぬ。

然し「言」に就ては真典院に通ずる意味よりも、寧ろ證印に關係の深いことが知られる。即ち

「般若心經秘鍵表」に(第二十六圖)

(表紙左側)
言之奉藏

(奥書二)
書言者證印之列名也

安元二年酉八月二日於高野山奉寫了 陰者言

とある。此の「般若心經秘鍵表」は柃形本で、現存する「般若心經秘鍵表」としては古きものに屬し、此の帖本が證印の自筆本なることは、他の證印自筆本と比較して、その特徴ある書體を同じくすることに依つても知られるが、この「書言者證印之列名也」の書記は、圖版にも了解される如く、蟲損あり、全體は二度書になつて居り、之、也は缺失して居り、初めの書も書か言か不明

であり、特に「判名」の箇處は判讀に一層困難である。或は判名と讀むに難點があるにせよ、その下は名也で、何か證印の名と關聯のあることは、その文意よりして了解されるのではなからうか。「判」が判と讀み得るならば、花押を書判と稱して居り、或は花押の判の意味で使用された、判名とも解釋出来るやうである。何れにしても、「言」は右記の奥書により、證印と關係あることが了解出来るものと考へられる。尙ほこの奥書の書體であるが、本文に比して稍々大きく書かれてゐるが、表記の言之奉藏の書體と同筆と思はれ、證印は奥書自署の際に、本文書寫に用ひた筆を使用せず、先端の切れた筆で薄墨で書いてゐる場合を屢々見受けるのであるから、此の書體も安元二年八月二日書寫了つて後に加筆したものであらうと思はれる。

以上に於て、兎も角も「言」典なる文字が、證印本なることを示す何かの記號的なる文字であることを了解するに足るが、また逆に是を考察するならば、かゝる「言」典なる文字が、その聖教をして證印本なることを想像せしむる緒口ともなるものであらうと考へられる。尙ほ證印本は時に自筆本のみと考へられ易いが、これを大別するに、自筆本と讓受本との二つに區別される。従來自筆本と他筆本との混同は玄證本に於ても見られ、今日尙ほ玄證の研究上に少なからぬ問題を殘してゐる有様である。讓受本即ち所持本には、同時代のものもあれば、それ以前のものもあ

り、殊に玄證本に於ては證印本に比較して、自筆本より所持本の方が多いのではないかと考へられる。

三 證印阿闍梨の傳歴に就いて

證印の寫經生活はその生涯を通じて行はれ、遠く奥州にも及び、「大日教義釋序」の奥書に

永治二季五月廿八日於奥州平泉西剋許書寫了 證印

とある（第二十七圖）。この永治二年の五月は都では既に前月即ち四月の廿五日に康治元年と改められて居り、證印の平泉に於けるこの書寫はその後一ヶ月を経てゐるが、都の沙汰は遠く奥州にゐる證印の耳に未だ風聞されてゐなかつたものと思はれる。

證印と平泉との關係に就ては委しく知る由も無いが、或はその間に西行法師が介在して居るのではないかと思はれる。即ち五辻齋院頌子が寶幢院谷に蓮華乘院を建てられて、長日不斷の法談所とせられ、その後二年を経て、治承元年に西行は奉行となり、この院を壇上に移して、十一月後白河法皇の叡慮によりて、此處に傳法會を修して居る。此時、即ち治承元年八月下旬に證印の弟子玄證は「奉隨大本御房奉受了」と記してゐるが、この大本御房は西行法師を指すものであらう

と思はれる。また西行法師と美福門院、特に菩提心院(月上院)の關係を見るならば、大傳法院派の人達と西行が無關係であつたとは思はれぬ節々があるやうに感ぜられる。これらの關係から推測するに、西行と證印の關係も恐らくは何かの意味であつたものと考へてよい。殊に西行は深く奥州の基衡、秀衡等と關係があり、康治二年或は文治二年に奥州に行脚してゐるから、證印と奥州の關係も直接なり間接なり、その陰に西行法師が居たと思はれるのである。

證印阿闍梨の平泉の寫經生活も翌年十二月に師覺鑊上人の寂に會つてゐるから、前記永治二年五月前後がその終かと思はれる。

彼の寫經に對する熱意の程は「毘盧遮那經義釋十卷」(第二卷缺)の自筆本に於て、その一端を知ることが出来る。この聖教は前述の大日教序の書體よりして、證印の自筆なることが知られるが、第五卷の奥書に、

永萬二年_{丙戌}六月五日於金剛峯寺往生院書寫了 一校了 證印本也

とあるに依つて了解出来る。この義釋本は台密で主に使用せしもので、各奥書中に沙門圓珍の名が見えて居る。卷首に一行述とあり、圓珍が入唐の際轉寫したものと思はれる。現今此の原本が佚亡してゐる折から、貴重な資料と云はねばならぬ。この卷子本の長さは、普通の卷子本の長さ

に倍し、證印の寫經生活に於ける最大の努力を示したものであり、證印の聖教に對する熱意は見通すわけに行かない。

今證印の所持本を見ると

「護摩儀軌」(一帖)には、

長治二年七月十二日書了 金剛佛子宴遍

願以書寫功必住極樂父母及兄弟同共遊戲樂 證印本也 (別筆)

とあり、「五祕密次第」(一帖)に、

永曆元年八月五日書了 沙門寂心 一校了 證印本 (別筆)

とあつて、此れは證印五十六歳の時の所持本である。證印の自筆本を二三、年代順に紹介して見ると、「施餓鬼法」(一帖)には、

保延三年_{丁巳}四月十六日書寫交了 證印 建久二年正月九日勘合了 (別筆)

と見え、また「瞿壇醯多羅」(三軸)下卷には、

保延四年二月二日。

の奥書ありて、上卷に「會本」、中卷に「證印本」とあり、更に「虛空藏求聞持法」(一帖)には、

證印阿闍梨と證印本に就いて

永治二季^{壬戌}二月十六日於紀州豐福寺敬奉書寫畢 僧證印本也

とあるのが見られる。この豊福寺は覺鑊上人が永治元年に根來山に傳法會を開白した所であり、證印の謂はゆる豊福寺も同寺かと思はれる。更に「胎藏界祕釋」には、

久安五年^{己巳}十月一日亥剋書了 典

また「百八尊法身契印」(月上院本)には(第二十八圖)

仁平元年^{辛未}八月十五日敬奉寫了 沙門證印本

とあり、同じ儀軌を弟子玄證が書寫してゐることも注意したい。現今證印本で證印の最老年期に當るものは、恐らく前項に挙げた「般若心經祕鍵表」であり、その奥書に従へば實に證印七十二歳の書寫である。證印阿闍梨の生存年代に就いては明確に知るを得ないが、諸傳に文治二年或は三年、八十二歳或は八十三歳を以て歿すと傳へてゐるから、逆算すると永久四年の誕生となる。

四 證印阿闍梨と其の周圍

證印阿闍梨は、現今の血脈に於ては東密系の人となつてゐるが、尙ほ考證を要するところであらう。當代には、台密系の人で後に東密系に入つた「別尊雜記」の著者心覺阿闍梨も居ることであ

り、また覺鑊上人に仕へた畫僧定智も台密系の人であり、更には覺鑊上人も台密研究の第一人者なるのみか、その台密を東密に撮合した人であり、故に傳法院流派の中には多分に台密的要素が加入されて居り、月上院本に於いても多數の台密系の聖教が発見されるのである。従つて證印阿闍梨に就いても、或は心覺阿闍梨の如く、もとは台密系の人ではなかつたかと思はれる點もないではない。即ち證印自筆の「夢の記」に、(「」は行切)を示す)

承安二季^{壬辰}正月廿一日寅尅夢口 有人共指己身云阿闍梨御房然間 東 曼荼羅^前大花形壇其壇

南[」]寄東方有黒木歟之小柴垣其東 有一人別座問傍人云誰人祈座^{公家被}」答云大阿闍梨御

座也^{云々}意云指[」]自身稱其名字也仍自領解思念 如日三井寺阿闍梨歟 不思係事也然間夢

覺畢即[」]嗚後夜鐘仍起居所注置[」]如件

承安二年正月廿一日 證印

とあり、夢に三井寺阿闍梨を見てゐる。かゝる點よりして或は證印は台密の人でなかつたかとも思はれるのである。特に前述の「大日教序」或は「十卷義釋本」或は奥州に天台系の寺院があつたことなど其間の消息を裏書するものでなからうか。かゝる點に證印と平泉の關係、延いては、西行との交渉が推測されるものであらう。また定智と證印の關係も決して無關係でなく、覺鑊上人も

亦た常に側近に台密系の人を持つてゐたことは推察に難くないのであつて、かゝる意味に於て證印阿闍梨は、明確に斷言出來ぬとしても、多分に台密系の人なることが濃厚に想像されるのである。故に月上院本に於ける台密關係聖教の蒐集に證印の盡力のあつたことが推測される。

最後に高山寺と證印との關係であるが、この事は今日の高山寺に於ける多數の月上院本との關係にも及ぶことであるが、詳細の考察は以後に俟つとして、その一端を略述するならば、明惠上人が眞典院本を書寫されてゐることなど、有力の資料と考へられる。即ち元祿五年爾照房が高山寺本を寫した「兩部曼荼羅功德略抄」(覺鑊撰)の奥書に、

眞口院本也 一校了

仁平元年^{辛未}十二月三日於高野山西谷書之 爲求佛利生報恩也 圖像第一卷 成辨云證印本也とあつて、圖像本は證印本なることを明惠上人が述べられてゐる。特に今日證印の圖像が問題とされねばならぬ時に、かゝる奥書を見ることは、證印の圖像に興味ある問題を提示するものであらう。もとより如上の例をもつて、月上院本の高山寺移藏を直ちに明惠上人の頃であらうとする譯にはゆかないが、然しかゝる明惠上人との關係は當然考慮すべきものゝあることが察せられる。

以上證印に就て二三の問題を中心に考察して來たが、その考察には容易ならざるものがあり、今後の研究に多大の困難を感じるものであるが、切に先輩の指導を願ふ次第である。最後に長年の間始終指導を與へられた森暢氏に厚く御禮を申上げる。

(入隊の日)

註

- (1) 「畫說」昭和十四年四月號證印本廿八宿に就て。
- (2) 仁和寺藏晁通寫しの日記を使用した。原本は玄證自筆本と思はれる。
- (3) 高山寺藏の此の血脈は、原本の轉寫である。
- (4) 覺鑊上人に就ては中野達慧氏著「興教大師正傳」、興教大師八百年遠忌記念出版「興教大師傳」參照。
- (5) 望月信亨氏「佛敎人名辭典」及「慈雲尊者全集」參照。
- (6) 月上院に就ては他日玄證論で考察したく思つてゐる。
- (7) 「紀伊續風土記」參照。

著者略歴
昭和十六年高野山大學卒
仁和寺靈寶館主事
昭和十七年陣歿



(出版會承認 い、1003號)

昭和十九年二月一日 日初版印刷
昭和十九年二月十日 日初版發行 (二〇〇〇)

「玄證阿闍梨の研究」

◎定價四圓九拾五錢
特別行爲
稅相當額
三十七錢

賣價五圓三十二錢

著者 土宜成雄

發行者 京都市中京區夷川通寺町西入 桑名啓

印刷者(西京三) 京都市中京區柳馬場三條南 株式會社似玉堂

圖版印刷者(西京二) 京都市下京區七條御所ノ内町一 日本寫眞印刷有限會社

京都市中京區夷川通寺町西入

發行所 桑名文星堂

會員番號一〇八〇〇六號
電話上六〇三番
振替京都二一五九五番

配給元
日本出版配給株式會社
東京都神田區淡路町二丁目九番地

終